

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 参照条文

(注) ※印を付した法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)による改正後のものである。

目次

【政令の廃止関係】

○ 内閣府独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十七号) (抄) 14

○ 総務省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十八号) (抄) 15

○ 財務省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十九号) (抄) 16

○ 文部科学省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十号) (抄) 17

○ 厚生労働省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十一号) (抄) 18

○ 農林水産省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十二号) (抄) 18

○ 経済産業省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十三号) (抄) 20

○ 国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号) (抄) 21

○ 環境省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十五号) (抄) 24

○ 外務省独立行政法人評価委員会令(平成十五年政令第七十二号) (抄) 24

○ 防衛省独立行政法人評価委員会令(平成十九年政令第二号) (抄) 25

【内閣官房関係】

○ 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号) (抄) 25

○ 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号) (※) (抄) 33

○ 国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一百号) (抄) 36

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号) (抄) 39

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) (※) (抄) 39

抄	郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（抄）	40
○	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（※）（抄）	41
○	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）（抄）	41
○	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百五十五号）（※）（抄）	44
○	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）（抄）	46
○	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（※）（抄）	46
○	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	47
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（※）（抄）	50
○	特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）	52
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（※）（抄）	57
○	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）	59
○	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（※）（抄）	60
○	採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）（抄）	60
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（※）（抄）	61
【内閣府関係】		
○	公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（抄）	61
○	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）	61
○	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）	62
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	62
○	地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）（抄）	63
○	地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百一十号）（抄）	63
○	内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）	64
○	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第五百五号）（抄）	64
○	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百四十八号）（抄）	65
○	再就職等監視委員会令（平成二十年政令第八十七号）（抄）	65

○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（※）（抄）	．．．．．	66
○	官民の人材交流の範囲を定める政令（平成二十年政令第三百九十二号）（抄）	．．．．．	66
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（※）（抄）	．．．．．	66
○	消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）（抄）	．．．．．	67
○	公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（抄）	．．．．．	67
○	公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）	．．．．．	68
○	独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（平成二十六年政令第二百六十一号）（抄）	．．．．．	68
○	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）（※）（抄）	．．．．．	69
【復興庁関係】			
○	復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）	．．．．．	70
○	復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）（抄）	．．．．．	71
○	復興庁設置法（平成二十三年十二月十六日法律第二百二十五号）（抄）	．．．．．	71
【総務省関係】			
○	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）	．．．．．	72
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（※）（抄）	．．．．．	73
○	電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）	．．．．．	73
○	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	．．．．．	73
○	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）	．．．．．	73
○	行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）	．．．．．	80
○	行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）	．．．．．	81
○	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	．．．．．	82
○	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）	．．．．．	85
○	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）	．．．．．	103
○	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）	．．．．．	105
○	電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（※）（抄）	．．．．．	105

○ 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）	．．．．．	106
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第九十九号）（抄）	．．．．．	106
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（※）（抄）	．．．．．	107
○ 電波法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百六十三号）（抄）	．．．．．	107
○ 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（電波法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百六十三号）による改正後のもの）（抄）	．．．．．	108
○ 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（※）（抄）	．．．．．	108
○ 独立行政法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）（抄）	．．．．．	109
○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（※）（抄）	．．．．．	110
○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十條第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第二百六号）（抄）	．．．．．	111
○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第一百十号）（抄）	．．．．．	111
【法務省関係】		
○ 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）	．．．．．	112
○ 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）（抄）	．．．．．	112
○ 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）	．．．．．	113
○ 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（抄）	．．．．．	113
○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）	．．．．．	114
○ 債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）（抄）	．．．．．	114
○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六号）（抄）	．．．．．	115
○ 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）	．．．．．	115
○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（※）（抄）	．．．．．	118
【外務省関係】		
○ 外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）	．．．．．	122
○ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第一百十八号）附則第八條の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第六條の規定による廃止前の独立行政法人国際協力機構法施行令（平成十五年政令第四百九号）（抄）	．．．．．	123

- 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）（※）（抄） 123
- 独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号）（抄） 124
- 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）（※）（抄） 124

【財務省関係】

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄） 125
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄） 128
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄） 129
- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（※）（抄） 139
- 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）（抄） 143
- 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号）（抄） 144
- 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄） 144
- 独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）（抄） 146
- 独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）（※）（抄） 147
- 独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）（抄） 148
- 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）（※）（抄） 148
- 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄） 149
- 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（※）（抄） 153
- 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）（抄） 155
- 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄） 155

【文部科学省関係】

- 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（抄） 156
- 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（※）（抄） 157
- 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄） 158
- 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄） 158
- 発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）（抄） 158
- 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）（抄） 159

○ 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）	159
○ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（※）（抄）	160
○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）（抄）	160
○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（抄）	161
○ 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（抄）	162
○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（※）（抄）	162
○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）	163
○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）（抄）	167
○ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（※）（抄）	168
○ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）（抄）	168
○ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）（※）（抄）	169
○ 独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）（抄）	170
○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）（※）（抄）	171
○ 独立行政法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）（抄）	172
○ 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）（※）（抄）	172
○ 国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号）（抄）	173
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（※）（抄）	173
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	179
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（※）（抄）	180
○ 独立行政法人海洋研究開発機構法施行令（平成十六年政令第三十二号）（抄）	180
○ 国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（※）（抄）	181
○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（抄）	181
○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）（※）（抄）	182
○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（抄）	182

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（※）（抄）

【厚生労働省関係】

- 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）
- 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）
- 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）（抄）
- 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（※）（抄）
- 特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）（抄）
- 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（※）（抄）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）
- 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（抄）
- 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）（抄）
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）（抄）
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）（抄）
- 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（抄）
- 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（※）（抄）
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（抄）
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）
- 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）（抄）
- 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）（抄）
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）
- 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（抄）
- 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）
- 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）（抄）

202 201 200 200 199 199 198 197 196 195 195 193 193 191 191 189 188 187 186 185 185 185 184

○	健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（※）（抄）	202
○	独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）	203
○	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（※）（抄）	203
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）	204
○	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）（※）（抄）	204
○	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）	206
○	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）（※）（抄）	206
○	独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）（抄）	207
○	独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（※）（抄）	207
○	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（※）（抄）	208
○	独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）	208
○	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（※）（抄）	209
○	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）	209
○	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（※）（抄）	210
○	独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）（抄）	211
○	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（※）（抄）	211
○	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）（抄）	212
○	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（※）（抄）	212
○	独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）（抄）	213
○	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（※）（抄）	214
【農林水産省関係】		
○	森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）（抄）	214
○	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）	215
○	農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）（抄）	215
○	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）	216

○ 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）（抄）	．．．．．	216
○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）	．．．．．	216
○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）	．．．．．	217
○ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号）（抄）	．．．．．	219
○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（※）（抄）	．．．．．	220
○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十八年政令第六十五号）（抄）	．．．．．	221
○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）（※）（抄）	．．．．．	222
○ 独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）（抄）	．．．．．	222
○ 独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）（独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）による改正前のもの）（抄）	．．．．．	223
○ 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）（抄）	．．．．．	224
○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）（※）（抄）	．．．．．	228
○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第五十五号）（抄）	．．．．．	229
○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）（※）（抄）	．．．．．	230
○ 森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四十二号）（抄）	．．．．．	230
○ 森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）（※）（抄）	．．．．．	231
○ 独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号）（抄）	．．．．．	231
○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）（※）（抄）	．．．．．	232
【経済産業省関係】		
○ 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）（抄）	．．．．．	232
○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）	．．．．．	233
○ 信用保証協会法施行令（昭和二十八年政令第二百七十一号）（抄）	．．．．．	233

○	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）	233
○	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（抄）	234
○	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）（抄）	235
○	回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）（抄）	236
○	半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）	236
○	計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）	236
○	計量法（平成四年法律第五十一号）（※）（抄）	238
○	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（抄）	239
○	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）	240
○	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）（抄）	241
○	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（※）（抄）	241
○	産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）（抄）	242
○	産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）（抄）	243
○	経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）	244
○	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）（抄）	245
○	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）（※）（抄）	247
○	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（抄）	247
○	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（※）（抄）	248
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）	249
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）（※）（抄）	250
○	独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第四十六号）（抄）	251
○	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）による改正前のもの）（抄）	252
○	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）（抄）	252
○	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）（※）（抄）	253

【国土交通省関係】

- 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（抄） 254
- 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄） 254
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄） 254
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄） 255
- 船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）（抄） 256
- 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）（抄） 256
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令（平成十六年政令第六十四号）（抄） 257
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄） 257
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）（抄） 257
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）（抄） 257
- 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄） 258
- 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄） 258
- 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄） 258
- 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄） 259
- 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄） 260
- 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄） 260
- 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄） 260
- 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）（抄） 261
- 首都圏整備法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）（抄） 261
- 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄） 261
- 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百五十九号）（抄） 262
- 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）（抄） 262
- 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）（抄） 263
- 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）（抄） 263
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄） 264

○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（※）（抄）	264
○	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（抄）	265
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	265
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	266
○	独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）（抄）	270
○	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（※）（抄）	270
○	独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）（抄）	271
○	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（※）（抄）	271
○	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（抄）	271
○	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）	272
○	小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）（抄）	273
○	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（抄）	273
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	273
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（※）（抄）	275
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）	275
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）	276
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（※）（抄）	277
○	独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（抄）	278
○	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（※）（抄）	279
○	雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第七十二号）（抄）	280
○	雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）（抄）	281
【環境省関係】		
○	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）	282
○	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）	283
○	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）	284
○	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（抄）	285

○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）	285
○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（抄）	286
○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）（抄）	288
○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（抄）	288
○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）（抄）	289
○ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）（抄）	290
○ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）（抄）	290
【防衛省関係】	
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）	291
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（※）（抄）	292
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）	293
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	293
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（※）（抄）	295
【参 考】	
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正後のもの）（抄）	296
○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）（抄）	325
○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）（抄）	330

るものについては消費者庁地方協力課において処理する。

○ 総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号）（抄）

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2～5 （略）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
情報通信・宇宙開発分科会	独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
統計センター分科会	独立行政法人統計センター

（庶務）

第九条 委員会の庶務は、総務省大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、情報通信・宇宙開発分科会に係るものについては総務省情報通信国際戦略局技術政策課において、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会に係るものについては総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課において、統計センター分科会に係るものについては総務省統計局総務課において処理する。

○ 財務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十九号）（抄）

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2～5 （略）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	
農林漁業信用基金分科会	独立行政法人農林漁業信用基金
住宅金融支援機構分科会	独立行政法人住宅金融支援機構
造幣局分科会	独立行政法人造幣局
国立印刷局分科会	独立行政法人国立印刷局
酒類総合研究所分科会	独立行政法人酒類総合研究所

2～6 （略）

（庶務）

第九条 委員会の庶務は、財務省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、農林漁業信用基金分科会及び住宅金融支援機構分科会に係るものについては大臣官房政策金融課において、造幣局分科会及び国立印刷局分科会に係るものについては理財局国庫課において、酒類総合研究所分科会に係るものについては国税庁課税部において処理する。

○ 文部科学省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十号）（抄）

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2～5 （略）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
初等中等教育分科会	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人教員研修センター
高等教育分科会	独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構
社会教育分科会	独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館
スポーツ・青少年分科会	独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター
科学技術・学術分科会	独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人

文化分科会	<p>海洋研究開発機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構</p> <p>独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人日本芸術文化振興会</p>
-------	--

2～7 (略)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、文部科学省大臣官房政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、高等教育分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において、社会教育分科会に係るものについては文部科学省生涯学習政策局社会教育課において、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において、科学技術・学術分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課において、文化分科会に係るものについては文化庁長官官房政策課において処理する。

○ 厚生労働省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十一号）（抄）

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2～5 (略)

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、厚生労働省政策統括官において処理する。

○ 農林水産省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十二号）（抄）

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

256 (略)

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
農業分科会	独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金及び独立行政法人水資源機構
農業技術分科会	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人土木研究所
林野分科会	独立行政法人森林総合研究所
水産分科会	独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人北方領土問題対策協会

256 (略)

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、農林水産省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、農業技術分科会に係るものについては農林水産技術会議の事務局において、林野分科会に係るものについては林野庁森林整備部研究指導課において、水産分科会に係るものについては水産庁増殖推進部研究指導課において処理する。

○ 経済産業省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十三号）（抄）

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2～5 （略）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
経済産業研究所分科会	独立行政法人経済産業研究所
工業所有権情報・研修館分科会	独立行政法人工業所有権情報・研修館
通商・貿易分科会	独立行政法人日本貿易保険及び独立行政法人日本貿易振興機構
産業技術分科会	独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人日本原子力研究開発機構
技術基盤分科会	独立行政法人製品評価技術基盤機構
資源分科会	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び独立行政法人水資源機構

情報処理推進機構分科会	独立行政法人情報処理推進機構
中小企業基盤整備機構分科会	独立行政法人中小企業基盤整備機構

256 (略)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、経済産業省大臣官房政策評価広報課において処理する。

○ 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（抄）

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

255 (略)

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	
土木研究所分科会	独立行政法人土木研究所
建築研究所分科会	独立行政法人建築研究所
交通関係研究所分科会	独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所及び独立行政法人電子航法研究所

港湾空港技術研究所分科会	独立行政法人港湾空港技術研究所
教育機関分科会	独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航空大学校
自動車検査分科会	自動車検査独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国際観光振興機構分科会	独立行政法人国際観光振興機構
水資源機構分科会	独立行政法人水資源機構
自動車事故対策機構分科会	独立行政法人自動車事故対策機構
空港周辺整備機構分科会	独立行政法人空港周辺整備機構
都市再生機構分科会	独立行政法人都市再生機構
日本高速道路保有・債務返済機構分科会	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
住宅金融支援機構分科会	独立行政法人住宅金融支援機構

2 / 6 (略)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、

それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

分科会	担当課等
土木研究所分科会及び建築研究所分科会	大臣官房技術調査課において処理する。
交通関係研究所分科会	総合政策局技術政策課において処理する。
港湾空港技術研究所分科会	港湾局技術企画課において処理する。
教育機関分科会（独立行政法人航空大学校に係る庶務を除く。）	海事局海技課において総括し、及び処理する。
教育機関分科会（独立行政法人航空大学校に係る庶務に限る。）	航空局安全部運航安全課において処理する。
自動車検査分科会	自動車局整備課において処理する。
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	鉄道局総務課において処理する。
国際観光振興機構分科会	観光庁国際観光課において処理する。
水資源機構分科会	水管理・国土保全局水資源部水資源政策課において処理する。
自動車事故対策機構分科会	自動車局安全政策課において処理する。

空港周辺整備機構分科会	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課において処理する。
都市再生機構分科会	住宅局総務課において処理する。
日本高速道路保有・債務返済機構分科会	道路局総務課において処理する。
住宅金融支援機構分科会	住宅局総務課において処理する。

○ 環境省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十五号）（抄）

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2～5 （略）

（庶務）

第八条 委員会の庶務は、環境省総合環境政策局総務課において処理する。

○ 外務省独立行政法人評価委員会令（平成十五年政令第百七十二号）（抄）

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2～5 （略）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により

委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

国際交流基金分科会	独立行政法人国際交流基金
国際協力機構分科会	独立行政法人国際協力機構

2
5
6

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、外務省大臣官房総務課において総括し、及び処理する。ただし、国際交流基金分科会に係るものについては外務省大臣官房広報文化外交戦略課において、国際協力機構分科会に係るものについては外務省国際協力局政策課において処理する。

○ 防衛省独立行政法人評価委員会令（平成十九年政令第二号）（抄）

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2・3 (略)

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、防衛省大臣官房企画評価課において処理する。

【内閣官房関係】

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）

(基礎在職期間)

第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一〜六 (略)

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされる日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百三十六号)附則第三条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団(以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団(以下「旧日本鉄道建設公団」という。)の職員としての在職期間

八〜十二 (略)

十三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人宇宙航空研究開発機構の職員としての在職期間
十四〜十七 (略)

十八 独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人海洋研究開発機構の職員としての在職期間

十九〜二十三 (略)

二十四 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十三号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人産業技術総合研究所の職員としての在職期間

二十五 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三十五号)第二十三条の規定により読み替えて適用する独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第三百三十五号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十八号)による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第三百三十五号。以下「旧独立行政法人医薬基盤研究所法」という。)第二条の独立行政法人医薬基盤研究所(独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所を含む。)の職員としての在職期間

二十六 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十一号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人情報通信研究機構の職員とし

ての在職期間

二十七 (略)

二十八 平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第二項又は第六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧青年の家又は旧少年自然の家の職員としての在職期間及び平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第三条第二項に規定する施行日後の研究所等の職員としての在職期間

二十九 (略)

三十 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」という。)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の研究機構等の職員としての在職期間

三十一 (略)

三十二 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号。以下「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間

三十三 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十九号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人国立環境研究所の職員としての在職期間

三十四 (略)

三十五 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八号。以下「農林水産消費技術センター法等改正法」という。)附則第八条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター(以下「旧林木育種センター」という。)の職員としての在職期間及び独立行政法人森林総合研究所の職員としての在職期間

三十六(三十九) (略)

四十 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)附則第五条第三項の規定により退職

手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる同法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間

四十一・四十二 (略)

四十三 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる同法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立健康・栄養研究所(以下「旧国立健康・栄養研究所」という。)の職員としての在職期間及び独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の職員としての在職期間

四十四 森林国営保険法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十一号)附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人森林総合研究所の職員としての在職期間(職員を休職させてその業務に従事させる法人その他の団体等)

第六条 法第六条の四第一項に規定する政令で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人で、退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条の規定により休職され、引き続きその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、その法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする。と定めているもの及びこれらに準ずる法人その他の団体で内閣総理大臣の指定するものとする。

一 独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所

二〇十五 (略)

十六 独立行政法人科学技術振興機構(新技術開発事業団法の一部を改正する法律(平成元年法律第五十二号)附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団及び独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。)

2 法第六条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 退職した者が、その休職の期間中、次に定める法人に使用される者(常時勤務に服することを要しない者を除く。)として学術の調査、研究又は指導に従事していたこと。

イ (略)

ロ 特定独立行政法人以外の独立行政法人及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をも

つて設立された法人で総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園及び沖縄科学技術大学院大学学園を除く。）

ハ 退職した者の退職の期間中、イ又はロに該当していたもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

二（略）

3 法第六条の四第一項に規定する政令で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項（同法第十条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する自己啓発等休業（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第八条第二項（同法第十条及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される法第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。）若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項（同法第十一条及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する配偶者同行休業、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第二条第三項に規定する配偶者同行休業若しくは裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第二条第二項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等

二・三（略）

（職員の区分）

第六条の三 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第一イ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（略）

六 独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所（日本原子力船開発事業団法の

一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構（同法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧原子燃料公社及び原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団を含む。）

七・八 （略）

九 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十一号）附則第二条の規定により石炭鉱害基金及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）

十・十一 （略）

十二 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所
十三 独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団（新技術開発事業団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団及び独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに同法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センターを含む。）

十四（二十四）（略）

二十五 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構（同法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）

二十六（四十一）（略）

四十二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団

- 四十三～四十九 (略)
- 五十 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百一十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター
- 五十一 (略)
- 五十二 独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター
- 五十三～七十三 (略)
- 七十四 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構(通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十四号)による改正前の通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第一条の通信・放送衛星機構を含む。)
- 七十五～八十七 (略)
- 八十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「旧高齢・障害者雇用支援機構」という。)
- (身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十一号)による改正前の身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十条の身体障害者雇用促進協会及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。)
- 八十九～九十七 (略)
- 九十八 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号。以下この号から第三百三十一号までにおいて「旅客会社法改正法」という。)
- (昭和六十一年法律第八十八号。次号及び第三百三十一号において「改正前旅客会社法」という。)
- により設立された東日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。)
- 九十九～百十二 (略)
- 百十三 特定独立行政法人以外の独立行政法人
- 百十四～百二十八 (略)
- 百二十九 旧林木育種センター(平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。)
- 百三十～百六十三 (略)
- (法第八条第一項に規定する政令で定める法人)

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一〜四 (略)

五 独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所

六 (略)

七 独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所

八〜二十五 (略)

二十六 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構

二十七 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となつた旧独立行政法人通信総合研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

二十八〜三十八 (略)

三十九 平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第三条の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構並びに平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人農業者大学校、旧独立行政法人農業工学研究所及び旧独立行政法人食品総合研究所

四十 平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センター

四十一 平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人北海道開発土木研究所

四十二・四十三 (略)

四十四 旧林木育種センター

四十五〜百八 (略)

（失業者の退職手当の支給官署の特例の適用を受ける職員）

第十条 法第十条第一項に規定する政令で定める職員は、特定独立行政法人の職員とする。

別表第一（第六条の三関係）

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

(略)

(略)

備考 内閣総理大臣は、第一号区分の項第一〇号、第二号区分の項第一三号、第三号区分の項第九号、第四号区分の項第二一号、第五号区分の項第二〇号、第六号区分の項第二四号、第七号区分の項第二四号、第八号区分の項第二八号、第九号区分の項第二八号及び第十号区分の項第二八号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は特定独立行政法人の意見を聴くものとする。

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

(略)

(略)

備考

一 内閣総理大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第一二二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二二号、第七号区分の項第二二二号、第八号区分の項第二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は特定独立行政法人の意見を聴くものとする。

二 (略)

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（※）（抄）

（俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の変額改定（俸給月額の変額改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲

げる額の合計額とする。

一・二 (略)

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第六項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は第八条第一項に規定する独立行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一・六 (略)

七 前各号に掲げる期間に準ずるものとして政令で定める在職期間

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるための当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。）、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一・十一 (略)

2・5 (略)

(公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人(行政執行法人を除く。)でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きた在職期間とみなす。

2 4 (略)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第八条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きた在職期間とみなす。

2 3 (略)

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして内閣官房令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあつては、六月以上)で退職した職員(第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。)であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者(以下この条において「職員等」という。))であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当す

る全ての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十二條第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十二條第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他内閣官房令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、内閣官房令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未滿の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二 (略)

2 5 15 (略)

○ 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）（抄）

（利害関係者）

第二条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五條第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三號）第二條第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長が規則（法第五條第四項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

一 三 (略)

四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

五・六 （略）

七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八・十 （略）

2・3 （略）

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人の職員にあっては、その属する特定独立行政法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあってはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、特定独立行政法人の職員にあっては当該人以外の特定独立行政法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

二 作成数の過半数を当該職員の属する国の機関又は特定独立行政法人において買い入れる書籍等（国の機関の職員にあってはその属する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を、特定独立行政法人の職員にあっては当該特定独立行政法人を所管する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

2 （略）

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第七条 職員は、その属する国の機関又は特定独立行政法人の他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によって当該他の職員（

第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2・3 (略)

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

四 当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一〜三 (略)

四 法又は法に基づく命令に違反する行為があつた場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法にいう主任の大臣（倫理監督官が、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている委員会に属する場合にあつては委員長とし、会計検査院又は人事院に属する場合にあつてはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、特定独立行政法人に属する場合にあつては当該特定独立行政法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）とする。）に報告すること。

2 (略)

(地方警務官に関する特例)

第十六条 (略)

2・4 (略)

5 第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、地方警務官についてのこの政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下

同じ。）」とあるのは「補助金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定により普通地方公共団体が支出する補助金をいう。）」と、「補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）」の」とあり、及び「補助金等の」とあるのは「補助金の」と、同項第七号中「若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約に関する事務」とあるのは「、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務」と、第六条第一項第一号中「補助金等又は」とあるのは「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）」又は」と、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とあるのは「同法」と、第十四条第二号から第五号までの規定中「当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員」とあり、並びに前条第一項第一号から第三号まで及び第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官」と、同条第一項第三号中「その属する各省各庁の長等を助け」とあるのは「国家公安委員会を補佐し」とする。

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）

（指定公共機関）

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人海上技術安全研究所
- 二 独立行政法人建築研究所
- 三 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 四 （略）
- 五 独立行政法人産業技術総合研究所
- 六 （略）
- 七 独立行政法人情報通信研究機構
- 八 独立行政法人森林総合研究所
- 九 独立行政法人水産総合研究センター

十 独立行政法人土木研究所

十一 独立行政法人日本原子力研究開発機構

十二 (略)

十三 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

十四 独立行政法人放射線医学総合研究所

十五 (三十八) (略)

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（※）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (五) (略)

六 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 (略)

○ 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（抄）

（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）

第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。

一 (二十) (略)

二十一 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十五条第二項及び附則第十条第三項

二十二 (二十六) (略)

二十七 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第十六条第二項
二十八～三十六（略）

2（略）

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（※）（抄）

（当せん金付証券法等の適用関係）

第二百二十四条（略）

2 前項に規定するもののほか、郵便貯金銀行についての銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務に関する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）（抄）

（法附則第二条に規定する政令で定める法人等）

第一条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第二条に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号。以下「農林水産消費技術センター法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）二条の独立行政法人農林水産消費技術センター
- 二 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人肥料検査所
- 三 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人農薬検査所
- 四 自動車検査独立行政法人（自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

2 次に掲げる国営企業等に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十八年四月一日とする。

- 一 独立行政法人国立公文書館
 - 二 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
 - 三 独立行政法人統計センター
 - 四 独立行政法人造幣局
 - 五 独立行政法人国立印刷局
 - 六 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業
 - 七 独立行政法人製品評価技術基盤機構
 - 八 前項各号に掲げる法人
 - 3 独立行政法人国立病院機構に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十八年八月一日とする。
 - 4 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十九年三月三十一日とする。
（法附則第三条第二項に規定する政令で定める者等）
- 第一条の二 法附則第三条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項第十号に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。
- 一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）として在職した後、平成十八年四月一日以後平成十九年三月三十一日までの間に引き続き地方公務員又は同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下この条及び次条において「公庫等職員」という。）若しくは国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員（以下この条及び次条において「独立行政法人等役員」という。）となった者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後同年四月一日以後に引き続き独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となったもの（その者の基礎在職期間（国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日

二 平成十八年三月三十一日に地方公務員として在職していた者又は同日に公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続いて公庫等職員となった者若しくは同日に独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続いて独立行政法人等役員となった者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後平成十九年四月一日以後に引き続いて独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となったもの 平成十八年四月一日

2 (略)

(基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれる場合に関する経過措置)

第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合においては、当該期間における職員としての在職を職員以外の者としての在職と、当該期間を国家公務員退職手当法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間とそれぞれみなして、同法第六条の四及び国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条の二の規定を適用する。

一〜三 (略)

四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航空宇宙技術研究所の職員としての在職期間

五 独立行政法人産業技術総合研究所の職員としての在職期間（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）の施行の日の前日までの間に限る。）

六 (略)

七 独立行政法人情報通信研究機構の職員としての在職期間（独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百三十四号）附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となった旧独立行政法人通信総合研究所の職員としての在職期間を含み、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）の施行の日の前日までの間に限る。）

八〜十 (略)

十一 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館法（平成十九年法律第七号）による改正前の独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）第二条の独立行政法人国立博物館及び独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法

人文化財研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）
十二～十四（略）

十五 独立行政法人水産総合研究センター及び平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員としての在職期間（独立行政法人水産総合研究センターの職員としての在職期間にあつては、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十六 独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十七（略）

十八 独立行政法人土木研究所及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号。以下「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。）附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人北海道開発土木研究所の職員としての在職期間（独立行政法人土木研究所の職員としての在職期間にあつては、平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十九（略）

二十 独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人航空大学の職員としての在職期間（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

二十一 独立行政法人国立環境研究所の職員としての在職期間（独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十九号）の施行の日の前日までの間に限る。）

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）（※）（抄）

附 則

（経過措置）

第二条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人（同条第一項に規定する独立行政法人をいう。）となつたものその他の法人で政令で定めるものを含む。）及び日本郵政公社（以下「国营企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国营企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。

第三条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することにより新法の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、この法律による改正前の国家公務員退職手当法（以下「旧法」という。）第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第八条の規定による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号。以下この条及び次条において「法律第百六十四号」という。）附則第三項、附則第九条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。以下この条及び次条において「法律第三十号」という。）附則第五項から第八項まで、附則第十条の規定による改正前の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号。以下この条及び次条において「法律第六十二号」という。）附則第四項並びに附則第十一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百六号。以下この条、次条及び附則第六条において「法律第四百六号」という。）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十二年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧法第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百分の八十七）を乗じて得た額が、国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の五まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第五条、附則第六条、附則第八条の規定による改正後の法律第百六十四号附則第三項、法律第三十号附則第五項から第八項まで、法律第六十二号附則第四項並びに法律第四百六号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新法等退職手当額」という。）

よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一〜九 (略)

十 前各号に掲げる者に準ずる者であつて政令で定めるもの 施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

3 (略)

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）（抄）

（積立金の処分に係る承認の手続）

第一条 (略)

2 前項の承認申請書には、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

2 第二条 機構は、法第二十五条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（※）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最

後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理することができる。

2 機構は、前項に規定する通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3・4 (略)

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（退職手当通算予定職員）

第三条 法第六六条の二第四項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（利害関係企業等）

第四条 法第六六条の三第一項の営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき営利企業等

五 (略)

六 国、特定独立行政法人又は都道府県の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（職員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

七 (略)

第六条 法第百六条の三第二項第二号の特定独立行政法人の組織として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 独立行政法人国立病院機構に置かれる本部

六 独立行政法人国立病院機構に置かれる病院

七〜九 (略)

(在職していた局等組織に属する役職員に類する者)

第十二条 法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に国の機関若しくは部局若しくは特定独立行政法人(以下「国の機関等」という。)であつて別表第二の上欄に掲げるものに属する職員であつた場合(再就職者が離職前五年間に当該国の機関等に属する職員であつた場合において、当該国の機関等が所掌していた事務を同欄に掲げる国の機関等が所掌しているときは、当該再就職者が離職前五年間に当該同欄に掲げる国の機関等に属する職員であつたものとみなす。)又は離職前五年間に同欄に掲げる職に就いていた場合(再就職者が離職前五年間に当該職以外の職に就いていた場合において、当該職の職務を同欄に掲げる職に就いている者が担当しているときは、当該再就職者が離職前五年間に当該同欄に掲げる職に就いていたものとみなす。) 同表の当該国の機関等又は当該職の項下欄に掲げるもの

二〜四 (略)

(部長又は課長の職に準ずる職)

第十三条 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一〜十五 (略)

十六 独立行政法人国立病院機構の本部に置かれる部の長

十七〜二十二 (略)

二十三 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職

2 (略)

(部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者)

第十四条 法第六十条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又は前条で定める職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 再就職者が離職した日の五年前の日より前に部課長等の職に就いていた時に国の機関等であつて別表第二の上欄に掲げるものに属する職員であつた場合（再就職者が離職した日の五年前の日より前に部課長等の職に就いていた時に当該国の機関等以外の国の機関等に属する職員であつた場合において、当該国の機関等が所掌していた事務を同欄に掲げる国の機関等が所掌しているときは、当該再就職者が離職した日の五年前の日より前に部課長等の職に就いていた時に当該同欄に掲げる国の機関等に属する職員であつたものとみなす。）又は離職した日の五年前の日より前に同欄に掲げる職に就いていた場合（再就職者が離職した日の五年前の日より前に当該職以外の職に就いていた場合において、当該職の職務を同欄に掲げる職に就いている者が担当しているときは、当該再就職者が離職した日の五年前の日より前に当該同欄に掲げる職に就いていたものとみなす。） 同表の当該国の機関等又は当該職の項下欄に掲げるもの
- 二 四 （略）

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

第十五条 法第六十条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一 五 （略）

十六 会計検査院の事務総局に置かれる事務総長、事務総局次長及び局長

十七 原子力規制庁長官

2 （略）

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第二十三条 法第六十条の四第五項第六号の承認（以下「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会（依頼等の承認の権限が、次条の規定により、監察官に委任されている場合にあつては、監察官）に提出しなければならない。

一 六 （略）

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の官職又は特定独立行政法人の役員職及びその職務内容
八 十 （略）

(管理又は監督の地位にある職員の官職)

第二十七条 法第百六条の二十三第三項の政令で定める官職は、次に掲げる職員が就いている官職とする。

一～五 (略)

六 特定独立行政法人の職員であつて、前各号に掲げる職員に相当するものとして内閣総理大臣が定めるもの
別表第二(第十二条、第十四条関係)

(略)	(略)
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構に置かれる役員

○ 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号) (※) (抄)

(他の役職員についての依頼等の規制)

第百六条の二 (略)

②・③ (略)

④ 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 職員は、利害関係企業等(営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する行政執行法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三・四 (略)

③～⑤ (略)

(再就職者による依頼等の規制)

第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年前に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年前の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

② 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④ (略)

⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一～五 (略)

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

⑥⑨（略）

（任命権者への届出）

第六六条の二十三 職員（退職手当通算予定職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

②（略）

③ 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いてい
る職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

○ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）

特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令

（子法人）

第一条 独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法（以下「準用国家公務員法」という。）第六六条の二第一項の政令で定めるものは、一の営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式）についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子
法人とみなす。

（利害関係企業等）

第二条 準用国家公務員法第六六条の三第一項の営利企業等のうち、特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定

独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、特定独立行政法人の役員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる特定独立行政法人の役員にあつては、当該検査等を受ける営利企業等）

三 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき営利企業等

四 特定独立行政法人の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（特定独立行政法人の役員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

（公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第三条 準用国家公務員法第六条の三第二項第四号の公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

一 準用国家公務員法第六条の三第二項第四号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした特定独立行政法人の役員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる前条各号に掲げる事務について、それぞれ特定独立行政法人の役員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該特定独立行政法人の役員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二 利害関係企業等が求職の承認の申請をした特定独立行政法人の役員に依頼している場合において、当該特定独立行政法人の役員が当該地位に就こうとする場合（当該特定独立行政法人の役員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合）（当該検査等をする事務が前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他当該利害関係企業等が当該特定独立行政法人の役員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。

三 特定独立行政法人の役員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該特定独立行政法人の役員が当該利害関係企業等に対し、現に検査等を行っている場合及び行おうとしている場合）（当該検査等を

する事務が第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）その他当該利害関係企業等が当該特定独立行政法人の役員と特に密接な利害関係にある場合として内閣官房令で定める場合を除く。）

四 (略)

2 特定独立行政法人の役員は、前項各号のいずれかの場合に該当したことを理由として求職の承認を得た後、当該場合に該当しなくなつた場合は、直ちに、求職の承認をした再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

(求職の承認の手続)

第四条 求職の承認を得ようとする特定独立行政法人の役員は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣官房令で定める書類を添付して、これを委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 特定独立行政法人の役員の職

四〇七 (略)

(長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職)

第六条 準用国家公務員法第六条の四第三項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定独立行政法人に置かれる役員

二 (略)

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十一条 準用国家公務員法第六条の四第五項第六号の承認（以下「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、内閣官房令で定めるところにより、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 離職時の特定独立行政法人の役員の職

四〇六 (略)

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の官職又は特定独立行政法人の役員及びその職務内容

八〇十 (略)

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第十二条 準用国家公務員法第六条の四第九項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、内閣官房令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を再就職等監察官（以下「監察官」という。）に提出して行うものとする。

一・二 （略）

三 特定独立行政法人の役員の職

四〇七 （略）

（任命権者への再就職の届出）

第十三条 準用国家公務員法第六条の二十三第一項の規定による届出をしようとする特定独立行政法人の役員は、内閣官房令で定める様式に従い、任命権者に届出をしなければならない。

2 準用国家公務員法第六条の二十三第一項の規定による届出をした特定独立行政法人の役員は、当該届出に係る第四項第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

3 準用国家公務員法第六条の二十三第一項の規定による届出をした特定独立行政法人の役員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

4 準用国家公務員法第六条の二十三第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 特定独立行政法人の役員の職

四〇十一 （略）

5 （略）

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出）

第十五条 準用国家公務員法第六条の二十四第一項の規定による届出をしようとする特定独立行政法人の役員であった者は、内閣官房令で定める様式に従い、離職した特定独立行政法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届出をしなければならない。

2 第十三条第二項及び第三項の規定は、準用国家公務員法第六条の二十三第一項の規定による届出をした者（特定独立行政法人の役員であった者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。）及び準用国家公務員法第六条の二十四第一項の規定による届出をした者（離職後二年を経過しない者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した特定独立行政法人の役員又はこれに相当する職の任命権者を經由して、内閣総理大臣」と、同条第二項中「第四項第三号及び

第五号から第九号まで」とあるのは「第四項第六号から第九号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失ったとき」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなったとき」と読み替えるものとする。

3 第十三条第四項（第四号を除く。）の規定は、準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「特定独立行政法人の役員の職」とあるのは「離職時の特定独立行政法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出）

第二十条 第十三条第四項（第四号を除く。）及び第十五条第一項の規定は、準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「特定独立行政法人の役員の職」とあるのは「離職時の特定独立行政法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と、同項第六号中「再就職予定日」とあるのは「再就職日」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣による報告等）

第二十一条（略）

2 準用国家公務員法第百六条の二十五第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 離職時の特定独立行政法人の役員の職

四〇十（略）

（在職機関による公表）

第二十二条（略）

2 前項の規定により公表を行う場合における準用国家公務員法第百六条の二十七第二号及び第三号の額は、特定独立行政法人の役員の離職した日の翌日の属する年度からその日から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。

（在職機関の公表事項）

第二十三条 準用国家公務員法第百六条の二十七第四号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 離職時の特定独立行政法人の役員の職

三〇九（略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（※）（抄）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

②④ （略）

（在職中の求職の規制）

第百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 三 （略）

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

③⑤ （略）

（再就職者による依頼等の規制）

第百六条の四 （略）

② （略）

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等」としての在職機関」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④ (略)

⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 五 (略)

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

⑥ ⑧ (略)

⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

(任命権者への届出)

第百六条の二十三 職員（退職手当通算予定職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

②・③ (略)

(内閣総理大臣への届出)

第百六条の二十四 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 四 (略)

② 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこと

となつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

（内閣総理大臣による報告及び公表）

第百六条の二十五 内閣総理大臣は、第百六条の二十三第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

② 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。
（再就職後の公表）

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 （略）
- 二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額
- 三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額
- 四 その他政令で定める事項

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）

（指定公共機関）

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 一三 （略）
- 四 独立行政法人国立国際医療研究センター
- 五 一二十 （略）

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（※）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 （略）

六 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）又は再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 （略）

○ 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）（抄）

（採用試験における対象官職）

第一条 国家公務員法（以下「法」という。）第四十五条の二第一項第一号の政令で定める官職は、法第三十六条に規定する係員の官職（次項において「係員の官職」という。）のうち、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人における印刷又は造幣に関する業務の運営又は管理の事務をその職務の主たる内容とする官職

2～4 （略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（※）（抄）

（採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材）
第四十五条の二 採用試験は、次に掲げる官職を対象として行うものとする。

一 係員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職その他これらに類する官職であつて政令で定めるもの（第三号に掲げるものを除く。）

二～四 （略）

②～④ （略）

【内閣府関係】

○ 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（抄）

（大会社等の範囲）

第十条 法第二十四条の二第六号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～四 （略）

五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第三十九条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
六・七 （略）

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）

（大会社等に係る業務の制限の特例）

第二十四条の二 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められ

るものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第二条第二項の業務（内閣府令で定めるものに限る。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

一～五（略）

六 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（緊急自動車）

第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。

一～十一（略）

十二 国、都道府県、市町村、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所又は原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者が、同条第一号に規定する原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車（第一号の二又は第六号に掲げるものを除く。）

2（略）

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（緊急自動車の通行区分等）

第三十九条 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をのみ出して通行することができる。

2 (略)

○ 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）（抄）

（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関）

第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、国、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。

○ 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百一十号）（抄）

（地震防災緊急事業五箇年計画の内容）

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

一 一六 (略)

七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

八 一十九 (略)

2・3 (略)

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（政策評価広報課の所掌事務経過措置）

第十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四（略）

五 独立行政法人評価委員会の庶務（国立公文書館分科会、日本医療研究開発機構分科会、宇宙航空研究開発機構分科会、北方領土問題対策協会分科会及び国民生活センター分科会に係るものを除く。）に関する事。

（公文書管理課の所掌事務）

第十七条 公文書管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

四 独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会の庶務に関する事。

附則

（政策統括官の職務の特例）

第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。この場合において、第十五条第五号中「宇宙航空研究開発機構分科会」とあるのは、「宇宙航空研究開発機構分科会、原子力安全基盤機構分科会」とする。

（略）	（略）
独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日	独立行政法人評価委員会原子力安全基盤機構分科会の庶務に関する事。

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第五百号）（抄）

(原子力発電施設の設置者)

第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の政令で定める者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第四号に規定する卸電気事業者並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）とする。

(原子力発電と密接な関連を有する施設)

第二条 法第二条の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 実用発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供する原子炉（機構が設置するものに限る。）及び高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいい、発電の用に供するものを除き、機構が設置するものに限る。）

三 〇七 (略)

〇 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百四十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「原子力発電施設等」とは、原子力発電施設で政令で定める者が設置するもの及び原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。

〇 再就職等監視委員会令（平成二十年政令第八十七号）（抄）

(その前歴を有することが委員長等の任命の欠格事由となる役職員から除かれる者)

第一条 国家公務員法（以下「法」という。）第百六条の八第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 〇四 (略)

五 特定独立行政法人の非常勤の役員

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（※）（抄）

（委員長及び委員の任命）

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に
関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）としての前歴を
有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

②・③（略）

○ 官民の人材交流の範囲を定める政令（平成二十年政令第三百九十二号）（抄）

国家公務員法（以下「法」という。）第十八条の五第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜三（略）

四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第二項に規定する民間企業以外の法人（国、
国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行
政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）に現に雇用され、又は雇用されてい
た者の職員への法第三十六条第一項ただし書の規定による採用
五〜七（略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（※）（抄）

（内閣総理大臣の援助等）

第十八条の五（略）

② 内閣総理大臣は、官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。第五十四条第二項第七号において同じ。）の円滑な実施のための支援を行う。

○ 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）（抄）

（消費者教育・地方協力課の所掌事務）

第八条 消費者教育・地方協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七 （略）

八 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（抄）

別表（第八条関係）

<p>行政文書名</p> <p>（略）</p>	<p>保存期間</p>
<p>その他の事項</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二十四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）その他の法律の規定による独立行政法人等の中期目標の制定</p>	<p>十年</p>

(略)	<p>又は変更に関する次に掲げる文書</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 立案の検討に関する調査研究文書 ロ 評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書 ハ 制定又は変更のための決裁文書 ニ 中期計画、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書 	(略)
-----	--	-----

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（整理）

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2～5 （略）

○ 独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（平成二十六年政令第二百六十一号）（抄）

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令

（教育公務員の範囲）

第一条 独立行政法人日本医療研究開発機構法（以下「法」という。）第十一条の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

附 則

(独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時に於いて承継される国の権利及び義務)

第二条 (略)

(独立行政法人日本医療研究開発機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第四条 法附則第二条第三項(法附則第三条第三項)において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の評価委員は、次に掲げる者につき内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が任命する。

一(五) (略)

六 独立行政法人日本医療研究開発機構の役員(独立行政法人日本医療研究開発機構が成立するまでの間は、独立行政法人日本医療研究

開発機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第十五条第一項の設立委員) 一人

七 (略)

2・3 (略)

(独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時に於いて承継される独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利及び義務)

第五条 法附則第三条第一項の政令で定める権利及び義務は、法附則第八条の規定による改正前の独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十五条第一号ロ及び第三号に掲げる業務に関し独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所が有する権利及び義務であつて、厚生労働大臣が指定するものとする。

○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号) (※) (抄)

(役員の欠格条項の特例)

第十一条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、非常勤の理事又は監事となることができる。

附 則

(国の権利義務の承継等)

第二条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 (略)

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継等)

第三条 機構の成立の際、附則第八条の規定による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第三百三十五号)第十五条第一号口及び第三号に掲げる業務に関し、現に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(次項及び第四項において「医薬基盤・健康・栄養研究所」という。)が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時にいて機構が承継する。

2 3 4 (略)

【復興庁関係】

○ 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号) (抄)

附 則

(他の政令の適用の特例)

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

職員の退職管理に関する政令 (平成二十年政令第三百八十九号)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	第十二条	当該各号に定めるもの	当該各号に定めるもの及び再就職者が離職前五年間に復興庁に属する職員であつた場合(再就職者が離職前五年間に復興庁以外の国の機関若しくは部局又は特定独立行政法人に属する職員

(略)	(略)	(略)	(略)
			であつた場合において、当該国の機関若しくは部局又は特定独立行政法人が所掌していた事務を復興庁が所掌しているときは、当該再就職者が離職前五年間に復興庁に属する職員であつたものとみなす。)における復興庁の事務次官

2 (略)

○ 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令 (平成二十四年政令第二十五号) (抄)

(実施に関する計画を定める事業)

第二条 法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、前条に規定する事業のうち次に掲げるものに係るものとする。

一 十二 (略)

十三 独立行政法人森林総合研究所法 (平成十一年法律第九十八号) 附則第八条第一項に規定する事業

十四 三十 (略)

○ 復興庁設置法 (平成二十三年十二月十六日法律第二百二十五号) (抄)

(所掌事務)

第四条 (略)

2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ (略)

ロ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。

ハ (略)

四〇九 (略)

3 (略)

【総務省関係】

○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（立候補できる公務員）

第九十条 (略)

2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができるときは、予備自衛官（自衛隊法第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）、即応予備自衛官（同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の五第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する短時間勤務の官職、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員若しくは職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）で次に掲げる者とする。

一〇三 (略)

3・4 (略)

○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（※）（抄）

（公務員の立候補制限）

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。）はこの限りでない。

一・二 （略）

三 専務として委員、顧問、参与、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、政令で指定するもの

四・五 （略）

2・3 （略）

○ 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）

（手数料の納付方法等）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 前条に規定する手数料の納付方法は、独立行政法人情報通信研究機構の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の業務方法書で定めるところによる。

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 (略)

二 独立行政法人科学技術振興機構(独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。)、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。)、独立行政法人環境再生保全機構(独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十七号)による改正前の公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。)、独立行政法人国際協力機構(独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。)、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第九十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。)、独立行政法人労働者健康福祉機構(独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第百七十一号)附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。)及び日本下水道事業団

三 (略)

四 独立行政法人国民生活センター(独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。)、独立行政法人日本原子力研究開発機構(独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十七号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。)、独立行政法人理化学研究所(独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第百六十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。)、独立行政法人国際交流基金(独立行政法人国際交流基金法(平成十四年法律第百三十七号)附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。)、日本たばこ産業株式会社、

独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株

式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社（平成十五年法律第二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）、新関西国際空港株式会社及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百一十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項

の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、地方公共団体情報システム機構、日本司法支援センター、日本銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第四十三条（略）

255（略）

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（略）

二 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）、独立行政法人科学技術振興機構（独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本下水道事業団及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）

三（略）

四 自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公務災害補償等

共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみ園、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、自転車競技法及び小型自転車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路

株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業界革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第四百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第一百六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第一百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第一百十三条第二項」とする。

2～4 （略）

（国の職員の取扱い）

第四百十二条 （略）

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四百十条第一項	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	<p>退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>	<p>退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>

○ 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター
- 二〇七（略）

○ 行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）

(行政相談委員)

第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。

一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。

二 (略)

2・3 (略)

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 二十一 (略)

二 二十二 独立行政法人評価委員会の庶務（情報通信・宇宙開発分科会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会及び統計センター分科会に係るものを除く。）に關すること。

二 二十三 二十九 (略)

(行政評価局の所掌事務)

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 三 (略)

四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に關連して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務（第二号の規定による評価に關連する場合に限る。）

ロ 二 (略)

五〇八 (略)

(情報通信国際戦略局の所掌事務)

第十条 情報通信国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十三 (略)

十四 独立行政法人評価委員会情報通信・宇宙開発分科会の庶務に関する事

十五・十六 (略)

十七 独立行政法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関する事

十八 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関する事

(情報流通行政局の所掌事務)

第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十二 (略)

十三 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の庶務に関する事

十四〇十七 (略)

2 郵政行政部は、前項第八号から第十三号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事務をつかさどる。

(統計局の所掌事務)

第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 独立行政法人評価委員会統計センター分科会の庶務に関する事

2 (略)

(政策評価広報課の所掌事務)

第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 独立行政法人評価委員会の庶務(情報通信・宇宙開発分科会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会及び統計センター分科会に係るものを除く。)に関する事

七 (略)

(技術政策課の所掌事務)

第六十九条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 独立行政法人評価委員会情報通信・宇宙開発分科会の庶務に関する事

六 独立行政法人情報通信研究機構の組織及び運営一般に関する事

(宇宙通信政策課の所掌事務)

第七十一条 宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関する事

(貯金保険課の所掌事務)

第八十九条 貯金保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の庶務に関する事

三 (略)

(総務課の所掌事務)

第百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 独立行政法人評価委員会統計センター分科会の庶務に関する事

三・四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、統計局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

附則

(情報流通行政局の所掌事務の特例等)

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第十条第十一号中「次条第一項第十一号」とあるのは「次条第一項第十一号及び附則第六条第一項第二号」と、第十一条第二項中「第十七号」とあるのは「第十七号並びに附則第六条第一項各号」とする。

一・二 (略)

2 (略)

（情報通信国際戦略局技術政策課の所掌事務の特例）

第十六条 情報通信国際戦略局技術政策課は、第六十九条各号に掲げる事務のほか、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第九条第五項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人情報通信研究機構の行う同条に規定する業務に関する事務をつかさどる。

○ 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）

（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

（会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲）

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

（不要財産の国庫納付）

第二条の二 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由

- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
- 四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 五 現物による国庫納付の予定時期
- 六 その他必要な事項
- 2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。
（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）
- 第二条の三 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行うおうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。
- 2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。
- 3 独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。
（不要財産の譲渡収入による国庫納付）
- 第二条の四 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由
- 四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額
- 五 譲渡によって得られる収入の見込額
- 六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
- 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 八 譲渡の方法
- 九 譲渡の予定時期
- 十 譲渡収入による国庫納付の予定時期

十一 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。

一 当該不要財産の内容

二 譲渡によつて得られた収入の額（第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。）

三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四 譲渡した時期

3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。

5 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第二条の五 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があつた場合について準用する。

（簿価超過額の国庫への納付）

第二条の六 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額（以下この条において「簿価超過額」という。）があつた場合には、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二条の四第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書を提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

(国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

第二条の七 通則法第四十六条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産に關し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないこと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第二条の八 主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかったものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。

3 主務大臣は、前項の報告があつたときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(主務大臣への報告)

第三条 通則法第六十条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第四条 通則法第六十条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第五項の規定により休職者とされた者

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第二条第一項の規定により派遣された者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条

第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二條の規定による勤務をしている者を含む。）

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者（積立金の処分に係る承認の手続）

第五條 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第六條 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第七條 国庫納付金は、期間最後の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第八條 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、別表の第一欄に掲げる独立行政法人が通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年度的一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

（教育公務員の範囲）

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第九条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十条、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百三十三号）第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百五十五号）第十条第一項及び独立行政法人医薬品基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第一百三十五号）第十条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの
附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(国の貸付金の償還期間等)

2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

別表（第五条、第六条、第八条関係）

<p>独立行政法人空港周辺整備機構</p>	<p>独立行政法人勤労者退職金共済機構</p>	<p>一</p>
<p>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する</p>	<p>中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条第一項</p>	<p>二</p>
<p>国土交通省令</p>	<p>厚生労働省令</p>	<p>三</p>
<p>同条第三項（政府の出資に</p>	<p>同条第三項</p>	<p>四</p>
<p>自動車安全特別会計の空港整備勘定</p>	<p>一般会計（同法第七十条第二項に規定する業務に係る勘定における国庫納付金にあつては、労働保険特別会計雇用勘定）</p>	<p>五</p>

独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人大学入試センター	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人国立公文書館	
独立行政法人国立科学博物館法第十三条第一項	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第十二条第一項	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十二条第一項	独立行政法人大学入試センター法第十五条第一項	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第十三条第一項	独立行政法人酒類総合研究所法第十三条第一項	国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十二条第一項	法律（昭和四十二年法律第百十号）第二十九条第一項
文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	財務省令	内閣府令	
同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	対し納付すべき額に係る部分に限る。）
一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	

独立行政法人農林水産消費安全技術センター	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	農林水産省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十三条第一項	厚生労働省令	同条第三項	一般会計	一般会計（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われる業務に係る経理における国庫納付金にあつては、労働保険特別会計（労働勘定）
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法第十三条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計	一般会計
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法第十二条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計	一般会計
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法第十五条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計	一般会計
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法第十六条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計	一般会計
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構法第十六条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計	一般会計

独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター （平成十一年法律第百八十四号） 第十二条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法 （平成十一年法律第百八十五号） 第十二条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）第十二条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）第十二条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）第十二条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）第十二条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計

独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所	独立行政法人製品評価技術基盤機構	独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十四条第一項	独立行政法人製品評価技術基盤機構法第十二条第一項	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）第十二条第一項	独立行政法人経済産業研究所法第十二条第一項	独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十四条第一項	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百）第十四条第一項	独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十四条第一項	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百）第十四条第一項
国土交通省令	国土交通省令	国土交通省令	国土交通省令	国土交通省令	国土交通省令	農林水産省令	農林水産省令
同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項
一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	特許特別会計	一般会計	一般会計	一般会計

				独立行政法人交通安全環境研究所	
				独立行政法人海上技術安全研究所	
				独立行政法人港湾空港技術研究所	
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人電子航法研究所	独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）第十三条第一項	国土交通省令	同条第三項	一般会計
				独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）第十二条第一項	
				独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）第十二条第一項	
				独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）第十二条第一項	
				独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）第十三条第一項	
				国土交通省令	
				同条第三項	
				同条第三項	一般会計（同法第十二条第三号及び第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理における国庫納付金にあつては、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定）

1	独立行政法人教員研修センター	独立行政法人統計センター	自動車検査独立行政法人	独立行政法人駐留軍等労働者 労務管理機構	独立行政法人国立環境研究所	独立行政法人航空大学校	独立行政法人海技教育機構
	独立行政法人教員研修センター法 (平成十二年法律第八十八号)第 三條第一項	独立行政法人統計センター法(平 成十一年法律第二百十九号)第十 三條第一項	自動車検査独立行政法人法(平成 十一年法律第二百十八号)第十六 條第一項	独立行政法人駐留軍等労働者労務 管理機構法(平成十一年法律第二 百十七号)第十一條第一項	独立行政法人国立環境研究所法(平 成十一年法律第二百十六号)第 十二條第一項	独立行政法人航空大学校法(平成 十一年法律第二百十五号)第十三 條第一項	独立行政法人海技教育機構法(平 成十一年法律第二百十四号)第十 二條第一項
	文部科学省令	総務省令	国土交通省令	防衛省令	環境省令	国土交通省令	国土交通省令
	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項
	一般会計	一般会計	自動車安全特別会計の自動車検 査登録勘定	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計

	独立行政法人国民生活センター		独立行政法人農畜産業振興機構		独立行政法人農業者年金基金		独立行政法人農林漁業信用基金		独立行政法人北方領土問題対策協会		独立行政法人国際協力機構
十一條第一項	独立行政法人国民生活センター法 (平成十四年法律第二百二十三号) 第四十三條第一項		独立行政法人農畜産業振興機構法 (平成十四年法律第二百二十六号) 第十三條第一項		独立行政法人農業者年金基金法 (平成十四年法律第二百二十七号) 第六十三條第一項		独立行政法人農林漁業信用基金法 (平成十四年法律第二百二十八号) 第十六條第一項		独立行政法人北方領土問題対策協会法 (平成十四年法律第三百三十二号) 第十三條第一項		独立行政法人国際協力機構法 (平成十四年法律第三百三十六号) 第三十一條第一項
	内閣府令		農林水産省令		農林水産省令		農林水産省令・ 財務省令		内閣府令		外務省令
	同条第三項		同条第三項		同条第三項		同条第三項		同条第三項		同条第三項
	一般会計		一般会計		一般会計		一般会計		一般会計		一般会計

独立行政法人国際交流基金	独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十四条第一項	外務省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人日本学術振興会法第二十条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人理化学研究所	独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第十七条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第二十四条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人日本芸術文化振興会法第十五条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六条第一項	厚生労働省令	同条第四項及び第五項	一般会計（同法第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては年金特別会計の業務勘定、同項第十三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては労働保険特別会計の労

独立行政法人国際観光振興機構	独立行政法人日本貿易振興機構	独立行政法人労働者健康福祉機構		独立行政法人労働政策研究・研修機構	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
独立行政法人国際観光振興機構法	独立行政法人日本貿易振興機構法第十三条第一項	独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十三条第一項		独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第一項	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十二条第一項	
国土交通省令	経済産業省令	厚生労働省令		厚生労働省令	厚生労働省令	
同条第三項	同条第三項	同条第三項		同条第三項	同条第三項	
一般会計	一般会計	労働保険特別会計労災勘定	労働保険特別会計労災勘定 （昭和四十九年法律第六十六号）による雇用保険事業として行われる業務に係る経理における国庫納付金にあっては労働保険特別会計雇用勘定）	一般会計（労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険事業として行われる業務に係る経理における国庫納付金にあっては労働保険特別会計労災勘定、雇用保険法（昭和四十九年法律第六十六号）による雇用保険事業として行われる業務に係る経理における国庫納付金にあっては労働保険特別会計雇用勘定）	一般会計	（災勘定）

構 独立行政法人海洋研究開発機	構 独立行政法人日本学生支援機	構 独立行政法人環境再生保全機	獨立行政法人国立病院機構	獨立行政法人自動車事故対策機構	獨立行政法人水資源機構	構
獨立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十八条第一項	獨立行政法人日本学生支援機構法第十八条第一項	獨立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十三条第一項	獨立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第十五条第一項	獨立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十五条第一項	獨立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第三十一条第一項	（平成十四年法律第八十一号）第十条第一項
文部科学省令	文部科学省令	環境省令	厚生労働省令	国土交通省令	国土交通省令	
同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	同条第三項	
一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定	一般会計	

<p>独立行政法人国立高等専門学 校機構</p>	<p>独立行政法人国立高等専門学校機 構法第十三条第一項</p>	<p>文部科学省令</p>	<p>同条第三項</p>	<p>一般会計</p>
<p>独立行政法人大学評価・学位 授与機構</p>	<p>独立行政法人大学評価・学位授与 機構法第十七条第一項</p>	<p>文部科学省令</p>	<p>同条第三項</p>	<p>一般会計</p>
<p>独立行政法人国立大学財務・ 経営センター</p>	<p>独立行政法人国立大学財務・経営 センター法第十五条第一項</p>	<p>文部科学省令</p>	<p>同条第三項</p>	<p>一般会計</p>
<p>独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構法（平成十六年法律 第百号）第二十一条第三項</p>	<p>国土交通省令</p>	<p>同条第五項</p>	<p>一般会計</p>
<p>独立行政法人日本原子力研究 開発機構</p>	<p>独立行政法人日本原子力研究開発 機構法（平成十六年法律第百五十 五号）第二十一条第一項</p>	<p>文部科学省令・ 経済産業省令</p>	<p>同条第三項</p>	<p>一般会計（同法第二十条第一項 第一号の業務に係る勘定におけ る国庫納付金にあつては、エネ ルギー対策特別会計の電源開発 促進勘定）</p>
<p>独立行政法人国立がん研究セ ンター</p>	<p>高度専門医療に関する研究等を行 う独立行政法人に関する法律（平 成二十年法律第九十三号）第二十 一条第一項</p>	<p>厚生労働省令</p>	<p>同条第三項</p>	<p>一般会計</p>
<p>独立行政法人国立循環器病研 究センター</p>	<p>高度専門医療に関する研究等を行 う独立行政法人に関する法律第二 十</p>	<p>厚生労働省令</p>	<p>同条第三項</p>	<p>一般会計</p>

	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項	一般会計
	独立行政法人国立国際医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項	一般会計
	独立行政法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項	一般会計
	独立行政法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項	一般会計
	独立行政法人日本医療研究開発機構	独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条第一項	内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令・経済産業省令	同条第三項	一般会計

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）

）（抄）

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 （略）
- 二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 三・四 （略）
- 五 独立行政法人海洋研究開発機構
- 六 独立行政法人科学技術振興機構
- 七 独立行政法人日本原子力研究開発機構
- 八～四十 （略）
- 四十一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 四十二～八十八 （略）
- 八十九 独立行政法人理化学研究所
- 九十～九十三 （略）
- 九十四 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 九十五 独立行政法人農業生物資源研究所
- 九十六 独立行政法人農業環境技術研究所
- 九十七 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 九十八 独立行政法人森林総合研究所
- 九十九 独立行政法人水産総合研究センター
- 百 独立行政法人土木研究所
- 百一 独立行政法人建築研究所
- 百二 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 百三～百十三 （略）

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一・二 （略）

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 （略）

254 （略）

○ 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（※）（抄）

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第十五条 法第四百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 独立行政法人防災科学技術研究所

三 独立行政法人放射線医学総合研究所

四〜七 （略）

八 独立行政法人農業環境技術研究所

九 独立行政法人産業技術総合研究所

十 （略）

十一 独立行政法人土木研究所

十二 独立行政法人建築研究所

十三 (略)

十四 独立行政法人海上技術安全研究所

十五 独立行政法人港湾空港技術研究所

十六 独立行政法人電子航法研究所

十七(二十一) (略)

二十二 独立行政法人国立国際医療研究センター

○ 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)(抄)

(国等に対する適用除外)

第百四条 国については第百三条及び次章の規定、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)については第百三条の規定は、適用しない。ただし、他の法律の規定により国とみなされたものについては、同条の規定の適用があるものとする。

2 (略)

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十四年政令第百九十九号)(抄)

(情報提供の方法及び範囲)

第十二条 (略)

2 法第二十二條第一項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報

イ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第三十二條第一項及び第三十四條第一項の規定(これらの規定を国立大学法人法

(平成十五年法律第百二十二号)第三十五条及び総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第四十八条において準用する場合を含む。)に基づくそれぞれの直近の評価の結果

ロ)へ (略)
五 (略)

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号) (※) (抄)

第二十二條 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 (略)

○ 電波法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第三百六十三号) (抄)

附 則

(経過措置)

第二條 この政令の施行の際現に免許を受けている既開設局(電波法第七十一条の二第三号に規定する既開設局をいう。)のうち、この政令の施行後最初に到来する当該既開設局の免許の応当日(同法第百三条の二第一項に規定する応当日をいう。)から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が六月に満たないものについては、改正後の電波法施行令第六条の二第二項の規定は、適用しない。

2 次の各号に掲げる独立行政法人は、当該各号に定める独立行政法人が平成十五年十月一日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなす。

一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 改正前の電波法施行令第七条第七号に掲げる独立行政法人

- 二 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 改正前の電波法施行令第七条第十五号に掲げる独立行政法人
- 三 独立行政法人水産総合研究センター 改正前の電波法施行令第七条第二十一号に掲げる独立行政法人

○ 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（電波法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百六十三号）による改正後のもの）（抄）

（電波利用料を加算する期間及び金額）
 第六条の二（略）

2 免許人が、周波数割当計画等の変更に係る既開設局（テレビジョン放送をする無線局に限る。）の免許人である場合における法第百三条の第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の政令で定める金額は、次の表の上欄に掲げる基本送信機（既開設局の送信機であつて、当該既開設局が一台のみの送信機を有する場合には当該送信機を、二台以上の送信機を有する場合には空中線電力の最大のものの一をいう。以下この項において同じ。）の周波数及び同表の中欄に掲げる基本送信機の空中線電力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額とする。

基本送信機の周波数 (略)	基本送信機の空中線電力 (略)	金額 (略)
----------------------	------------------------	---------------

○ 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（※）（抄）

（国等に対する適用除外）

第百四条 国については第百三条及び次章の規定、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）については第百三条の規定は、適用しない。ただ

し、他の法律の規定により国とみなされたものについては、同条の規定の適用があるものとする。

2 (略)

○ 独立行政法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）（抄）

独立行政法人情報通信研究機構法施行令

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第一条 独立行政法人情報通信研究機構法（以下「法」という。）第十六条に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定における法第七条第四項の政令で定めるところにより計算した額（第六条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

（積立金の処分に係る承認の手續）

第二条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、法第十六条に規定する債務保証勘定及び一般勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十七条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（法第十六条に規定する債務保証勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 機構は、法第十六条に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、期間最後の事業年度に係る法第十七条第五項の規定による整理を行った後、同項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣（法第十六条に規定する出資勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十七条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定に

よる承認を受けなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（※）（抄）

（区分経理）

第十六条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」、「債務保証勘定」、「出資勘定」及び「一般勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一 第十四条第二項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

二 第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）

三 第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第二号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）

四 前三号に掲げる業務以外の業務（これに附帯する業務を含む。）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条 機構は、債務保証勘定及び一般勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣（債務保証勘定については総務大臣及び財務大臣）の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

4 機構は、通則法第四十四条第一項の規定にかかわらず、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、残余の額のうち政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付しなければならない。

5 機構は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、通則法第四十四条第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

6 第一項から第三項までの規定は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは「第五項又は通則法第四十四条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第五項」と、「債務保証勘定については」とあるのは「出資勘定については」と、第二項中「債務保証勘定に係る」とあるのは「出資勘定に係る」と、第三項中「第一項」とあるのは「第一項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

7 (略)

○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第二百六号）（抄）

1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた一般職の国家公務員並びに一般職の国家公務員のうち非常勤の消防団員と兼職する非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員は、内閣官房令・総務省令で定めるところにより、その所轄庁の長（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長。次項において同じ。）の承認を受けて、消防団員としての活動を行うためにその割り振られた正規の勤務時間の一部を割くことができる。

2 (略)

○ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）（抄）

（公務員の消防団員との兼職に関する特例）

第十条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、

任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四百四条の許可又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2・3（略）

【法務省関係】

○ 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）

（特則）

第十九条（略）

2 第三条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人農林漁業信用基金又は独立行政法人森林総合研究所については、資本金の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3・4（略）

○ 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）（抄）

（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）

第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。

一 一五（略）

附則

（独立行政法人森林総合研究所に関する特例）

4 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項の規定により独

立行政法人森林総合研究所がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条中「定める者」とあるのは、「定める者並びに独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項の事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする独立行政法人森林総合研究所」とする。

○ 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）

（設立及び組織）

第六十八条 その名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

一～三（略）

2（略）

○ 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（抄）

（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）

第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。

一～十五（略）

附則

（独立行政法人森林総合研究所に関する特例）

4 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条中「定める者」とあるのは、「定める者並びに独立行政

政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項の事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする独立行政法人森林総合研究所」とする。

○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

（設立及び組織）

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるもの限り、設立することができる。

一～三 （略）

2 （略）

○ 債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）（抄）

（貸付債権の主体）

第一条 債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号又の規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一～八 （略）

九 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

十～十四 （略）

（求償権の主体）

第二条 法第二条第一項第二十一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇四 (略)

五 独立行政法人情報通信研究機構

六・七 (略)

(その他特定金銭債権)

第三条 法第二条第一項第二十二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる債権とする。

一〇十四 (略)

十五 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十四号)附則第三条第一項の規定により独立行政法人情報通信研究機構が承継した貸付契約に係る貸付債権

○ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる者が有する貸付債権

イ〇リ (略)

又 イからリまでに掲げる者に類する者として政令で定めるもの

二〇二十 (略)

二〇一 信用保証協会その他政令で定める者が前号に掲げる債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権

二〇二 前各号に掲げる金銭債権に類し又は密接に関連するものとして政令で定めるもの

二〇三 (略)

○ 総合法律支援法施行令(平成十八年政令第二十四号) (抄)

目次

第一章第三章（略）

第四章 雑則（第十八条・第十九条）

附則

（国庫納付金の帰属する会計）

第十五条（略）

2 前項の規定にかかわらず、支援センターが法第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。第十八条において「準用通則法」という。）第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

第四章 雑則

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令の規定の準用）

第十八条 準用通則法第四十六条の二第六項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二条の二から第二条の八までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本司法支援センター」と、「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条の二第一項	通則法第四十六条の二第一項の	準用通則法（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）をいう。以下同じ。） 第四十六条の二第一項の

2 第十九条 (略)
 (他の法律の準用等)

第二条の二第二項	通則法	通則法第四十六条の二第一項本文	準用通則法
第二条の三第二項	通則法第四十四条第三項	同法第四十一条第二項第六号	同法第四十一条第二項第六号
第二条の四第一項	通則法	準用通則法	準用通則法
第二条の四第二項及び第四項	通則法	準用通則法	準用通則法
第二条の五第一項	通則法第四十四条第三項	同法第四十一条第二項第六号	同法第四十一条第二項第六号
第二条の六第一項から第三項まで	通則法	準用通則法	準用通則法
第二条の七第一項	通則法	準用通則法	準用通則法
第二条の八第一項及び第二項	通則法	準用通則法	準用通則法

3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援センターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第四十二条 独立行政法人であって独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外のもの

二〇六（略）

○ 綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（※）（抄）

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十一条第一項、第二項及び第四項、第二十一条の四から第二十二項まで、第二十四条、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十六条、第二十八条の四、第三十一条、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条の規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）」とあり、及び「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「中期目標管理法の」とあり、及び「当該中期目標管理法の」とあるのは「日本司法支援センターの」と、「中期目標管理法」とあるのは「日本司法支援センターは」と、「当該中期目標管理法」とあるのは「日本司法支援センター」と、「当該中期目標管理法が」とあるのは「日本司法支援センターが」と、「当該中期目標管理法に」とあるのは「日本司法支援センターに」と、「当該中期目標管理法役員」とあるのは「支援センター役員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第三項	個別法	綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

<p>第八条第三項</p>	<p>第四十六条の二又は第四十六条の三</p>	<p>総合法律支援法第四十七条の二又は第四十七条の三</p>
<p>第十六条</p>	<p>第十四条第一項 法人の長</p>	<p>総合法律支援法第二十条第一項 理事長</p>
<p>第二十一条第一項</p>	<p>前条第二項 第二十九条第二項第一号</p>	<p>同法第二十一条第三項 総合法律支援法第四十条第二項第一号</p>
<p>第二十一条第二項</p>	<p>第三十八条第一項 法人の長</p>	<p>総合法律支援法第四十四条第一項 理事長</p>
<p>第二十四条、第二十五条及び第二十六条</p>	<p>第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項</p>	<p>総合法律支援法第四十一条の二第一項</p>
<p>第二十八条の四</p>	<p>第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画</p>	<p>同法第四十一条第一項に規定する中期計画及び同法第四十八条において読み替えて準用する第三十一条第一項に規定する年度計画</p>
<p>第三十一条第一項</p>	<p>前条第一項</p>	<p>総合法律支援法第四十一条第一項</p>

	<p>第三十一条第二項</p>	<p>中期計画</p>
	<p>毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた</p>	<p>同項に規定する中期計画</p>
<p>第三十九條第一項</p>	<p>前条第一項の認可を受けた後</p>	<p>毎事業年度の開始前に、総合法律支援法第四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する</p>
	<p>独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）</p>	<p>総合法律支援法第四十一条第一項に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）</p>
<p>第三十九條第二項第二号</p>	<p>財務諸表</p>	<p>日本司法支援センター</p>
<p>第三十九條第三項</p>	<p>総務省令</p>	<p>総合法律支援法第四十四条第一項に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）</p>
<p>第三十九條の二第一項</p>	<p>子法人に</p>	<p>法務省令</p>
<p>第四十六條第二項</p>	<p>この法律、個別法</p>	<p>総合法律支援法第二十三条第六項に規定する子法人（以下「子法人」という。）に</p>
	<p>中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画</p>	<p>総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。</p>
		<p>総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画</p>

第五十条	この法律及びこれ	この法律及び総合法律支援法並びにこれら
第五十条の四第二項第一号	政令	法務省令
第五十条の四第二項第四号	第三十二条第一項	総合法律支援法第四十一条の二第一項
第五十条の四第二項第五号	第三十五条第一項	総合法律支援法第四十二条第一項
第五十条の四第三項	政令	法務省令
第五十条の四第四項	総務大臣	法務大臣
第五十条の四第五項	政令	法務省令
第五十条の四第六項	この法律、個別法	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）
第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項及び第五十条の九	政令	法務省令
第六十四条第一項	この法律	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）

【外務省関係】

○ 外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三三（略）

三六 独立行政法人評価委員会の庶務（国際協力機構分科会に係るものを除く。）に関する事

三七・三八（略）

（国際協力局の所掌事務）

第十一条 国際協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇一（略）

一二 独立行政法人評価委員会国際協力機構分科会の庶務に関する事

一三（略）

（参事官、考査・政策評価官及び調査官）

第十七条（略）

二（略）

三 考査・政策評価官は、命を受けて、第三条第二号及び第十八号に掲げる事務並びに同条第三十六号に掲げる事務（国際交流基金分科会に係るものを除く。）に参画する。

四（略）

（総務課の所掌事務）

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇八（略）

一九 独立行政法人評価委員会の庶務（国際交流基金分科会及び国際協力機構分科会に係るものを除く。）に関する事

二十・二十一 (略)

(広報文化外交戦略課の所掌事務)

第二十四条 広報文化外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六 (略)

七 独立行政法人評価委員会国際交流基金分科会の庶務に関すること。

八 第二号及び前二号に掲げるもののほか、文化の分野における国際交流に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること(文化交流・海外広報課の所掌に属するものを除く。)

(政策課の所掌事務)

第七十条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 独立行政法人評価委員会国際協力機構分科会の庶務に関すること。

七〜九 (略)

○ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十七年政令第百十八号) 附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国際協力機構法施行令(平成十五年政令第四百九号) (抄)

附 則

(債権等の回収により取得した資産の取扱い)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 外務大臣は、第二項の規定による承認をしようとするときには、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

○ 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号) (※) (抄)

(資本金の減少)

第四条 機構は、次に掲げる債権又は資金の回収により取得した資産の総額から、政令に定める金額を差し引いた額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

一、四 (略)

2 (略)

○ 独立行政法人国際協力機構法施行令 (平成二十年政令第二百五十八号) (抄)

(有償資金協力勘定国庫納付金の帰属する会計)

第二条 独立行政法人国際協力機構 (以下「機構」という。)の法第三十一条第八項の規定による有償資金協力勘定に係る国庫納付金 (以下「有償資金協力勘定国庫納付金」という。)は、一般会計に帰属する。

(納付の手續)

第六条 機構は、毎事業年度、法第三十一条第八項に規定する残額があるときは、有償資金協力勘定国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該有償資金協力勘定国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の五月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

○ 独立行政法人国際協力機構法 (平成十四年法律第三百三十六号) (※) (抄)

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十一条 (略)

2、6 (略)

7 機構は、第四項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

【財務省関係】

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）

（定義）

第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三十七号）第十三条、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百五号）第十九条並びに独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三十五号）第十六条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 (略)

五 その他他各省各庁の長（日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等）については、これらの理事長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

2・3 (略)

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 (略)

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等）に提出しなければならない。

3 (略)

4 日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立

行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

5 (略)

(事務の委任の範囲及び手続)

第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関（日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長の事務については、日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の機関）に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 日本中央競馬会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基

盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

3・4 (略)

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号) (抄)

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の返還)

第十八条 (略)

2 (略)

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。
2・3 (略)

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）

目次

第一章～第八章（略）

第八章の二 特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い（第四十四条の五）
第八章の三～第十章（略）

附則

（定義）

第一条 この政令において、「特定独立行政法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「地方の組合」、「受給権者」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例継続組合員」、「特例継続掛金」、「郵政会社等」若しくは「日本郵政共済組合」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一項、第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第二十一条第一項、第三十一条第一号、第三十八条第二項ただし書、第四十一条第一項、第二百二十四条の二第二項、第二百二十六条の五第二項、附則第十二条第一項若しくは第三項、附則第十三条の三第四項、附則第二十条の三第二項若しくは附則第二十条の四第一項又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する特定独立行政法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、地方の組合、受給権者、継続長期組合員、任意継続組合員、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例継続組合員、特例継続掛金、郵政会社等若しくは日本郵政共済組合又は旧法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう。

（職員）

第二条 法第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 国家公務員法第百八条の六第五項又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第五項の規定により休職者とされた者

三（七） (略)

2 法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一（三） (略)

四 国及び特定独立行政法人から給与を受けない者

(報酬)

第五条 (略)

2 (略)

3 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る報酬に含まれる給与（以下「一般職員の報酬に含まれる給与」という。）に準ずる給与として法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

一（七） (略)

八 特定独立行政法人の職員 その受ける給与

4 (略)

(給付に要する費用等の算定方法)

第十二条 組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下この項において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下この項において「後期高齢者支援金等」という。）の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法第九十九条第四項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。以下この項において「短期給付事務に要する費用」という。）を含み、同条第三項（第二号を除く。）の規定による国等（同項に規定する国等をいう。以下同じ。）の負担に係るもの（以下この項において「育児休業等負担金」という。）を除く。次条第一項において同じ。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十一条及び第五十二条に規定する短期

給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付額、短期給付事務に要する費用の額並びに育児休業等負担金の額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（同条第四項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。以下この項において「長期給付事務に要する費用」という。）を含み、同条第二項第三号に掲げるものを除く。次項及び次条第三項において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間に於ける次に掲げる事項、当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び長期給付事務に要する費用の額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、財務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

一〇四（略）

3（略）

（育児休業手当金等に対する国等の負担）

第十二条の三 法第九十九条第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 国 当該事業年度において組合ごとにその組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額の合計額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額

二・三（略）

四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額

2（略）

3 法第九十九条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 国 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額

二 独立行政法人造幣局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべて

の組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人造幣局の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国立印刷局の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国立病院機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

(組合の事務に要する費用の特定独立行政法人の負担)

第十二条の三の二 法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項に規定する政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる金額は、組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用について、特定独立行政法人の職員である組合員が属する組合が当該事業年度において負担すべき金額として当該組合の予算に計上した額とする。

(組合への国等の負担金の払込み)

第十二条の五 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、**「負担すべき金額を、」**とあるのは「**負担すべき金額として**独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構の職員である組合員が属する組合が当該事業年度においてその予算に計上した額を、当該組合の」と、**「支給」とあるのは「支給(独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に係るものに限る。)」**と、**「組合」とあるのは「当該組合」と、第二項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、**「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、**「組合」とあるのは「前項に規定する組合」と、前項中「組合」とあるのは「第一項に規定する組合」と、**「国の予算」とあるのは「第一項に規定する組合(前項に係るものにあつては、連合会)の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した****

事業年度において独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構が払い込むこと」と読み替えるものとする。

(連合会への負担金の払込み)

第十三条 法第二百二条第四項の規定により組合が連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 法第九十九条第二項第二号及び第三号に掲げる費用並びに同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により負担することとなる費用であつて第九条第一項に規定する長期給付に係るものに充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体(法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。)、派遣先企業(国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項(同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。))に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。)、法科大学院設置者(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者をいう。次号及び次項において同じ。)、若しくは受入先弁護士法人等(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等をいう。次項において同じ。))が負担すべき金額
- 二 法第九十九条第二項第四号に掲げる費用に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体若しくは法科大学院設置者が負担すべき金額のうち財務大臣の定める金額

2 組合は、法第二百二条第四項に規定する国、特定独立行政法人又は職員団体、派遣先企業、法科大学院設置者若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき金額及び前条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。

(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲)

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等(以下「公庫等」という。)に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 十三 (略)

十四 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む)

む。

十五・十六 (略)

十七 独立行政法人日本原子力研究開発機構（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二條第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二條の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構を含む。）

十八 独立行政法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二條の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、独立行政法人科学技術振興機構法附則第六條の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八條第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）附則第二條第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

十九 (略)

二十 独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二條第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）

二十一～四十三 (略)

四十四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）附則第十條第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

四十五～五十二 (略)

五十三 独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十條第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

五十四～六十八 (略)

六十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十條の身体障害者雇用促進協会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）附則第三條第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会及び独

立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

七十九（略）

九十六 立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第二条の立行政法人医薬基盤研究所を含む。）

九十七（略）

百三十二 立行政法人日本医療研究開発機構

2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（略）

六 立行政法人日本原子力研究開発機構（立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所を含む。）

七（略）

十八 立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

十九（略）

三十一 立行政法人宇宙航空研究開発機構

三十二（略）

四十 立行政法人科学技術振興機構

四十一 立行政法人理化学研究所

四十二（略）

六十 立行政法人海洋研究開発機構

六十一（略）

六十三 立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律による改正前の立行政法人医薬基盤研究所法第二条の立行政法人医薬基盤研究所を含む。）

六十四（略）

百十七 独立行政法人日本医療研究開発機構

第八章の二 特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い

第四十四条の五 (略)

2 (略)

3 法第二百二十四条の三に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者(第一項に規定する者を含み、前項に規定する者を除く。次項において同じ。)については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

4 法第二百二十四条の三に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者について法の規定を適用する場合における第十一条第一項、第十二条、第十二条の三の二及び第十三条の規定の適用については、同項中「に規定する公務上の災害」とあるのは「に規定する公務上の災害(独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。)」と、第十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るもの」と、第十二条の三の二中「同条第四項」とあるのは「同条第四項(法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。)」と、「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第十三条中「適用する場合」とあるのは「適用する場合並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合」と、「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とする。

(連合会役職員の取扱い)

第四十五条の二 (略)

2 連合会役職員について法の規定を適用する場合においては、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

	法第八条第一項	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第二百二条を除き、林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員			理事長は、第二百二十六条第一項に規定する連合会役員
(略)	(略)	(略)	各省各庁の長又は特定独立行政法人の長	理事長	(略)
	法第十二条第一項	その所属の職員その他国又は特定独立行政法人に使用される者			国家公務員共済組合連合会の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者
(略)	(略)	(略)	各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人	(略)	(略)
	法第二百二条第一項	国、特定独立行政法人			連合会
	法第二百二条第四項	国、特定独立行政法人			連合会
(略)	(略)	(略)	国、特定独立行政法人	連合会	(略)

3 前項の場合における第十一条の第十七項及び第十三条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、特定独立行政法人」とあるのは「連合会」とする。

附 則

(短期給付に係る財政調整事業)

第八条 (略)

2と4 (略)

5 国、特定独立行政法人若しくは法第九十九条第五項に規定する職員団体、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会(以下この項において「費用負担者」という。)は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第二項第一号に掲げる費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。

6と10 (略)

(核燃料サイクル開発機構法の施行に伴う経過措置)

第三十条 旧原子燃料公社の役員又は職員で独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号。以下この条において「旧核燃料サイクル開発機構法」という。)附則第八条の規定による廃止前の原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)第三十七条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、旧核燃料サイクル開発機構法附則第三条第一項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第三条第一項の規定の適用があるものとする。

(郵政会社等役職員の取扱い等)

第三十四条の二の三 (略)

2と4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、郵政会社等役職員についてこの政令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十二条の三の二	に規定する政令	又は法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する法第九十九条第四項に規定する政令

		特定独立行政法人が 組合が	特定独立行政法人又は郵政会社等が
	当該組合	組合又は日本郵政共済組合が	
第十三条	特定独立行政法人	これらの組合	特定独立行政法人、郵政会社等
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（※）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。

二～四 (略)

- 五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六・七 (略)

2・3 (略)

(短期給付の種類等)

第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 十三 (略)

(附加給付)

第五十二条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもって充てる。

一 一の二 (略)

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金(第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国の負担金百分の百

四 (略)

3 国又は独立行政法人造幣局若しくは独立行政法人国立印刷局(第百二条第三項において「国等」という。)は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額

4 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。

5 (略)

6 行政執行法人の職員(専従職員を除く。)である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「行政執行法人の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「行政執行法人は政令で定めるところにより行政執行法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

7 行政執行法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、職員団体の負担金及び行政執行法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「行政執行法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職

員団体の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「行政執行法人は政令で定めるところにより行政執行法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

(負担金)

第二百二条 (略)

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同条第四項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。)に充てるため国、行政執行法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(第四項において「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することとする規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(同項において「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

255 (略)

（行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）

第二百二十四条の三 行政執行法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する行政執行法人」とあるのは「並びにその所管する行政執行法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第二号中「国立ハンセン病療養所」とあるのは「国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び国立研究開発法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項第一号及び第三号中「行政執行法人の負担に係るもの」とあるのは「行政執行法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第三項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」とあるのは「独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第五項から第七項までの規定中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

（短期給付に係る財政調整事業）

第十四条の三 連合会は、第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、組合の短期給付（第五十二条に規定する短期給付を除く。）の掛金（介護納付金に係るものを含む。）に係る不均衡を調整するための交付金の交付の事業その他組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

2（略）

○ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）（抄）

（長期給付に要する費用に対する国等の負担）

第六十八条の二 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号に掲げる額のうち同項の規定により国等（共済法第九十九条第三項（共済法附則第二十条の三四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国等をいう。次項において同じ。）が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 （略）

二 独立行政法人造幣局 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員（施行令第十二条第二項第四号に規定する長期組合員をいう。以下この項において同じ。）の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額に対する独立行政法人造幣局の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の割合を乗じて得た金額

三 独立行政法人国立印刷局 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額に対する独立行政法人国立印刷局の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の割合を乗じて得た金額

四 独立行政法人国立病院機構 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額に対する独立行政法人国立病院機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の割合を乗じて得た金額

五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額に対する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の割合を乗じて得た金額

2
（略）

○ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）（抄）

（長期給付に要する費用の負担の特例）

第三十一条 国等（共済法第九十九条第三項（共済法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。）は、政令で定めるところにより、共済法第九十九条第三項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる長期給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付に要する費用（共済法第九十九条第二項第三号に掲げるもの及び施行法第五十条の規定により負担することとされたものを除く。）として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 （略）

2・3 （略）

○ 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一十六 （略）

十七 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること（造幣局分科会、国立印刷局分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。

十八 一三五 （略）

三十六 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報通信研究機構に関すること。

三十七 一四七 （略）

（理財局の所掌事務）

第七条 理財局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一〇四 (略)
- 五 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関すること（国税庁の所掌に属するものを除く。）。
- 六〇二十九 (略)
- 三十 独立行政法人評価委員会の造幣局分科会及び国立印刷局分科会の庶務に関すること。
（文書課の所掌事務）
- 第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一〇十四 (略)
 - 十五 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること（農林漁業信用基金分科会、住宅金融支援機構分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。
 - 十六・十七 (略)
- （政策金融課の所掌事務）
- 第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一〇三 (略)
 - 四 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報通信研究機構に関すること。
 - 五〇八 (略)
 - 九 独立行政法人評価委員会の農林漁業信用基金分科会及び住宅金融支援機構分科会の庶務に関すること。
 - 十 (略)
- （総務課の所掌事務）
- 第四十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一〇七 (略)
 - 八 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関すること（国税庁の所掌に属するものを除く。）。
 - 九・十 (略)
- （国庫課の所掌事務）
- 第四十七条 国庫課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一〇七 (略)

八 独立行政法人評価委員会の造幣局分科会及び国立印刷局分科会の庶務に関すること。
(課税部の所掌事務)

第九十条 課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う業務に関すること(酒類製造業に係るものに限る。)

七 (略)

八 独立行政法人評価委員会酒類総合研究所分科会の庶務に関すること。

九・十 (略)

附 則

(理財局の所掌事務の特例)

第二条の三 理財局は、第七条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年九月三十日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第三条第十七号中「国立印刷局分科会」とあるのは、「国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会」とする。

一 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律(平成二十五年法律第十九号)附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関すること。

二 独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会の庶務に関すること。

(理財局固有財産業務課の所掌事務の特例)

第四条の五 理財局固有財産業務課は、第五十三号各号に掲げる事務のほか、平成二十六年九月三十日までの間、附則第二条の三各号に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第十五条第十五号中「国立印刷局分科会」とあるのは、「国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会」とする。

○ 独立行政法人造幣局法施行令(平成十四年政令第三百八十号)(抄)

(国庫納付金の納付の手続)

第一条 独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)は、独立行政法人造幣局法(以下「法」という。)第十五条第一項の規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百

三号)第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

(国庫納付金の納付期限)

第二条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第四条 造幣局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 前項の承認申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第一条の国庫納付金の計算書を提出したときは、これに添付した同条に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

○ 独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第四十号) (※) (抄)

(積立金の処分)

第十五条 造幣局は、毎事業年度、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行つた後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一・二 (略)

2 造幣局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、対象事業年度の次の事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の事業年度における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

○ 独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）（抄）

（国庫納付金の納付の手續）

第一条 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）は、独立行政法人国立印刷局法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の六月三十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。
（国庫納付金の納付期限）

第二条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手續）

第四条 印刷局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 （略）

2 前項の承認申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第一条の国庫納付金の計算書を提出したときは、これに添付した同条に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

○ 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）（※）（抄）

（積立金の処分）

第十五条 印刷局は、毎事業年度、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項において「整理」という。）を行つた後、同条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一・二 （略）

2 印刷局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならぬ額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、対象事業年度の次の事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の事業年度における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 （略）

○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）

（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの）

第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜三 （略）

四 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第十条第三項の規定に基づき法附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計から一般会計に承継された借入金（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）

第五十条 （略）

2〜8 （略）

9 法第八十五条第三項第三号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 （略）

二 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う可燃性天然ガス及び石炭の利用若しくは非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化を促進するための情報の収集及び提供並びに技術に関する指導に要する費用に係る補助金の交付

三 （略）

(電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等)

第五十一条 法第八十五条第四項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 整備法第二条に規定する発電用施設(以下この条において「発電用施設」という。)のうち原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設(以下この条において「再処理施設」という。)その他の原子力発電と密接な関連を有する施設(以下この節において「原子力発電施設等」と総称する。)の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県(以下この号並びに第七項第一号及び第五号において「所在都道府県」という。)又は所在都道府県に隣接する都道府県(経済産業大臣が定める基準に適合するものに限る。)に対して行うイに掲げる交付金の交付、再処理施設であつて文部科学大臣が定める規模以上のもの(ロにおいて「大型再処理施設」という。)の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県に対して行うロに掲げる交付金の交付、所在都道府県に対して行うハに掲げる交付金の交付、所在都道府県又は原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている市町村(ニ及び第十号ロにおいて「所在市町村」という。)に隣接する市町村(整備法第四条第七項の規定による同意を得た同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第十条第三項の規定による同意を得た同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する整備法第四条第一項後段の規定によって作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。ニ及び第十号ロにおいて「隣接市町村」という。)をその区域に含む都道府県に対して行うニに掲げる交付金の交付、所在都道府県若しくは原子力発電施設(独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。)の設置(電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められるものに限る。)がその区域内において見込まれる都道府県又は原子力に関する知識の普及に係る事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人に対して行うホに掲げる交付金の交付及び原子力その他のエネルギーに関する教育に係る環境の整備を行う都道府県に対して行うヘに掲げる交付金の交付

イ〜ヘ (略)

三〜十四 (略)

十五 原子力発電施設等(独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。)がその区域内において設置されている都道府県の区域内における科学技術の振興のための措置(文部科学大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。)であつて当該都道府県又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行うものに要する費用に係る補助金の交付

十六〜十九 (略)

二十 次に掲げる施設の設置の必要性に関する知識の普及（ロに掲げる施設にあつては、当該施設の設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。）の周辺の地域の住民に対するものに限る。））、イに掲げる施設の円滑な設置に資するための電力市場に関する調査、イに掲げる施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。）の周辺の地域の振興に資する先導的な施策であつて当該地域の特性を生かしたものの普及の促進のために行うモデル事業又はイ若しくはロに掲げる施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。））、ハに掲げる施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。））、ハに掲げる施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点若しくはヘ若しくはトに掲げる施設の設置が見込まれる地点の地域をその区域に含む地方公共団体が行う当該地域の振興に関する計画の作成に必要な情報の提供に要する費用に係る委託費の交付

イ 発電用施設のうち原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。）

ロ（略）

ハ 発電用施設のうち、再処理施設、軽水型実用発電用原子炉において使用される混合酸化物燃料（ウランの酸化物及びプルトニウム）の酸化物を含む核燃料物質をいう。第四項第六号において同じ。）の加工施設、実用ウラン濃縮施設、使用済燃料の貯蔵施設（原子力発電施設、発電用原子炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理施設及び試験検査施設、使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。））又は高速増殖炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理に必要な技術を実証するための施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。））に付随するものを除く。）又は廃棄施設（原子力発電施設から生ずる放射性廃棄物の廃棄施設に限るものとし、原子力発電施設を設置した工場又は事業所内におけるもので、主として当該工場又は事業所において生ずる放射性廃棄物を廃棄するためのものを除く。第二十四号において同じ。）

ニ 発電用施設のうち高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）

ホ 発電用施設のうち、整備法施行令第三条第二号若しくは第三号に掲げる施設又は新型転換炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）

ヘ 使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物を固型化した物の地層における最終的な処分に關する研究の用に供される施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）

ト（略）

二十一（略）

二十二 第二十号イからハまで若しくはトに掲げる発電用施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する再処理施設を除く。）

の周辺地域（当該発電用施設の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該発電用施設の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が当該発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するためこの号に規定する措置の対象とすることが特に必要であると認めるものに限る。）の区域内において行う工業団地（製造業及びこれに関連する事業に係る工場又は事業場の用に供するための敷地並びにこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の取得、造成、管理又は譲渡に要する資金に充てるための地方債又は借入金について、地方公共団体その他経済産業大臣が定める者に対して行う利子補給金の交付

二十三・二十四（略）

2（略）

3 法第八十五条第五項第一号ハに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一（略）

二 独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う前項各号に掲げる業務の実施に必要な施設の設置又は改造に要する費用に係る補助金の交付

4 法第八十五条第五項第一号ニに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一（略）

二 高速増殖炉（実証炉に限る。）を利用する原子力発電施設の設置を促進するために行う技術の開発（独立行政法人日本原子力研究開発機構が行うものを除く。）及び新型転換炉（実証炉に限る。）を利用する原子力発電施設の設置を促進するために行う技術の開発（法第八十五条第五項第一号ロに規定する出資を受けて独立行政法人日本原子力研究開発機構が行うものを除く。）に要する費用に係る委託費の交付

三（略）

四 実用発電用原子炉施設の燃料に用いるウラン濃縮に関する技術の開発（独立行政法人日本原子力研究開発機構が行うものを除く。）に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

五十二（略）

5・6（略）

7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一五（略）

六 発電用施設のうち、原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）及び再処理施設その他の原子

力発電と密接な関連を有する施設（整備法施行令第三条第六号及び第七号に掲げる施設を除く。）の運転の管理に係る安全性に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

七〇七七（略）

（エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等）

第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一〜四（略）

五 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学大臣

イ（略）

ロ 法第八十五条第五項第一号ロに規定する独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する出資又は交付金の交付に関する事務

ハ（略）

六 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学省令・経済産業省令で定める区分に応じ、文部科学大臣又は経済産業大臣

イ 周辺地域整備交付金の交付に関する事務のうち、独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する原子力発電施設等に係るもの

ロ〜ホ（略）

七〇七九（略）

2（略）

（業務勘定から他の勘定への繰入れ）

第五十七条 法第百十四条第九項の規定により年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定へ繰り入れる金額は、独立行政法人福祉医療機構の中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）中に同機構への交付金（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十五条第五号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第三項に規定する業務に係る交付金に限る。）に充てるために法第百十四条第五項及び第六項の規定により同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定から同会計の業務勘定に繰り入れた金額の合計額、当該期間中に独立行政法人福祉医療機構法第十五条第五号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第三項に規定する業務について生じた損益の額その他の同法第十六条第四項の規定による納付金が生じた要因を勘案し、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（※）（抄）

(一般会計からの繰入れの特例)

第四十二条 (略)

2 前項の場合において、国債（一般会計の負担に属する公債及び借入金（政令で定めるものを除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）の償還に充てるために繰り入れるべき金額は、前年度期首における国債の総額の百分の一・六に相当する金額とする。

3 5 (略)

(目的)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第一項において「エネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

4 この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（次項において「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（第六項の措置に該当するもの並びに発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。

5 この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる財政上の措置

イ・ロ (略)

ハ 発電用施設の設置又は改造に係る補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。二において同じ。）で政令で定めるもの
ニ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る補助で政令で定めるもの

二・三 (略)

6 この節において「原子力安全規制対策」とは、発電用施設周辺地域整備法第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設又は試験研究の用に供する原子炉若しくは同法第五十三条第二号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるものに関する安全の確保を図るための措置で政令で定めるものをいう。

7 (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

2と8 (略)

9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

○ 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百四十三号）（抄）

(教育施設の範囲)

第五条 法別表第一第二号の中欄に規定する政令で定める教育施設は、次のとおりとする。

一と四 (略)

五 独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人海技教育機構又は独立行政法人航空大学校
六と九 (略)

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。

二 二六（略）

2・3（略）

別表第一（第十一条関係）

(略)	(略)	(略)
二	<p>教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であつて、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの</p>	<p>小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。）</p>
(略)	(略)	(略)

【文部科学省関係】

○ 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（抄）

第十三条（略）

2 法第三十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一・二 (略)

三 当該研究施設研究教育職員を共同研究等に從事させることについて当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者からの要請があること。

3 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究施設研究教育職員として共同研究等に從事するため国家公務員法第七十九条の規定により退職にされた期間があつた場合において、当該退職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究施設研究教育職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件の全てに該当することにつき、文部科学大臣において当該退職前（更新に係る場合には、当該更新前）に内閣総理大臣の承認を受けているときに限り、当該退職に係る期間について法第三十四条第一項の規定を適用するものとする。

4 (略)

5 第三項の承認に係る共同研究等に従事した研究施設研究教育職員は、当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法第二百二十六条第二項の規定により交付された源泉徴収票（源泉徴収票の交付のない場合には、これに準ずるもの）を文部科学大臣に提出し、文部科学大臣はその写しを内閣総理大臣に送付しなければならない。

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（※）（抄）

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）が、国及び行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定行政執行法人（行政執行法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定行政執行法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により退職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究施設研究教育職員に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該退職に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2・3 (略)

○ 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

別表（第六十五条関係）

- 一 独立行政法人情報通信研究機構
- 二～四 （略）
- 五 独立行政法人防災科学技術研究所
- 六～九 （略）
- 十 独立行政法人産業技術総合研究所
- 十一～十五 （略）

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（裁定に関する手続及び基準）

第七十条 （略）

- 2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第六項及び第七十七条第二項において「国等」という。）であるときは、適用しない。
- 3～8 （略）

○ 発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）（抄）

（発電用施設の設置者）

第一条 発電用施設周辺地域整備法（以下「法」という。）第二条の政令で定める者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二

条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第四号に規定する卸電気事業者、同項第八号に規定する特定規模電気事業者、同項第十二号に規定する卸供給事業者及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）とする。

○ 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で、政令で定めるものをいう。

○ 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）

（法第九十四条第一項の政令で定める法人）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

附 則

8 法第九十四条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百

九十八号) 附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第一条及び前項に規定するもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

○ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号) (※) (抄)

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

255 (略)

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号) (抄)

別表(第三条関係)

- 一 独立行政法人情報通信研究機構
- 二 四 (略)
- 五 独立行政法人物質・材料研究機構
- 六 独立行政法人防災科学技術研究所
- 七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 八 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 九 十 (略)
- 十一 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 十二 十六 (略)

- 十七 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 十八 独立行政法人農業生物資源研究所
- 十九 独立行政法人農業環境技術研究所
- 二十 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 二十一 独立行政法人森林総合研究所
- 二十二 独立行政法人水産総合研究センター
- 二十三 (略)
- 二十四 独立行政法人産業技術総合研究所
- 二十五 (略)
- 二十六 独立行政法人土木研究所
- 二十七 独立行政法人建築研究所
- 二十八 (略)
- 二十九 独立行政法人海上技術安全研究所
- 三十 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 三十一 独立行政法人電子航法研究所
- 三十二～三十四 (略)
- 三十五 独立行政法人国立環境研究所
- 三十六～四十二 (略)

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（抄）

第二十六条 指定登録機関が登録事務（第四条に規定する公示を除く。）を行う場合には、前条又は著作権法第七十八条第五項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）であるときは、適用しない。

○ 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（抄）

（不要財産に係る国庫納付等）

第十五条の二 法第三十八条の二において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第六項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二条の二から第二条の六まで、第二条の七第一項及び第二条の八の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二条の二、第二条の四第一項、第二項及び第四項、第二条の六、第二条の七第一項並びに第二条の八第一項及び第二項中「通則法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する通則法」と、同条第二条の二第一項第四号及び第二条の四第一項第七号中「支出の額、会計の区分」とあるのは「支出の額」と、同条第二条の三第一項及び第二条の五第一項中「通則法第四十四条第三項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する通則法第三十条第一項」と、「通則法第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、同条第二条の七第一項中「当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計」とあるのは「一般会計」と読み替えるものとする。

○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（※）（抄）

（不要財産に係る国庫納付等）

第三十八条の二 独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六条の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）」とあるのは「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「第四十六条の二」と、同条第一項から第四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期目標管理法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する

第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」と、「国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画」とあるのは「であつて、その計画」と読み替えるものとする。

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 一 二十三 （略）

二十四 独立行政法人評価委員会の庶務（初等中等教育分科会、高等教育分科会、社会教育分科会、スポーツ・青少年分科会、科学技術・学術分科会及び文化分科会に係るものを除く。）に関する事。

二十五 一 一 四十四 （略）

2 文教施設企画部は、前項第二十九号から第四十三号までに掲げる事務をつかさどる。

（生涯学習政策局の所掌事務）

第四条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 一 二十七 （略）

二十八 独立行政法人評価委員会社会教育分科会の庶務に関する事。

二十九 一 一 三十一 （略）

（科学技術・学術政策局の所掌事務）

第七条 科学技術・学術政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 一 二十八 （略）

二十九 独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関する事。

三十 （略）

三十一 独立行政法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関する事。

（研究振興局の所掌事務）

第八条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)

十四 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究（基盤的研究開発を除く。）に関する事
十五 十九 (略)

二十 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本学術振興会及び独立行政法人理化学研
究所の組織及び運営一般に関する事。

(研究開発局の所掌事務)

第九条 研究開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十六 (略)

十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関する事。

十八 (略)

十九 独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人海洋研究開発機構の組織及び運営一般に
関すること。

二十 独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関する事。

二十一・二十二 (略)

(政策課の所掌事務)

第二十条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 独立行政法人評価委員会の庶務（初等中等教育分科会、高等教育分科会、社会教育分科会、スポーツ・青少年分科会、科学技術・学
術分科会及び文化分科会に係るものを除く。）に関する事。

七 (略)

(社会教育課の所掌事務)

第三十条 社会教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八 (略)

九 独立行政法人評価委員会社会教育分科会の庶務に関する事。

十 (略)

- (初等中等教育企画課の所掌事務)
- 第三十四条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一〇十一 (略)
- 十二 独立行政法人評価委員会初等中等教育分科会の庶務に関する事
十三 (略)
- (高等教育企画課の所掌事務)
- 第四十五条 高等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一〇八 (略)
- 九 独立行政法人評価委員会高等教育分科会の庶務に関する事
十・十一 (略)
- (企画評価課の所掌事務)
- 第五十六条 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一〇七 (略)
- 八 独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関する事
(人材政策課の所掌事務)
- 第五十七条 人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一〇六 (略)
- 七 独立行政法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関する事
(基礎研究振興課の所掌事務)
- 第六十三条 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一〇三 (略)
- 四 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究(基盤的研究開発を除く。)に関する事
五 (略)
- 六 独立行政法人理化学研究所の組織及び運営一般に関する事
(ライフサイエンス課の所掌事務)
- 第六十八条 ライフサイエンス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一〇七 (略)
- 八 独立行政法人放射線医学総合研究所の組織及び運営一般に関すること。
(参事官の職務)
- 第六十九条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一〇八 (略)
- 九 独立行政法人物質・材料研究機構の組織及び運営一般に関すること。
(地震・防災研究課の所掌事務)
- 第七十二条 地震・防災研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一〇五 (略)
- 六 独立行政法人防災科学技術研究所の組織及び運営一般に関すること。
(海洋地球課の所掌事務)
- 第七十三条 海洋地球課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一〇六 (略)
- 七 独立行政法人海洋研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
(宇宙開発利用課の所掌事務)
- 第七十五条 宇宙開発利用課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一〇八 (略)
- 九 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。
- 十 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
(原子力課の所掌事務)
- 第七十六条 原子力課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一〇九 (略)
- 十二 独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
(スポーツ・青少年企画課の所掌事務)
- 第七十九条 スポーツ・青少年企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一一〇 (略)

九 独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会の庶務に関すること。
 十・十一 (略)

(長官官房の所掌事務)

第九十五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜二十三 (略)

二十四 独立行政法人評価委員会文化分科会の庶務に関すること。

二十五 (略)

(政策課の所掌事務)

第一百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜二十六 (略)

二十七 独立行政法人評価委員会文化分科会の庶務に関すること。

二十八 (略)

○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）（抄）

独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令
 （技術的読替え）

第一条 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の表の下欄	主務大臣	独立行政法人放射線医学総合研究所
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令（平成四年政令第三百		

四十五号) 第二条の表の下欄

(医療法施行令第四条の五の規定の適用の特例)

第二条 医療法施行令第四条の五の規定の適用については、独立行政法人放射線医学総合研究所は、国とみなす。この場合において、同条の表の下欄中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人放射線医学総合研究所」と読み替えるものとする。

○ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号) (※) (抄)

(他の法令の適用)

第十八条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第六条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号) 第十三条並びにこれらの規定に基づく政令の規定並びに生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第四十九条の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令(平成十五年政令第三百六十八号) (抄)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令

(評価委員の任命等)

第一条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(以下「法」という。) 第六条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

一 三 (略)

四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の役員 一人

五 (略)

2・3 (略)

(積立金の処分に係る承認の手続)

第六条 機構は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る同法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第二十三条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を同項に規定する主務大臣（次条において単に「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日まで、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 （略）

2 （略）

（国庫納付金の納付の手続）

第七条 機構は、法第二十三条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 （略）

○ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）（※）（抄）

（資本金）

第六条 （略）

2 4 （略）

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 （略）

（積立金の処分）

第二十三条 （略）

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残

余の額を国庫に納付しなければならない。

3 (略)

○ 独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）（抄）

独立行政法人科学技術振興機構法施行令

（評価委員の任命等）

第一条 独立行政法人科学技術振興機構法（以下「法」という。）第六条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

一・二 (略)

三 独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の役員 一人

四 (略)

2・3 (略)

（積立金の処分に係る承認の手続）

第九条 機構は、独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る同法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

（国庫納付金の帰属する会計）

第十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、機構が独立行政法人通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金で一般勘定におけるものは、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

3 (略)

4 前項に規定する出資額は、法第二十条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資があつた金額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等）

第十三条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第十条第一項及び第十一条中「期間最後の事業年度」とあり、並びに前条第三項中「中期目標の期間」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）（※）（抄）

（資本金）

第六条 機構の資本金は、附則第三条第一項、第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 3 4 (略)

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 7 (略)

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6 (略)

○ 独立行政法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）（抄）

独立行政法人理化学研究所法施行令

（評価委員の任命等）

第一条 独立行政法人理化学研究所法（以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

一・二 (略)

三 独立行政法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の役員 一人

四 (略)

2・3 (略)

○ 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）（※）（抄）

（資本金）

第五条 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 (略)

○ 国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号）（抄）

（評価結果に係る意見申立ての機会の付与等）

第九条 委員会は、準用通則法（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下この条において同じ。）第三十二条第一項に規定する各事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について、同条第三項の規定により通知をする前に、当該評価の対象となった国立大学法人及び大学共同利用機関法人に意見の申立ての機会を付与するものとする。

2 委員会は、前項の規定により意見の申立ての機会を付与された国立大学法人又は大学共同利用機関法人から意見の申立てがあった場合においては、当該意見を当該評価の結果と併せて準用通則法第三十二条第三項の規定により通知をし、及び同条第四項の規定により公表をするものとする。

3 前二項の規定は、準用通則法第三十四条第一項に規定する中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価の結果を同条第三項において準用する準用通則法第三十二条第三項及び第四項の規定により通知をし、及び公表をする場合に準用する。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（※）（抄）

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十六条、第二十八条、第三十一条、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十一条第一項の規定を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「国立大学法人等役職員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第三項	個別法	国立大学法人法
第十四条第一項	長（以下「法人の長」という。）	学長（大学共同利用機関法人にあつては、機構長。以下同じ。）
第十四条第二項	法人の長	学長
第十四条第三項	この法律 第二十条第一項	国立大学法人法 国立大学法人法第十二条第七項（大学共同利用機関法人にあつては、同法第二十六条において準用する同項）
	法人の長	学長
第十五条第二項、第十六条、第二十四条、第二十五条及び第二十六条	法人の長	学長
第二十八条第二項	個別法	国立大学法人法
第二十八条の四	第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第	国立大学法人法第三十一条の二第一項

	<p>二項</p> <p>第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画</p>	<p>同法第三十一条第一項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）及び第三十一条第一項の年度計画</p>
<p>第三十一条第一項</p>	<p>中期目標管理法 人 前条第一項</p>	<p>国立大学法人等（国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。） 同法第三十一条第一項</p>
	<p>主務省令 主務大臣</p>	<p>文部科学省令 文部科学大臣</p>
<p>第三十一条第二項</p>	<p>前条第一項の認可を受けた後</p>	<p>国立大学法人法第三十一条第一項の認可を受けた後</p>
<p>第三十八条第二項</p>	<p>（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）</p>	<p>及び会計監査報告</p>
<p>第三十八条第三項</p>	<p>及び監査報告</p>	<p>並びに監査報告及び会計監査報告</p>

	<p>五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五條の五第二項第七号</p>	
<p>第四十四條第四項</p>	<p>個別法で定める</p>	<p>国立大学法人法第三十二條で定めるところによる</p>
<p>第四十五條第一項</p>	<p>第三十條第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五條の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五條の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五條の十第三項第四号</p>	<p>国立大学法人法第三十一條第二項第四号</p>
<p>第四十五條第四項</p>	<p>個別法に別段の定めがある</p>	<p>国立大学法人法第三十三條第一項又は第二項の規定による</p>
<p>第四十六條第二項</p>	<p>中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画</p>	<p>中期計画</p>
<p>第四十八條</p>	<p>不要財産以外の重要な財産</p>	<p>重要な財産</p>
<p>第三十條第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五條の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行</p>	<p>国立大学法人法第三十一條第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その</p>	

第五十条の六、第五十条の	政令	文部科学省令
第五十条の四第六項	個別法	国立大学法人法
第五十条の四第五項	政令	文部科学省令
第五十条の四第四項	総務大臣	文部科学大臣
第五十条の四第三項	政令	文部科学省令
	政令	文部科学省令
第五十条の四第二項第五号	第三十五条第一項	国立大学法人法第三十一条の四第一項
第五十条の四第二項第四号	第三十二条第一項	国立大学法人法第三十一条の二第一項
	研究に	研究又は教育に
第五十条の四第二項第三号	の研究者	において専ら研究又は教育に従事する者
第五十条の四第二項第一号	政令	文部科学省令
第五十条	この法律及びこれ	この法律及び国立大学法人法並びにこれら
	法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの	

七第一項、第五十条の八第
三項及び第五十条の九

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

（国庫納付金の納付の手続）

第五条 国立大学法人等は、法第三十二条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなればならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 （略）

（国庫納付金の帰属する会計）

第七条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人等が準用通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。

一〜十二 （略）

十三 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十五条第一項第一号ロ
十四・十五 （略）

2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

(略)	(略)
国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第四十二条	独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のもの
(略)	(略)

3 (略)

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（※）（抄）

（積立金の処分）

第三十二条（略）

2 国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 (略)

○ 独立行政法人海洋研究開発機構法施行令（平成十六年政令第三十二号）（抄）

独立行政法人海洋研究開発機構法施行令

1 独立行政法人海洋研究開発機構法（以下「法」という。）第六条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣

が任命する。

一・二 (略)

三 独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人

四 (略)

2・3 (略)

○ 国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（※）（抄）

（資本金）

第六条 (略)

2・4 (略)

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 (略)

○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（抄）

独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令

（核燃料物質）

第一条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（以下「法」という。）第二条第五項の核燃料物質のうち政令で定めるものは、ウラン二二三、ウラン二三五及びプルトニウムとする。

（評価委員の任命等）

第二条 法第六条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

一・三 (略)

四 独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人

五 (略)

2・3 (略)

○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法 (平成十六年法律第百五十五号) (※) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2・4 (略)

5 この法律において「高速増殖炉」とは、原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものであって、核燃料物質のうち政令で定めるものの当該連鎖反応に伴い生成する量のその消滅する量に対する比率が一を超えるものをいう。

6・7 (略)

(資本金)

第六条 (略)

2・4 (略)

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6・7 (略)

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令 (平成二十年政令第三百十四号) (抄)

(試験研究機関等)

第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律 (以下「法」という。)

第二条第七項の政令で定める機関は、別表に掲げる機関とする。

(国家公務員退職手当法の特例に関する要件等)

第四条 法第十七条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 研究公務員の共同研究等（国及び特定独立行政法人以外の者が国（当該研究公務員が特定独立行政法人の職員である場合にあっては、当該特定独立行政法人。以下この号において同じ。）と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究をいう。以下この条において同じ。）への従事が、当該共同研究等の規模、内容その他の状況に照らして、当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであること。

二（略）

三 研究公務員を共同研究等に従事させることについて当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者からの要請があること。

2 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び特定独立行政法人の長（第四項において「各省各庁の長等」という。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究公務員として共同研究等に従事するため国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究公務員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件の全てに該当することにつき、当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に当該研究公務員の所属する各省各庁（財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。）又は特定独立行政法人の長において内閣総理大臣の承認を受けていたときに限り、当該休職に係る期間について法第十七条第一項の規定を適用するものとする。

3（略）

4 第二項の承認に係る共同研究等に従事した研究公務員は、当該共同研究等を行う国及び特定独立行政法人以外の者から前項に規定する退職手当等の支払を受けたときは、所得税法第二百二十六条第二項の規定により交付された源泉徴収票（源泉徴収票の交付のない場合は、これに準ずるもの）を各省各庁の長等に提出し、各省各庁の長等は、その写しを内閣総理大臣に送付しなければならない。

別表（第一条、第二条、第八条―第十条、第十四条関係）

七	
一	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
二	独立行政法人製品評価技術基盤機構
三	独立行政法人国立印刷局

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（※）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験又は研究（第十五条の二第一項を除き、以下単に「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。

一～四（略）

8～11（略）

（研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例）

第十七条 研究公務員が、国及び行政執行法人以外の者が国（当該研究公務員が行政執行法人の職員である場合にあつては、当該行政執行法人。以下この条において同じ。）と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究公務員に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該休職に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2・3（略）

【厚生労働省関係】

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（病院の開設等の計画に關して協議を行う独立行政法人等）

第四条の六 法第七条の二第七項に規定する政令で定める独立行政法人は、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターとする。

2 （略）

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第七条の二 （略）

256 （略）

7 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定めるものは、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種類を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に關し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

○ 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）（抄）

（委員の任命手続）

第二十条 内閣総理大臣は、法第十九条の三第二項の規定に基づき使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）又は労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命しようとするときは、使用者団体（二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）特定独立行政法人（同項に規定する特定独立行政法人をいう。第二十三条の二第一項において同じ。）又は労働組合（特定独立行政

法人職員（法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員をいう。以下同じ。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する四人の委員以外の委員に関しては、二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。

2・3 （略）

（地方調整委員）

第二十三条の二 法第十九条の十第一項の政令で定める事件は、同項に規定する特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争その他の事件で別表第一に定める一の区域内のみに係るものとする。

2・6 （略）

（法第二十五条第一項の政令で定める処分）

第二十六条の二 法第二十五条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる事項に関し行われる法第五条第一項又は第十一条第一項の規定による処分とする。

一 特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命される法第十九条の三第二項に規定する四人の委員を推薦する手続

二 （略）

三 次に掲げる労働組合に係る法第十一条第一項に規定する手続

イ 単位労働組合（連合団体である労働組合以外の労働組合をいう。以下この号において同じ。）のうち組合員の過半数が特定独立行政法人職員である労働組合

ロ 連合団体である労働組合のうち単位労働組合の組合員の総員の過半数が特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員である労働組合

（特定独立行政法人職員の労働関係に係る事件の取扱い）

第二十八条 前二条の規定は、法第二十五条第一項の規定により中央労働委員会が専属的に管轄する処分については、適用しない。

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（※）（抄）

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の三 (略)

2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち四人については、行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、次条第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。)の推薦)に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦(労働者委員のうち四人については、行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定する職員(以下この章において「行政執行法人職員」という。)が結成し、又は加入する労働組合の推薦)に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 3 6 (略)

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、行政執行法人とその行政執行法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2 2 3 (略)

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、行政執行法人職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(行政執行法人職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 (略)

○ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百四十九号) (抄)

特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令

(審査委員会)

第一条 特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。以下「法」という。)第三条第二項(法第四条第

五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき中央労働委員会（以下「委員会」という。）が設ける審査委員会に、委員長を置く。
2・3 （略）

4 委員長に故障があるときは、あらかじめ法第二十五条に規定する特定独立行政法人担当公益委員（次項及び第四条第二項において「特定独立行政法人担当公益委員」という。）の互選により定めた委員が委員長を代理する。

5 審査委員会は、三人以上の特定独立行政法人担当公益委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

6 （略）

（特定独立行政法人担当委員会議）

第四条 （略）

2 委員会が法第二十五条に規定する事務を処理する場合において、特定独立行政法人担当公益委員のうちに労働組合法第十九条の九第四項の規定により会長を代理する委員がいないときは、委員会は、あらかじめ特定独立行政法人担当公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合に法第二十五条に規定する事務の処理に関して会長を代理する委員を定めておかなければならない。この場合において、同項の規定により会長を代理する委員は、同条に規定する事務の処理に関しては会長を代理しない。

3 （略）

（調停委員候補者名簿の作成及び公表）

第七条 （略）

2 調停委員候補者名簿には、公益を代表する者、特定独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者に区分して、調停委員候補者の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。

3・4 （略）

○ 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（※）（抄）

（労働組合法との関係等）

第三条 （略）

2 中央労働委員会（以下「委員会」という。）は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する事件の処理をする場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成

する審査委員会を設けて事件の処理を行わせ、当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他審査委員会が処分をすることが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

3 (略)

(行政執行法人担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「行政執行法人担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「行政執行法人担当者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「行政執行法人担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(調停委員会)

第二十九条 (略)

2 3

4 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

5 (略)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）

別表第二（第十条の二関係）

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政

政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3～5 （略）

6 第二項の規定にかかわらず、特殊法人（法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）に係る第一項の障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。

7・8 （略）

○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（抄）

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医

療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立科学図書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポート振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）（抄）

（母子福祉団体等母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力）

第六条 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たっては、母子及び寡婦福祉法母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体その他母子・父子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの（以下この条において「母子福祉団体等母子・父子福祉団体等」という。）の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）（抄）

（法第二条第五項の政令で定める法人）

第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人

人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

6・7（略）

○ 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（抄）

（勤労者財産形成持家融資に係る貸付金の利率等）

第三十六条 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、法第十一条に規定する中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに財形住宅債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率（以下「貸付基準利率」という。）とする。

2～4（略）

（勤労者財産形成持家融資の原資）

第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する中小企業退職金共済法第七十五条の二第一項及び第三項の規定に基づく借入金、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項又は独立行政法人通則法第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金並びに共済組合等の借入金（第四十二条において「持家融資のための借入金」という。）の額の当該年度の末日における残高の合計額
- 二（略）

○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（※）（抄）

（独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資）

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

254（略）

（勤労者財産形成持家融資の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく財形住宅債券の発行額（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額を含む。）、中小企業退職金共済法第七十五条の二第二項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖縄振興開発金融

融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（抄）

附 則

1 (略)

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報

通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

3 (略)

4 法第三十条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、本則に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）

第三十条 厚生労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要があるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業（国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）（次項において「国等」という。）自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方

公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下同じ。）について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの中高年齢失業者等の数との比率（以下「失業者吸収率」という。）を定めることができる。

2・3 (略)

附則

(国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に関する暫定措置)

第三条 国及び地方公共団体並びに法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人（これらの法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）が行う第二条第二項第一号に規定する中高年齢者の雇用については、当分の間、なお身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）第二条の規定による改正前の第七条から第九条までの規定の例による。この場合において、同法第二条の規定による改正前の第七条第一項及び第九条中「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。

○ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）（抄）

附則

(法第十条の政令で定める法人に関する経過措置)

2 法第十条の政令で定める法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第三条に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

○ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）（抄）

(公共事業についての配慮)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業（国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）（以下この条において「国等」という。）自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。）を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。）に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）

（支援給付に係るその他の法令の適用）

第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第十八条の規定の適用については、同条中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

九～二十四 （略）

○ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（抄）

（他の法令の適用）

第十八条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十三条並びにこれらの規定に基づく政令の規定並びに生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（医政局の所掌事務）

第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇四 （略）

一五 国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営一般に関すること。

一六 （略）

（政策統括官の職務）

第十五条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 一〇六 （略）

一七 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

（厚生科学課の所掌事務）

第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇四 （略）

一五 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の組織及び運営一般に関すること。

（審査課の所掌事務）

第六十条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇五 （略）

一六 特定独立行政法人の職員の労働関係に係る不当労働行為に関する調査、審問、事実認定、命令及び和解に関すること。

一七 （略）

八 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定による認定及び告示並びに同条第四項の規定による通知の受理に関する事。

九 （略）

（調整第三課の所掌事務）

第六十三條 調整第三課は、特定独立行政法人の行う業務に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

○ 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）（抄）

（独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所の行う事務）

第一條 健康増進法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める事務は、集計とする。

（特別用途表示の許可等に係る手数料）

第三條 法第二十六條第四項（法第二十九條第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 （略）

二 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所に納める手数料 八十万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分ごとに法第二十六條第一項の許可又は法第二十九條第一項の承認を行うについて必要な試験の項目として内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める額

○ 健康増進法（平成十四年法律第三百三号）（※）（抄）

（国民健康・栄養調査の実施）

第十條 （略）

二 厚生労働大臣は、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務

のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 (略)

(特別用途表示の許可)

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示(以下「特別用途表示」という。)をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の許可を申請する者は、実費(許可試験に係る実費を除く。)を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあつては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあつては当該登録試験機関が内閣総理大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。

5・7 (略)

○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号) (抄)

附 則

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2・8 (略)

9 法附則第五条の二第三項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表独立行政法人福祉医療機構の項中「第十二条第一項第十二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」とあるのは、「第十二条第一項第十二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」又は同法附則第五条の二第三項に規定する業務」とする。

○ 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号) (※) (抄)

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2 (略)

3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4 5 16 (略)

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）

（施設の設定等の範囲）

第二条 法第十六条第一項の政令で定める施設の設定若しくは整備又は設備の設置は、当該施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって長期借入金又は独立行政法人国立病院機構債券（以下「機構債券」という。）を償還することができる見込みがあるものとする。（借換えの対象となる長期借入金又は機構債券等）

第三条 法第十六条第二項本文の政令で定める長期借入金又は機構債券は、同条第一項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十六条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

（長期借入金又は機構債券の償還期間）

第四条 法第十六条第一項の規定による長期借入金又は機構債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は機構債券の発行により調達する資金の使途に応じて厚生労働省令で定める期間を超えてはならない。

（長期借入金の借入れの認可）

第五条 独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）は、法第十六条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〜七 （略）

2 （略）

（機構債券の発行の認可）

第十五条 機構は、法第十六条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〜五 （略）

2 （略）

（他の法令の準用）

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〜四十四 （略）

2 （略）

附則

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 法附則第二十六条の政令で定める費用は、毎事業年度における法附則第二十五条の規定の施行の日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下この条において「施行法」という。）第三条の第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該事業年度において支給される当該年金である給付の額について同日前に行われた改定により増加した費用で従前の国立病院特別会計が引き続き継続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるものの額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額に相当する費用とする。

一 当該事業年度における機構の役員又は職員である長期組合員（施行法第二条第六号に規定する長期組合員をいう。次号において同じ。）の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。次号において同じ。）の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額（同法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。次号において同じ。）の合計額の合算額

二 当該事業年度における国家公務員共済組合法第三条第二項第二号の規定により設けられた組合の長期組合員（国立ハンセン病療養所の職員である長期組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額

○ 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（※）（抄）

（長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券）

第十八条 機構は、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人国立病院機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 7 （略）

附 則

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 前条の規定の施行の日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について同日前に行われた改定により増加した費用で従前の国立病院特別会計が引き続き存続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるもの（政令で定めるものに限る。）については、機構が負担する。

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）

（国庫納付金の納付の手続）

第二十八条 機構は、法第三十一条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下この条から第三十条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（※）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第三十一条（略）

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 5 (略)

○ 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）（抄）

独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令

（積立金の処分に係る承認の手続）

第一条 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十五条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

附 則

（承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続及び国庫納付金の納付手続等）

第九条 承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続並びに国庫納付金の納付手続、納付期限及び帰属する会計（次条及び附則第十二条において「納付手続等」という。）については、第一条から第四条までの規定を準用する。この場合において、第一条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（以下「法」という。）附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一条第五項に規定する承継業務」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、第二条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第三項」と、第四条中「一般会計」とあるのは「財政投融资特別会計の投資勘定」と読み替えるものとする。

○ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（※）（抄）

（積立金の処分）

第十八条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 （略）

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）

（国庫納付金の納付の手続）

第二条 機構は、法第十六条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当

該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

(国庫納付金の帰属する勘定等)

第四条 国庫納付金については、法第十六条第三項に規定する残余の額を政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額に^あ応じて按分した額を、それぞれ政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十六条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額(同日後当該中期目標の期間中に政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額の減少があったときは、当該減少のあった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該減少した出資金の額に乗じて得た額を、それぞれ減じた額)とする。

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号) (※) (抄)

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を年金特別会計に納付しなければならない。

3 (略)

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令(平成二十二年政令第四十一号) (抄)

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令

(教育公務員及び研究公務員の範囲)

第一条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（以下「法」という。）第八条の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。

2 (略)

(長期借入金の借入れの認可)

第五条 国立高度専門医療研究センター（法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）は、法第二十一条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 七 (略)

2 (略)

附 則

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第九条 法附則第九条の規定により国立高度専門医療研究センターを国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、同法第二条第一項中「前条の訴訟」とあるのは「国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）を当事者又は参加人とする訴訟」と、同法第二条第一項中「行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「当該国立高度専門医療研究センター」と、同法第五条第一項及び第三項並びに第六条中「行政庁」とあるのは「国立高度専門医療研究センター」と、同法第八条本文中「第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項」と、「行政庁」とあるのは「国立高度専門医療研究センター」とする。

○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（※）（抄）

(役員の欠格条項の特例)

第八条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、理事又は監事となることができる。

（長期借入金及び債券）

第二十一条 国立高度専門医療研究センターは、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立高度専門医療研究センターの名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立高度専門医療研究センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 7 （略）

附則

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

第九条 国立高度専門医療研究センターの成立の際現に係属している旧センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立高度専門医療研究センターが受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、その受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターを国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第六十六号）（抄）

附則

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の適用に関する経過措置）

第五条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）附則第二条第一項第四号の規定により、勤労者退職金共済機構が同号に掲げる業務を行う場合における第十七条の規定による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表独立行政法人勤労者退職金共済機構の項の規定の適用については、同項中「業務」とあるのは、「業務及び同法附則第二条第一項第四号に掲げる業務」とする。

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（※）（抄）

附 則

（業務の特例）

第二条 機構は、第七十条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 三 （略）

四 廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に掲げる業務を行うこと。

2 （略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第六十七号）（抄）

（国庫納付金の納付の手続）

第三条 機構は、法第十七条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下この条から第五条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 （略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（※）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条 （略）

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 5 (略)

○ 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）（抄）

（積立金の処分に関する経過措置）

第二十条 改正法附則第十条の規定により独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う積立金の処分については、第十三条の規定による改正前の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（以下この条において「旧令」という。）第五条から第八条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第五条第一項中「独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」とあるのは、「独立行政法人のうち、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号。別表において「改正法」という。）附則第二条第十項の規定により独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）が積立金の処分を行うものとされている独立行政法人国立健康・栄養研究所については、研究所は、平成二十六年四月一日に始まる事業年度（以下「最終事業年度」と、「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「研究所の平成二十七年四月一日を含む通則法第二十九条第二項第一号に規定する」と、「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「同年六月三十日」と、同条第二項中「当該期間最後の事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、旧令第六条第一項中「独立行政法人」とあるのは「独立行政法人のうち、独立行政法人国立健康・栄養研究所については、研究所」と、「当該期間最後の事業年度の事業年度の貸借対照表、当該期間最後の事業年度」とあるのは「最終事業年度の事業年度の貸借対照表、最終事業年度」と、「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年七月十日」と、旧令第七条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十七年七月十日」と、旧令別表独立行政法人国立健康・栄養研究所の項中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」とあるのは「改正法附則第二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所法」とする。

（職員の在職期間に関する経過措置）

第二十三条 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「研究所の成立」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の第二条の独立行政法人医薬基盤研究所（以下この項において「旧研究所」という。）の成立」と、「引き続き旧研究所」とあるのは「引き続き旧研究所」とあり、「引き続き研究」とあるのは「引き続き旧研究所」とあり、「研究所を」とあるのは「その者の旧研究所」とあり、「研究所を」とあるのは「旧研究所」とする。

○ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）（※）（抄）

附 則

第四条（略）

2（略）

3 研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き旧研究所の職員となり、かつ、引き続き旧研究所の職員として在職した後引き続き旧研究所の職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧研究所の職員として在職期間を同項に規定する職員として引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4（略）

【農林水産省関係】

○ 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）（抄）

（森林整備保全事業を実施する者）

第二条の二 法第四条第五項の政令で定める者は、造林、間伐及び保育の事業については次に掲げる者（第一号に掲げる者にあつては国有

林野事業（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下この条において同じ。）を行う場合又は法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するために行う場合に、第二号に掲げる者にあつては森林の経営を行う場合又は同項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するために行う場合に限る。）とし、林道の開設及び改良の事業については第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる者（第一号に掲げる者にあつては国有林野事業を行う場合に、第二号に掲げる者にあつては森林の経営を行う場合に限る。）とし、森林の造成及び維持に必要な事業については第一号及び第二号に掲げる者とする。

一・二（略）

三 独立行政法人森林総合研究所

四〇六（略）

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（全国森林計画等）

第四条（略）

2〇4（略）

5 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備保全事業（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「森林整備保全事業計画」という。）をたてなければならない。

6〇11（略）

○ 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）（抄）

（農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地）

第八条 法第十条第四項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

- 一 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第三項の規定によりなお効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十五条第六項及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十一条第六項において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地
- 二（四）（略）

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

（農業振興地域整備計画の基準）

第十条（略）

2・3（略）

4 前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。

5（略）

○ 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）（抄）

（品種の育成に関する業務を行う独立行政法人）

第四条 法第六条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水産総合研究センターとする。

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

(出願料)

第六条 出願者は、一件につき四万七千二百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、出願者が国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人のうち品種の育成に関する業務を行うものとして政令で定めるものを含む。次項、第四十五条第二項及び第三項並びに第五十四条第二項において同じ。）であるときは、適用しない。

3・4 (略)

○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）

(文書課の所掌事務)

第十七条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一七 (略)

八 独立行政法人評価委員会の庶務（農業技術分科会、林野分科会及び水産分科会に係るものを除く。）に関する事
（土地改良企画課の所掌事務）

第八十一条 土地改良企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 交換分合（独立行政法人森林総合研究所の行うものを除く。）の指導及び助成に関する事

三・四 (略)

(農村整備官の職務)

第八十五条 農村整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 独立行政法人森林総合研究所の行う交換分合その他農用地及び農業用施設の整備に関する事

三 (略)

(森林整備部の所掌事務)

第九十七条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十七 (略)

十八 独立行政法人森林総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

十九 独立行政法人森林総合研究所の行う業務に関すること（農村振興局の所掌に属するものを除く。）。

（国有林野部の所掌事務）

第九十八条 国有林野部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 林野庁の職員（独立行政法人森林総合研究所の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

九〇十五 (略)

（整備課の所掌事務）

第一百八条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 独立行政法人森林総合研究所の行う森林の整備に関すること。

（研究指導課の所掌事務）

第一百十条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 独立行政法人森林総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

六 独立行政法人森林総合研究所の行う業務に関すること（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

七 独立行政法人評価委員会林野分科会の庶務に関すること。

（管理課の所掌事務）

第一百十二条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 林野庁の職員（独立行政法人森林総合研究所の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

一〇十 (略)

（研究指導課の所掌事務）

第一百三十九条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

- 四 独立行政法人水産総合研究センターの組織及び運営一般に関すること。
- 五 独立行政法人評価委員会水産分科会の庶務に関すること。

○ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十五年政令第三百八十九号）（抄）

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令

（生物系特定産業技術に係る業種）

第一条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める業種は、次のとおりとする。
一〜四 （略）

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第二条 法第十五条第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十六条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第三条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（次条第一項において「研究機構」という。）は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を農林水産大臣（法第十五条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産大臣及び財務大臣。次条において同じ。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十六条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 （略）

2 （略）

（国庫納付金の納付の手続）

第四条 研究機構は、法第十六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する残余があるときは、当該規定による納付

金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）（※）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する省の所掌に係るものであって、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの

(区分経理)

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 前条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十六条 研究機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受

けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 研究機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前条第三号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

4・5 (略)

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十八年政令第六十五号）（抄）

（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした出資に係る株式の処分を行う期限等）
第二十六条 (略)

2 第一条の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（以下この条において「新令」という。）第二条及び第七条の規定は、整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務勘定について準用する。この場合において、新令第二条中「法第十条第四項」とあるのは、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）附則第十三条第六項において準用する法第十六条第四項」と読み替えるものとする。

3 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務を行う場合には、新令第三条第一項中「同条第五項」とあるのは「同条第五項及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「整備法」という。）附則第十三条第六項」と、「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、同条第二項中「又は第三号に掲げる業務」とあるのは「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、新令第四条第一項中「同条第五項」とあるのは「同条第五項及び整備法附則第十三条第六項」と、新令第六条中「に係る勘定」とあるのは「に係る勘定及び整備法附則第十三条第四項に規定する特

例業務勘定」とする。

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）（※）（抄）

附則

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等）

第十三条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定によりされた出資に係る株式の処分の業務を行う。

2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条及び前項に規定する業務のほか、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前三項に規定する業務（以下「特例業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

5 5 7 （略）

○ 独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）（抄）

附則

（独立行政法人緑資源機構法施行令の廃止に伴う経過措置）

第二条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券に係る緑資源債券原簿及び利札の取扱いについては、旧機構法施行令第四十三条及び第四十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧機構法施行令第四十三条第一項中「機構は、主たる事務所に」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所は、機構が作成した緑資源債券原簿に係る緑資源債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所にその」と、旧機構法施行令第四十四条第二項中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研

究所」とする。

2 旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券に係る緑資源債券原簿及び利札の取扱いについては、旧機構法施行令附則第十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「独立行政法人緑資源機構は、」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所は、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の」と、「独立行政法人緑資源機構法施行令」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令」と、「独立行政法人緑資源機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」とする。

○ 独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）（独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号）による改正前のもの）（抄）

（緑資源債券原簿）

第四十三条 機構は、主たる事務所に緑資源債券原簿を備えて置かなければならない。

2 緑資源債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四（略）

（利札が欠けている場合）

第四十四条 緑資源債券を償還する場合において欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

附 則

（緑資源公団法施行令の廃止に伴う経過措置）

第十二条 法附則第四条第一項の規定による解散前の緑資源公団が法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により発行した緑資源債券に係る緑資源債券原簿及び利札の取扱いについては、前条の規定による廃止前の緑資源公団法施行令（以下「旧公団法施行令」という。）第四十二条及び第四十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧公団法施行令第四十二条第一項中「公団は、主たる事務所に」とあるのは「独立行政法人緑資源機構は、独立行政法人緑資

源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第四条第一項の規定による解散前の緑資源公団が作成した緑資源債券原簿に係る緑資源債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所にその」と、同条第二項第三号中「第三十七条第三項第一号」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）附則第十一条の規定による廃止前の緑資源公団法施行令第三十七条第三項第一号」と、旧公団法施行令第四十三条第二項中「公団」とあるのは「独立行政法人緑資源機構」とする。

○ 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）（抄）

独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令

（法附則第七条第一項に規定する業務についての旧機構法施行令の規定の適用）

第一条 独立行政法人森林総合研究所法（以下「法」という。）附則第七条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が行う同項に規定する業務については、独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十七号。以下「整備令」という。）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号。以下「旧機構法施行令」という。）第十六条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条並びに付録第一及び付録第二の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、「に係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」とする。

（法附則第八条第一項に規定する業務についての研究所法施行令の規定の読替え）

第二条 法附則第八条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合における独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号。以下「研究所法施行令」という。）第一条第一項第二号の規定の適用については、同号中「研究所債券」とあるのは、「研究所債券（法附則第八条第一項に規定する業務に係る長期借入金又は研究所債券にあつては、法第十五条第二項の規定により前号に掲げる長期借入金又は研究所債券の償還に充てるためにし、又は発行した長期借入金又は研究所債券）」とする。

（法附則第九条第一項に規定する業務についての旧機構法施行令の規定の適用）

第五条 法附則第九条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法施行令第二条から第五条まで、第八条から第十六条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条から第三十一条まで、附則第十条並びに付録第三及び付録第四の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定（旧機構法施行令第八条第三

号及び第三十一条の規定を除く。)中「機構」とあるのは「研究所」と、「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、「係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、同号中「独立行政法人緑資源機構(以下「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」と、旧機構法施行令第三十一条の表(第五条第六項及び第七項の項を除く。))中「独立行政法人緑資源機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」とする。

(法附則第九条第一項に規定する業務についての旧不動産登記政令の規定の適用)

第六条 法附則第九条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務のうち廃止法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。)第十一条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業(同項第七号ロに規定する土地改良施設に係るものに限る。)については、整備令第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法による不動産登記に関する政令(平成十五年政令第四百五十号。以下「旧不動産登記政令」という。)第二条及び第三条の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧不動産登記政令第二条の表第二条の項中「独立行政法人緑資源機構(以下「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」と、同表第六条第一項第一号、第十二条(第四項を除く。))及び第十八条の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。))」)と、同表第十条第一項第二号及び第三号の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法」と、同表第二十条及び第二十二条第一項の項中「独立行政法人緑資源機構法」とあるのは「旧機構法」と、同表第二十条の項及び第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条第一項の項中「機構」とあるのは「研究所」とする。

(法附則第九条第一項に規定する業務についての地方自治法施行令の規定の特例)

第七条 法附則第九条第一項の規定により研究所が同項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号イの事業を行う場合における地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十九条の規定の適用については、同条中「限る。」とあるのは「限る。」、独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号。以下「旧機構法」という。)(第十一条第一項第七号イの事業(換地処分を伴うものに限る。))と、「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第十六条第二項」とする。

(法附則第十一条第一項に規定する業務についての旧農用地整備公団法施行令の規定の適用)

第十一条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、森林開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十一年政令第三百六号）第三条の規定による廃止前の農用地整備公団法施行令（昭和四十九年政令第二百五号。以下「旧農用地整備公団法施行令」という。）第一条から第一条の三まで、第三条から第二十条の二まで、第二十一条及び第二十二條並びに附則第三条、第九条及び第九条の二の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農用地整備公団法施行令第三条第三号中「農用地整備公団（以下「公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」と、旧農用地整備公団法施行令第十条、第十三条、第十四条第三項、第十五条第二項、第十六条第三項、第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項中「公団」とあるのは「研究所」と、旧農用地整備公団法施行令第十三条、第十四条第一項及び第十五条第一項中「及び緑資源債券」とあるのは「並びに森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、旧農用地整備公団法施行令第十三条中「係る緑資源債券」とあるのは「係る森林総合研究所債券及び緑資源債券」と、旧農用地整備公団法施行令第二十二條の表（第五条第六項及び第七項の項を除く。）中「農用地整備公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」とする。

（法附則第十一条第一項に規定する業務についての旧不動産登記政令の規定の適用）

第十二条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの業務（同項第五号の業務にあつては、農業用排水施設の管理の業務に限る。）については、旧不動産登記政令第三条の規定及び旧不動産登記政令附則第三条の規定により読み替えて適用される旧不動産登記政令第二条の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第十一条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業（土地改良施設に係るものに限る。）」とあるのは「森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの業務（同項第五号の業務にあつては、農業用排水施設の管理の業務に限る。）」と、同条の表第二條の項中「独立行政法人緑資源機構（以下「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」と、同表第十条第一項第二号及び第三号の項中「独立行政法人緑資源機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所（平成十一年法律第九十八号）附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法」と、同表第二十条の項及び第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条第一項の項中「機構」とあるのは「研究所」とする。

（法附則第十一条第一項に規定する業務についての地方自治法施行令の規定の適用の特例）

第十三条 法附則第十一条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業を行う場合における地方自治法施行令第七十九条の規定の適用については、同条中「限る。」とあるのは「限る。」、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十

一年法律第七十号) 附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第十九条第一項第一号イの事業(換地処分を伴うものに限る。)-と、「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法第二十三条第二項」とする。

(法附則第十二条第一項に規定する業務についての技術的読替え)

第十四条 法附則第十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農用地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十七条第一項並びに第二十八条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「公団」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

(法附則第十二条第一項に規定する業務についての旧農用地整備公団法施行令の規定の適用)

第十五条 法附則第十二条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧農用地整備公団法施行令附則第十一条第一項(農用地開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(昭和六十三年政令第二百三十二号)第一条の規定による改正前の農用地開発公団法施行令(昭和四十九年政令第二百五号)第十三条から第二十条の二まで及び第二十二條並びに附則第三條、第九條及び第十條に係る部分に限る。)-、第二項及び第三項の規定は、整備令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農用地整備公団法施行令附則第十一条第一項中「法附則第十九条第一項の規定により公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第十二条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)-」-と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、整備令第一条の規定による改正前の第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項中「公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と-と、「第二十二條の表第九十條の二第三項の項」とあるのは「第二十二條の表第八十九條の三第一項及び第二項並びに第九十條の二第三項の項中「農用地開発公団」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、同表第九十條の二第三項の項」と、同表第二項及び第三項中「公団」とあるのは「研究所」とする。

(他の法令の準用)

第十六条 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

土地収用法第二十一条第一項(同法第三百三十八條第	行政機関若しくはその地方支分部局の	独立行政法人森林総合研究所
--------------------------	-------------------	---------------

一項において準用する場合を含む。)	長	
土地収用法第二十一条第二項(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)	行政機関又はその地方支分部局の長	独立行政法人森林総合研究所
土地収用法第二百二十二条第一項ただし書(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)	当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長	独立行政法人森林総合研究所
不動産登記令第七条第二項	命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員	独立行政法人森林総合研究所の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人森林総合研究所の役員又は職員

○ 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号) (※) (抄)

附 則

第七条 研究所は、第十一条及び前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法第十一条第一項に規定する業務(廃止法の施行前に機構が行った同項第一号又は第二号の事業に係る賦課金及び負担金に係るものに限る。)を行うことができる。

2・3 (略)

第八条 研究所は、別に法律で定める日までの間、第十一条、附則第六条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法第十一条第一項第六号の事業及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2・3 (略)

第九条 研究所は、第十一条、附則第六条第一項及び第七条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法第十一条第七号から第九号までの事業で廃止法の施行前に開始されたもの(同項第七号から第九号までの事業の開始に必要な事前の調査で廃止法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。)及びこれらに附帯する事業を行うことができる。

254 (略)

第十一条 研究所は、第十一条、附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項及び第二項の業務で森林開発公団法の一部を改正する法律の施行前に開始されたもの（同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な事前の調査で同法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。）並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

254 (略)

第十二条 研究所は、第十一条、附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法附則第八条第一項に規定する業務（廃止法の施行前に機構が行った旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務に係る負担金及び徴収金に係るものに限る。）を行うことができる。

2・3 (略)

(役員に関する特例)

第十三条 (略)

254 (略)

5 研究所が附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務（以下「承継業務」という。）を行う間、通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一・二 (略)

6 (略)

○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第五十五号）（抄）

附 則

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 法第四条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項た

だし書に規定する事由により法附則第五条に規定する国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかった期間は、第七条の規定による改正後の国家公務員退職手当法施行令第六条第三項第一号の規定の適用については、法第四条の規定による改正後の特定独立行政法人の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間とみなす。

○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）（※）（抄）

附 則

（労働組合に関する経過措置）

第五条 第四条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下「旧特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合（旧特労法第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業（附則第八条において「国有林野事業を行う国の経営する企業」という。）に勤務する一般職に属する国家公務員（以下「国有林野事業職員」という。）に係るものに限る。以下「組合」という。）であつて、施行日において国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体とならうとするものは、施行日前においても、同法第百八条の三の規定の例により、登録を申請することができる。

○ 森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四十二号）（抄）

（出資があつたものとされる財産に係る評価委員の任命等）

第十三条 改正法附則第八条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき農林水産大臣が任命する。

一・二 （略）

三 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の役員 一人

四 （略）

2・3 （略）

○ 森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）（※）（抄）

附 則

（権利義務の承継等）

第八条 この法律の施行の際、旧森林国営保険法第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業に関し、現に国が有する権利及び義務は、次に掲げるものを除き、この法律の施行の時にいて研究所が承継する。

一・二 （略）

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。この場合において、研究所は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 （略）

○ 独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号）（抄）

独立行政法人森林総合研究所法施行令

（借換えの対象となる長期借入金又は研究所債券等）

第一条 独立行政法人森林総合研究所法（以下「法」という。）第十五条第二項の政令で定める長期借入金又は森林総合研究所債券（以下「研究所債券」という。）は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

2 （略）

（長期借入金の借入れの認可）

第三条 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、法第十五条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、借入れの日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 七（略）

2（略）

○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）（※）（抄）

（長期借入金及び森林総合研究所債券）

第十五条 研究所は、第十一条第二項に規定する業務に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究所は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 七（略）

【経済産業省関係】

○ 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）（抄）

（手数料）

第十一条（略）

2 法第四十九条第三項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。

一 独立行政法人産業技術総合研究所

二（略）

○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）

（手数料の納付）

第四十九条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。（又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。））は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

一、十四（略）

2（略）

3 第一項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

○ 信用保証協会法施行令（昭和二十八年政令第二百七十一号）（抄）

（特定金銭債権等に類し又は密接に関連する債権）

第三条 法第二十条第二項第二号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる債権とする。

一、七（略）

八 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により独立行政法人情報通信研究機構が承継した貸付契約に係る貸付債権

○ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）（抄）

（業務）

第二十条（略）

2 協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。

一 (略)

二 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第一項第一号から第三号までに掲げる債権（以下この号において「特定金銭債権」という。）、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び協会その他政令で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして政令で定めるものの譲受け

ロ・ハ

三 (略)

3・4 (略)

○ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（抄）

(国等の定義)

第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労

務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人日本医療研究開発機構

二〇六 (略)

○ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律において「国等」とは、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。

○ 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）（抄）

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第七十一条 法第四十九条第三項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。

- 一 独立行政法人情報通信研究機構
- 二 独立行政法人物質・材料研究機構
- 三 独立行政法人産業技術総合研究所
- 四 （略）

○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）

（手数料等）

第四十九条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定は、手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものであるときは、適用しない。

4 （略）

○ 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）

（検定の申請）

第十七条 （略）

2 別表第四の中欄又は下欄に日本電気計器検定所及び指定検定機関（法第十六条第一項第二号イの指定検定機関をいう。以下同じ。）のみが掲げられている場合において、日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検定業務を実施できないとき（同表第八号又は第十二号に掲げる特定計量器にあつては、天災その他の事由によって当該検定業務を実施できないとき、又は日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号。以下「検定所法」という。）第二十三条第二項の規定によつては当該検定業務を実施できないとき）は、前項の規定にかかわらず、当該特定計量器についての申請書は、独立行政法人産業技術総合研究所に提出することができるものとする。

（型式の承認を行う者）

第二十二條 法第七十六条第一項の承認は、別表第四第九号から第十一号までに掲げる特定計量器については日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該承認業務を実施できないときは、独立行政法人産業技術総合研究所）が、その他の特定計量器について独立行政法人産業技術総合研究所が行う。

（基準器検査を行う者）

第二十五條 法第二百二条第一項の検査は、次の各号に掲げる計量器ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

一 （略）

二 電流計、電圧計、電気抵抗計及び電力量計 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該検査業務を実施できないときは、独立行政法人産業技術総合研究所）

三 照度計 日本電気計器検定所（日本電気計器検定所が天災その他の事由によつて当該検査業務を実施できないとき、又は検定所法第二十三条第二項の規定によつては当該検査業務を実施することができないときは、独立行政法人産業技術総合研究所）

四 前三号に掲げる計量器以外の計量器 独立行政法人産業技術総合研究所
（計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人）

第二十六條の二 法第一百七条ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。

一 （略）

二 独立行政法人産業技術総合研究所

三 （略）

四 独立行政法人国立環境研究所

別表第四（第十七条、第二十二條、第二十四條関係）

特定計量器

型式の承認に係る表示が付されたもの

型式の承認に係る表示が付されていないもの

一 タクシーメーター	その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事（以下この表において単に「都道府県知事」という。）	独立行政法人産業技術総合研究所（以下この表において「産業技術総合研究所」という。）
(略)	(略)	(略)

○ 計量法（平成四年法律第五十一号）（※）（抄）

（検定の申請）

第七十条 特定計量器について第十六条第一項第二号イの検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

（製造事業者に係る型式の承認）

第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所承認を受けることができる。

2・3 (略)

（基準器検査）

第二百二条 検定、定期検査その他計量器の検査であつて経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査（以下「基準器検査」という。）は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。

2 (略)

（計量証明の事業の登録）

第七十条 計量証明の事業であつて次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（次条において単に「事業の区分」という。）に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行

うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（抄）

別表第二（第十四条関係）

- 一 独立行政法人日本医療研究開発機構
- 二 独立行政法人情報通信研究機構
- 三・四 (略)
- 五 独立行政法人物質・材料研究機構
- 六 独立行政法人防災科学技術研究所
- 七 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 八・九 (略)
- 十 独立行政法人科学技術振興機構
- 十一 独立行政法人理化学研究所
- 十二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 十三 (略)
- 十四 独立行政法人海洋研究開発機構
- 十五 独立行政法人日本原子力研究開発機構
- 十六～十八 (略)
- 十九 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 二十 独立行政法人国立がん研究センター
- 二十一 独立行政法人国立循環器病研究センター
- 二十二 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
- 二十三 独立行政法人国立国際医療研究センター

- 二十四 独立行政法人国立成育医療研究センター
- 二十五 独立行政法人国立長寿医療研究センター
- 二十六～二十九 (略)
- 三十 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 三十一 独立行政法人農業生物資源研究所
- 三十二 独立行政法人農業環境技術研究所
- 三十三 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 三十四 独立行政法人森林総合研究所
- 三十五 独立行政法人水産総合研究センター
- 三十六 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三十七・三十八 (略)
- 三十九 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 四十 独立行政法人土木研究所
- 四十一 独立行政法人建築研究所
- 四十二 (略)
- 四十三 独立行政法人海上技術安全研究所
- 四十四 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 四十五 独立行政法人電子航法研究所
- 四十六～四十八 (略)
- 四十九 独立行政法人国立環境研究所

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）

第十三条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について

て、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 三（略）

2 4（略）

○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）（抄）

（特定独立行政法人等の範囲）

第四条 法第二条第九項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

二（略）

○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（※）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 8（略）

9 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一条第二項において同じ。）その他特別の法律によって設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための

補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。

10
12 （略）

○ 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）（抄）

別表（第三条関係）

- 一 独立行政法人日本医療研究開発機構
- 二 独立行政法人情報通信研究機構
- 三 三六（略）
- 七 独立行政法人物質・材料研究機構
- 八 独立行政法人防災科学技術研究所
- 九 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 十 十一（略）
- 十二 独立行政法人科学技術振興機構
- 十三 独立行政法人理化学研究所
- 十四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 十五 （略）
- 十六 独立行政法人海洋研究開発機構
- 十七 独立行政法人日本原子力研究開発機構
- 十八 二十一（略）
- 二十二 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 二十三 独立行政法人国立がん研究センター
- 二十四 独立行政法人国立循環器病研究センター
- 二十五 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

- 二十六 独立行政法人国立国際医療研究センター
- 二十七 独立行政法人国立成育医療研究センター
- 二十八 独立行政法人国立長寿医療研究センター
- 二十九～三十二 (略)
- 三十三 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 三十四 独立行政法人農業生物資源研究所
- 三十五 独立行政法人農業環境技術研究所
- 三十六 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 三十七 独立行政法人森林総合研究所
- 三十八 独立行政法人水産総合研究センター
- 三十九 独立行政法人産業技術総合研究所
- 四十・四十一 (略)
- 四十二 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 四十三 独立行政法人土木研究所
- 四十四 独立行政法人建築研究所
- 四十五 (略)
- 四十六 独立行政法人海上技術安全研究所
- 四十七 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 四十八 独立行政法人電子航法研究所
- 四十九～五十一 (略)
- 五十二 独立行政法人国立環境研究所

○ 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）（抄）

（特許料等の特例）

第十七条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第三年第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一・二（略）

三 試験研究独立行政法人（独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。）

四・五（略）

2（略）

○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（産業技術環境局の所掌事務）

第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜二十七（略）

二十八 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関すること。

二十九 独立行政法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

三十・三十一（略）

（政策評価広報課の所掌事務）

第十八条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四（略）

五 経済産業省の独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

（技術振興・大学連携推進課の所掌事務）

第五十八条 技術振興・大学連携推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜九（略）

十 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般並びに同機構の行う基盤技術研究円滑化法第十一条に規定す

る業務に関すること。

十一 独立行政法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

(原子力政策課の所掌事務)

第二百二十九条 原子力政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人日本原子力研究開発機構の行う業務のうち核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務に関すること。

附則

(産業技術環境局技術振興・大学連携推進課の所掌事務の特例)

第九条 産業技術環境局技術振興・大学連携推進課は、第五十八条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)附則第九条第一項に規定する政令で定める日までの間	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第一項に規定する業務に関すること。
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第二項に規定する債権の回収が終了するまでの間	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第九条第二項及び第三項に規定する業務に関すること。

○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令(平成十五年政令第三百六十四号)(抄)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令

(出資証券の記載事項等)

第一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が発行する出資証券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、理事長がこれに記名押印しなければならない。

一～四 （略）

(機構の業務の委託を受ける法人)

第五条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下「法」という。）第十六条第一項の政令で定める法人は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第七条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十九条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 （略）

2 （略）

(国庫納付金の帰属する会計)

第十条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

(他の法令の準用)

第十二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条、第一百六条、第一百七十七条及び第一百八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分

に限る。)及び第二項、第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項並びに第十九条第二項の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、同令第七条第二項中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の役員又は職員」と読み替えるものとする。

○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）（※）（抄）

（業務の委託等）

第十六条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条第一項第十三号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2～6 （略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条 機構は、第十七条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～6 （略）

○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（抄）

（国庫納付金の納付の手続）

第二条 機構は、法第十三条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、

当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第四条 法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十三条第三項に規定する残余の額を政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十三条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の開始の日における政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額(同日後当該中期目標の期間中に政府のエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資金の額に乗じて得た額を、それぞれ加え、又は減じた額)とする。

3 (略)

4 法第十二条第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十三条第三項に規定する残余の額を政府の一般会計又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計又は東日本大震災復興特別会計に帰属させるものとする。

5 (略)

○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号) (※) (抄)

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号に掲げる業務(石油等に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第三号及び第四号に掲げる業務(石油等に係るものに限る。)、同項第五号及び第六号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。)、同項第七号及び第八

号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）並びに同項第十号から第十二号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号に掲げる業務

二（略）

三 前条第一項第一号に掲げる業務（金属鉱物に係る権利譲受け資金に係るもの限り、前号に掲げるものを除く。）、同項第四号から第八号までに掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）並びに同項第九号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務

四・五（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十三条（略）

2 機構は、第一項前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3〜7（略）

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第三条 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第八条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項（同条第五項において準用する場合及び同法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣（法第十八条第一項第二号に掲げ

る業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣。次条において同じ。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日まで、法第十九条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第五条 機構は、法第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下この条から第七条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日まで、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（※）（抄）

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、

第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四・五（略）

2（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条 機構は、それぞれ前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「一般勘定」という。）、同項第二号に掲げる業務に係る勘定、小規模企業共済勘定及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項及び第二項の業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定（以下「施設整備等勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

4・5（略）

○ 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第四十六号）（抄）

（国家公務員退職手当法等の適用に関する経過措置）

第二条 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前に従前の独立行政法人産業技術総合研究所（以下「従前の研究所」という。）を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

2 （略）

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）による改正前のもの）（抄）

（退職手当の支給の一時差止め）

第十二条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 8 （略）

（退職手当の返納）

第十二条の三 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、各省各庁の長等は、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）（抄）

附 則

(利用計画の認定を受けた者に関する経過措置)

第三条 (略)

2 旧令第一条第一号、第三号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十五号に掲げる新エネルギー利用等に係る利用計画を実施する法第九条第二項の認定事業者に関する法第十条第一号の債務の保証に係る独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務、法第十三条に規定する中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百号)の特例及び法第十四条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

○ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)(※)(抄)

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、新エネルギー利用等を促進するため、次の業務を行う。

一 認定事業者が認定利用計画に従って行う新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

二 (略)

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者又は事業を営んでいない個人が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が発行する新エネルギー利用等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等を含む。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2・3 (略)

(報告の徴収)

第十四条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定利用計画の実施状況について報告を求めることができる。

【国土交通省関係】

○ 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（抄）

第五条 船舶安全法第二十九条ノ四第一項ノ政令ヲ以テ定ムル独立行政法人ハ独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及独立行政法人国立高等専門学校機構トス

○ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

第二十九条ノ四 第一章ノ規定ニ依ル検査（登録検査確認機関又ハ船級協会ノ検査ヲ除ク以下同ジ）、認定、認可、型式承認若ハ検定（機構又ハ登録検定機関ノ検定ヲ除ク以下同ジ）又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハ書換（以下検査等ト称ス）ヲ受ケントスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ国（機構ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ機構）ニ納付スベシ但シ国及独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項ニ規定スル独立行政法人ニシテ当該独立行政法人ノ業務ノ内容其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ニ於テ国土交通大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②～④ (略)

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第十五条の二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）

（船舶安全法の準用）

第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。）の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

（手数料の納付）

第五十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者（国及び独立行政法人（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（機構の放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準

用する場合を含む。)に規定する放出量確認に相当する確認を含む。)及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、機構)に納付しなければならない。

一〇十一 (略)

2・3 (略)

○ 船舶のトン数の測度に関する法律施行令(平成十二年政令第三百三十二号)(抄)

船舶のトン数の測度に関する法律第十条の政令で定める独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

○ 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)(抄)

(手数料)

第十条 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令(平成十六年政令第百六十四号)(抄)

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第二条 法第四十八条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人航海訓練所とする。

○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（手数料の納付）

第四十八条 第一号及び第三号から第五号までに掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に、第二号に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。

一〇五（略）

2（略）

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）（抄）

附則

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第五条 改正法附則第三条第八項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）（抄）

附則

第三条（略）

2〇7（略）

8 国土交通大臣の行う相当確認又は相当指定を受けようとする者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。次条第六項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

9 (略)

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第十九条の三 法第五十六条の二の二十第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等学校機構とする。

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（手数料の納付）

第五十六条の二の二十 第五十六条の二の二第三項の確認（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2 (略)

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第十四条 法第百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人

酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターとする。

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（手数料の納付）

第百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第十号から第十二号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

一 一十四（略）

2 一六（略）

○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）

第七条 航空法第三百三十五条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大学校とする。

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（手数料の納付）

第三百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一〜二十二（略）

○ 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）

（公共の用に供する施設等）

第五十八条（略）

2 法第九十五条第一項第二号に規定する政令で定める施設は、国、都道府県、市町村、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、法律に基づき組織された共済組合若しくは共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣の定める者が設置する病院、診療所及び助産所並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条第一項第六号に掲げる療養の給付（同項第五号に掲げるものを除く。）をするのに必要な施設とする。

3〜6（略）

○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（特別の宅地に関する措置）

第九十五条 次に掲げる宅地に対しては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。

一 （略）

二 病院、療養所、診療所その他の医療事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

三 七 （略）

2 七 （略）

○ 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）（抄）

（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第十三条 第三条に規定する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、

独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、

独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第

二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者の開設するものうち主要なものの建設計画に関する事項

四 八 （略）

○ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）

(首都圏整備計画の内容)

第二十一条 首都圏整備計画は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもののうち、それぞれその根幹となるべきもの(首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。)

イ(略)

又 その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの

三 (略)

2・3 (略)

○ 近畿圏整備法施行令(昭和四十年政令第五百五十九号) (抄)

(広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設)

第二条 法第八条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの

イ(略)

ハ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、

独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、

独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)

第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの

ホ(略)

○ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号) (抄)

(近畿圏整備計画の内容)

第八条 近畿圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものの整備に関する事項

2・3 (略)

○ 中部圏開発整備法施行令(昭和四十二年政令第二十号) (抄)

(住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの)

第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。

一〜五 (略)

六 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二十一条に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの

○ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号) (抄)

(中部圏開発整備計画の内容)

第九条 中部圏開発整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる事項で根幹となるべきものとして政令で定めるもの

イ〜ニ (略)

ホ 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項

ヘ〜リ (略)

2 (略)

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）

（政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額）

第十二条 法第二十九条第三項の規定により政府及び関係地方公共団体に納付すべき残余の額は、それぞれ同項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）の開始の日における政府及び関係地方公共団体からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に政府又は関係地方公共団体から独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）に応じた額とする。

（地方納付金の納付の手続）

第十三条 機構は、関係地方公共団体の出資に係る法第二十九条第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「地方納付金」という。）の計算書に、期間最後の事業年度（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第一項に規定する期間最後の事業年度をいう。以下同じ。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該地方納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを機構に出資した関係地方公共団体に提出しなければならない。

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（※）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十九条 (略)

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

3 (略)

○ 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百十八号) (抄)

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 二十六 (略)

二十七 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物

二十八 (略)

二十九 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)第十五条第一項第一号又は非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十一条第三号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

○ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) (抄)

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第

一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一・二 （略）

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四～十一 （略）

2・3 （略）

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（道路局の所掌事務）

第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 （略）

五 独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済機構分科会の庶務に関する事。

（住宅局の所掌事務）

第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二 （略）

十三 独立行政法人評価委員会の都市再生機構分科会及び住宅金融支援機構分科会の庶務に関する事。

（港湾局の所掌事務）

第十四条 港湾局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七 （略）

八 独立行政法人港湾空港技術研究所の組織及び運営一般に関する事。

九・十 （略）

（航空局の所掌事務）

第十五条 航空局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十 (略)

十一 独立行政法人電子航法研究所の組織及び運営一般に関する事

十二 (略)

二〇四 (略)

(北海道局の所掌事務)

第十六条 北海道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 独立行政法人土木研究所の行う業務のうち、北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術(独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)第三条に規定する土木技術をいう。第百八十九条第六号において同じ。)に係るものに関する事

八 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 独立行政法人評価委員会の土木研究所分科会及び建築研究所分科会の庶務に関する事

(技術政策課の所掌事務)

第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 独立行政法人評価委員会交通関係研究所分科会の庶務に関する事

(水資源政策課の所掌事務)

第九十八条 水資源政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 独立行政法人評価委員会水資源機構分科会の庶務に関する事

八 (略)

(総務課の所掌事務)

第一百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一〇十 (略)
- 十一 独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済機構分科会の庶務に関する事
十二 (略)
- (総務課の所掌事務)
- 第一百五條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一〇五 (略)
- 六 独立行政法人評価委員会の都市再生機構分科会及び住宅金融支援機構分科会の庶務に関する事
七 (略)
- (総務課の所掌事務)
- 第二百二十三條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一〇五 (略)
- 六 独立行政法人評価委員会鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会の庶務に関する事
七 (略)
- (安全政策課の所掌事務)
- 第二百三十二條 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一〇六 (略)
- 七 独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会の庶務に関する事
(整備課の所掌事務)
- 第二百三十九條 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一〇六 (略)
- 七 独立行政法人評価委員会自動車検査分科会の庶務に関する事
(海洋・環境政策課の所掌事務)
- 第二百四十三條 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一〇六 (略)
- 七 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関する事
八・九 (略)

(海技課の所掌事務)

第二百五十四条 海技課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人評価委員会教育機関分科会の庶務に関すること(航空局の所掌に属するものを除く。)
(技術企画課の所掌事務)

第百六十一条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・五 (略)

六 独立行政法人港湾空港技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

七 (略)

八 独立行政法人評価委員会港湾空港技術研究所分科会の庶務に関すること。
(環境・地域振興課の所掌事務)

第百七十二条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・三 (略)

四 独立行政法人評価委員会空港周辺整備機構分科会の庶務に関すること。
(運航安全課の所掌事務)

第百七十五条 運航安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・四 (略)

五 独立行政法人評価委員会教育機関分科会の庶務に関すること(独立行政法人航空大学校に係るものに限る。)
(管制技術課の所掌事務)

第百八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人電子航法研究所の組織及び運営一般に関すること。
(参事官の職務)

第百八十九条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・五 (略)

六 独立行政法人土木研究所の行う業務のうち、北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に係るものに関すること。

(国際観光課の所掌事務)

第二百二十四条の七 国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 独立行政法人評価委員会国際観光振興機構分科会の庶務に関すること。

附則

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会の庶務に関すること。

五 (略)

○ 独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令 (平成十二年政令第三百二十八号) (抄)

独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令

独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の政令で定める建設工事は、国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) 第八条第一項第三号、第四号、第七号、第九号から第十一号まで及び第十六号並びに第九条第一号及び第四号に掲げる事務に関する建設工事とする。

○ 国立研究開発法人土木研究所法 (平成十一年法律第二百五号) (※) (抄)

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〜四 (略)

五 国の委託に基づき、国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計を行うこと。

六 (略)

○ 独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）（抄）

独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令

独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。

○ 国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（※）（抄）

（業務の範囲）

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 (略)

五 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づき、特殊な建築物の設計を行うこと。

六・七 (略)

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（抄）

（特殊法人等の範囲）

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・

求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

附 則

第三条 法第二条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う次に掲げる業務が終了するまでの間、第一条各号及び前条に掲げるもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

一 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下この条において「研究所法」という。）附則第六条第一項及び第八条第一項に規定する業務

二・三 （略）

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一・二 （略）

2 3 4 （略）

○ 小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）（抄）

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第三十一条 法第二十九条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。

一・二 （略）

三 独立行政法人防災科学技術研究所

四 （略）

五 独立行政法人水産総合研究センター

六〇八 （略）

九 独立行政法人国立環境研究所

十 （略）

○ 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）（抄）

（手数料の納付）

第二十九条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（第一号から第三号までに掲げる者が機構にその申請をする場合には、機構）に納めなければならない。

一〇四 （略）

2 （略）

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第十二条 法第十七条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における法第十八条第五項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一・二 （略）

（積立金の処分に係る承認の手続）

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十二条に規定する業務（法第十七条第三項及び法附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。）の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を国土交通大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 （略）

2・3 （略）

（国庫納付金の納付の手続）

第十四条 機構は、法第十八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。第十六条第一項及び第二項において同じ。）に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出したときは、これらに添付した同条第三項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 （略）

（国庫納付金の帰属する会計）

第十六条 法第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十八条第四項に規定する残余の額を政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六条第十五号の規定による廃止前の産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）に基づく産業投資特別会計の産業投資勘定及び特別会計に関する法律附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。次項において同じ。）からの

出資金の額に応じてあん分した額を、それぞれ政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十八条第四項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は財政投融资特別会計の投資勘定から機構に出資があったときは、当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

3 (略)

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（※）（抄）

（区分経理等）

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務

二 第十二条第一項第七号から第十三号までの業務及びこれらに附帯する業務

三・四 (略)

2～6 (略)

（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6 (略)

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）

目次

第一章～第五章 (略)

第六章 雑則(第五十五条―第五十九条)

附則

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第五十六条 法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定により意見を聴くべき独立行政法人評価委員会は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に定める独立行政法人評価委員会とする。

- 一 厚生労働大臣が主務大臣である業務 厚生労働省の独立行政法人評価委員会
- 二 農林水産大臣が主務大臣である業務 農林水産省の独立行政法人評価委員会
- 三 経済産業大臣が主務大臣である業務 経済産業省の独立行政法人評価委員会
- 四 国土交通大臣が主務大臣である業務 国土交通省の独立行政法人評価委員会

2 法第四十二条第三項の規定により意見を聴くべき独立行政法人評価委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる業務の区分に応じて、当該各号に定める独立行政法人評価委員会とする。

(他の法令の準用)

第五十七条 (略)

第五十八条 (略)

(事務の区分)

第五十九条 (略)

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号) (抄)

(中期目標の期間経過後の残余の額の按分方法)

第二十条 機構は、法第三十三条第四項の規定により同項に規定する残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該残余の額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。

2 (略)

(中期目標期間納付金の納付の手續)

第二十一条 機構は、法第三十三条第四項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「中期目標期間納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該中期目標期間納付金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを国土交通大臣及び機構に出資した地方公共団体に提出しなければならない。ただし、国土交通大臣に第十六条第一項の事業年度納付金の計算書又は第十九条第一項の承認申請書を提出したときはこれらに添付した書類と同一の書類、機構に出資した地方公共団体に第十六条第一項の事業年度納付金の計算書を提出したときはこれに添付した書類と同一の書類は、それぞれ、国土交通大臣又は機構に出資した地方公共団体に提出することを要しない。

2 (略)

(国庫に納付すべき中期目標期間納付金の帰属する会計)

第二十三条 (略)

2 前項に規定する出資金の額は、法第三十三条第四項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定（旧産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。）からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定（旧産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。）から機構に出資があったときは、当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（※）（抄）

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

4 (略)

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（抄）

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第八条 法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定における法第十八条第五項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十三条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第九条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十三条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 機構は、法第十八条第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同条第一項に規定する積立金として整理しようとするときは、同条第二項の規定による承認を受けようとする金額を記載した承認申請書を主務大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、その承認を受けなければならない。

3 (略)

（国庫納付金の納付の手続）

第十条 機構は、法第十八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する残余があるときは、同条第四項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事

業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日まで、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出したときは、これらに添付した同条第三項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第十二条 法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十八条第四項に規定する残余の額を政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。次項において同じ。）からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十八条第四項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の一般会計及び財政投融資特別会計の投資勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定から機構に出資があったときは、当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

3 （略）

附則

（既往債権管理勘定における中期目標の期間の最後の事業年度の納付の手続等）

第十三条 附則第九条から第十一条までの規定は、機構が法附則第七条第十一项に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用する。この場合において、附則第九条及び第十条中「当該事業年度」とあるのは、「当該中期目標の期間の最後の事業年度」と読み替えるものとする。

（既往債権管理勘定を廃止する場合において国庫に納付すべき金額等）

第十四条 法附則第七条第十五項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）は、主務大臣が定める金額とする。

2 法附則第七条第十五項の規定による納付金については、一般会計に帰属させるものとする。

3 5 （略）

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（※）（抄）

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第一項第一号及び第二号の業務並びに同項第三号の業務（特定貸付債権に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

二 四（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条（略）

2（略）

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

5・6（略）

○ 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）（抄）

雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立

印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

○ 雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

3 （略）

【環境省関係】

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）

（研究開発段階にある原子炉）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）第二条第五項に規定する政令で定める原子炉は、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するもの（第六十二条第一項第三号及び第八号において「研究開発段階発電用原子炉」という。）とする。

一 高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいう。）

二 （略）

（手数料）

第六十五条 （略）

2 （略）

3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第三に掲げる独立行政法人とする。

別表第三（第六十五条関係）

一 独立行政法人物質・材料研究機構

二 独立行政法人放射線医学総合研究所

三 (略)

四 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

五 独立行政法人農業生物資源研究所

六 独立行政法人農業環境技術研究所

七 独立行政法人国際農林水産業研究センター

八 独立行政法人森林総合研究所

九 独立行政法人水産総合研究センター

十 独立行政法人産業技術総合研究所

十一 (略)

十二 独立行政法人海上技術安全研究所

十三 独立行政法人国立環境研究所

十四・十五 (略)

十六 独立行政法人国立がん研究センター

十七 独立行政法人国立循環器病研究センター

十八 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

十九 独立行政法人国立国際医療研究センター

二十 独立行政法人国立成育医療研究センター

二十一 独立行政法人国立長寿医療研究センター

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 3 4 (略)

5 この法律において「発電用原子炉」とは、発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉以外の

試験研究の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉を除くものをいう。

6 〽13 (略)

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 〽九 (略)

2 (略)

3 第一項の規定(機構が行う検査又は確認に係るものを除く。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)(抄)

(手数料)

第三十一条 (略)

2 法第四十九条第二項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。

一・二 (略)

三 独立行政法人物質・材料研究機構

四 独立行政法人放射線医学総合研究所

五 〽九 (略)

十 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

十一 独立行政法人農業生物資源研究所

十二 独立行政法人農業環境技術研究所

十三 独立行政法人国際農林水産業研究センター

十四 独立行政法人森林総合研究所

十五 独立行政法人水産総合研究センター

十六 独立行政法人産業技術総合研究所

十七・十八 (略)

十九 独立行政法人海上技術安全研究所

二十 (略)

二十一 独立行政法人国立環境研究所

二十二・二十三 (略)

二十四 独立行政法人国立がん研究センター

二十五 独立行政法人国立循環器病研究センター

二十六 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

二十七 独立行政法人国立国際医療研究センター

二十八 独立行政法人国立成育医療研究センター

二十九 独立行政法人国立長寿医療研究センター

○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号) (抄)

(手数料の納付)

第四十九条 (略)

2 前項の規定は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

○ 環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号) (抄)

(総合環境政策局の所掌事務)

第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十五 (略)

十六 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

十七 (略)

十八 独立行政法人国立環境研究所の業務に関すること。

十九・二十 (略)

2 環境保健部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなっていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、「同項第六号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事務、同項第十七号に掲げる事務（環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。）並びに同項第二十号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。

（総務課の所掌事務）

第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六 (略)

七 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

八 (略)

九 独立行政法人国立環境研究所の業務に関すること。

十・十一 (略)

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（抄）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法

人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

3・4（略）

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（抄）

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立科学書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国

立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇五 (略)

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人

であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

4・5（略）

○ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）（抄）

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構

二～四（略）

○ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であつて、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

【防衛省関係】

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

第十条の二 (略)

2 (略)

3 準特勤勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第二項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 検察官であつた者、一般職給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等（第三号において「特定独立行政法人職員等」という。）であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この号及び第三号において同じ。）をされ、特地方官署又は準特地方官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に特地方官署又は準特地方官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

二 (略)

三 その在勤する官署が新たに特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた日前三年以内に検察官であつた者、特定独立行政法人職員等であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に当該官署に異動したものとし、かつ、当該官署がその日前に特地方官署又は準特地方官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

4 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（※）（抄）

（地域手当等）

第十四条（略）

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項

並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十二（略）

二十三 独立行政法人評価委員会の庶務に関する事。

二十四・二十五（略）

（企画評価課の所掌事務）

第十三条の二 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七（略）

八 独立行政法人評価委員会の庶務に関する事。

九（略）

（身分取扱いについて自衛隊法の定めるところによらない職員等）

第二百十六条 法第三十九条に規定する政令で定める合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。

2（略）

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

(自衛隊から除かれる機関等)

第一条 自衛隊法(以下「法」という。)
第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審査議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。

2 (略)

(非常勤隊員の服務の特例)

第五十二条 予備自衛官、即ち予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員(以下「非常勤隊員」という。)
は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家机关の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「特定独立行政法人」という。)
の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 隊員(自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。)
の採用は、再任用(法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項及び第五十九条の十一において同じ。)
の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて隊員(自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。)
として任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家机关の職、特定独立行政法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職(防衛大臣が定めるものに限る。)
又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職(防衛大臣が定めるものに限る。)
に就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日(法第四十四条の二第一項の規定による退職(以下「定年退職」という。))
をすることとなる日(以下同じ。))以前におけるものについては、この限りでない。

2 (略)

(国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第六十条の二 法第四十六条第二項に規定する政令で定める法人は、特定独立行政法人以外の独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)
、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)
、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)
及び別表第十に掲げる法人とする。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（※）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛審議官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。

25（略）

（懲戒処分）

第四十六条（略）

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き隊員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き隊員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（職務に専念する義務）

第六十条（略）

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第

二条第四項に規定する行政執行法人（次項及び第六十三条において「行政執行法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 (略)

【参考】

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正後のもの）（抄）

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第十一条）

第二節 独立行政法人評価制度委員会（第十二条―第十二条の八）

第三節 設立（第十三条―第十七条）

第二章 役員及び職員（第十八条―第二十六条）

第三章 業務運営

第一節 通則（第二十七条―第二十八条の四）

第二節 中期目標管理法（第二十九条―第三十五条の三）

第三節 国立研究開発法人（第三十五条の四―第三十五条の八）

第四節 行政執行法人（第三十五条の九―第三十五条の十二）

第四章 財務及び会計（第三十六条―第五十条）

第五章 人事管理

第一節 中期目標管理法及び国立研究開発法人（第五十条の二―第五十条の十二）

第二節 行政執行法人（第五十一条―第六十三条）

第六章 雑則（第六十四条―第六十八条）

第七章 罰則（第六十九条―第七十二条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立つて執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立つて執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性等）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 (略)

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 (略)

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第二項、第三項又は第四項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人又は国立研究開発法人でない者は、その名称中に、独立行政法人又は国立研究開発法人という文字を用いてはならない。

第二節 独立行政法人評価制度委員会

(設置)

第十二条 総務省に、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第十二条の二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十八条の二第二項の規定により、総務大臣に意見を述べること。

二 第二十九条第三項、第三十二条第五項、第三十五条第三項、第三十五条の四第三項、第三十五条の六第八項、第三十五条の七第四項又は第三十五条の十一第七項の規定により、主務大臣に意見を述べること。

三 第三十五条第四項又は第三十五条の七第五項の規定により、主務大臣に勧告をすること。

四 第三十五条の二（第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣に対し、意見を具申すること。

五 独立行政法人の業務運営に係る評価（次号において「評価」という。）の制度に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること。

六 評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること。

七 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 委員会は、前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(組織)

第十二条の三 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十二条の四 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十二条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条の六 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第十二条の七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条の八 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 設立

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 (略)

2・3 (略)

第二章 役員及び職員

(役員職務及び権限)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、独立行政法人が次に掲げる書類を主務大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

- 一 この法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
- 二 その他主務省令で定める書類

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人（独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 (略)

(法人の長等への報告義務)

第十九条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

(役員任命)

第二十条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募

によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4・5 (略)

(中期目標管理法の役員任期)

第二十一条 中期目標管理法の長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(次項において単に「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 中期目標管理法の監事の任期は、各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日(第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。以下同じ。)までとする。ただし、補欠の中期目標管理法の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 中期目標管理法の役員(中期目標管理法の長及び監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の中期目標管理法の役員は、前任者の残任期間とする。

4 中期目標管理法の役員は、再任されることができる。

(国立研究開発法人の役員の任期)

第二十一条の二 国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該国立研究開発法人の第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項及び次項において単に「中長期目標の期間」という。)の末日までとする。ただし、中長期目標の期間が六年又は七年の場合であつて、より適切と認める者を任命するため主務大臣が特に必要があると認めるときは、中長期目標の期間の初日(以下この項及び次項において単に「初日」という。)以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までとすることができる。

一 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

2 前項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により国立研究開発法人の長となるべき者としてより適切と認める者を指名するため特に必要があると認める場合であつて、中長期目標の期間が六年以上七年以下のときは、同条第二項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までとすることができる。

一 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が六年を超え七年未満の場合 初日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日

三 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

3 前二項の規定にかかわらず、補欠の国立研究開発法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 国立研究開発法人の監事の任期は、各国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の国立研究開発法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 国立研究開発法人の役員（国立研究開発法人の長の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

（行政執行法人の役員（任期））

第二十一条の三 行政執行法人の長の任期は、任命の日から、当該任命の日から年を単位として個別法で定める期間を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日までとする。ただし、補欠の行政執行法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 行政執行法人の監事の任期は、各行政執行法人の長の任期（補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の行政執行法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 行政執行法人の役員（行政執行法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の行政執行法人の役員は、前任者の残任期間とする。

4 行政執行法人の役員は、再任されることができる。

（役員（忠実義務））

第二十一条の四 独立行政法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び当該独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員（報告義務））

第二十一条の五 独立行政法人の役員（監事を除く。）は、当該独立行政法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（役員等の損害賠償責任）

第二十五条の二 独立行政法人の役員又は会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができない。
- 3 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。
- 4 前二項の規定にかかわらず、独立行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

第三章 業務運営

第一節 通則

(業務方法書)

第二十八条 (略)

- 2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

- 3 (略)

(評価等の指針の策定)

- 2 第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

- 3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

(研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の作成)

- 2 第二十八条の三 総合科学技術・イノベーション会議は、総務大臣の求めに応じ、研究開発の事務及び事業の特性を踏まえ、前条第一項の指針のうち、研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を作成する。

(評価結果の取扱い等)

第二十八条の四 独立行政法人は、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項の評価の結果を、第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

第二節 中期目標管理法

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 (略)

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四・五 (略)

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三〇八 (略)

3 (略)

4 中期目標管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
(年度計画)

第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標管理法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第三十三条及び第三十四条 削除

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。
- 5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣への意見具申)

第三十五条の二 委員会は、前条第四項の規定により勧告をした場合において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(違法行為等の是正等)

第三十五条の三 主務大臣は、中期目標管理法人若しくはその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあると認めるとき、又は中期目標管理法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 国立研究開発法人

(中長期目標)

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中長期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。
- 6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。
（中長期計画）
- 第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 剰余金の使途
 - 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をした中長期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となった

と認めるときは、その中長期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。
(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績

三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

2 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長(以下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。)の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 国立研究開発法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評価を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行うおうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

- 7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 8 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(中長期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十五条の七 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中長期目標の期間の終了時まで、当該国立研究開発法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他の業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 5 前項の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。
- 6 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 委員会は、第五項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

(業務運営に関する規定の準用)

- 第三十五条の八 第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「同項の中長期計画」と、同条第二項中「前条第一項の認可を受けた」とあるのは「第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」と、「中期計画について前条第一項」とあるのは「中長期計画(第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）」について同条第一項」と、第三十五条の二中「前条第四項」とあるのは「第三十五条の七第五項」と読み替えるものとする。

第四節 行政執行人

(年度目標)

第三十五条の九 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下「年度目標」という。）を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 その他業務運営に関する重要事項

3 前項の年度目標には、同項各号に掲げる事項に関し中期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。
(事業計画)

第三十五条の十 行政執行法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該年度目標を達成するための計画（以下この条において「事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 行政執行法人の最初の事業年度の事業計画については、前項中「各事業年度」とあるのは「その成立後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

4 主務大臣は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その事業計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 行政執行法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価)

第三十五条の十一 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

2 行政執行法人は、前項の規定による評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 行政執行法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 行政執行法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する事項の実施状況及び当該事項の実施状況について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一項又は第二項の評価は、第一項に規定する業務の実績又は第二項に規定する事項の実施状況について総合的な評定を付して、行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該行政執行法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項の評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

7 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
(監督命令)

第三十五条の十二 主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第四章 財務及び会計

(財務諸表等)

第三十八条 (略)

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

- 3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。
 - 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）
- 5 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

 - 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの
 - 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
 - 5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。
 - 一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者
 - 二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員

三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

（監事に対する報告）

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の選任）

第四十条 （略）

（会計監査人の資格等）

第四十一条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二 監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（会計監査人の任期）

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 （略）

3 中期目標管理法及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は

一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号の剰余金の使途に充てることのできる。

4 (借入金等)

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期目標管理法の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 5 4 (略)

(財源措置)

第四十六条 (略)

2 独立行政法人は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び中期目標管理法の中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫

に納付することができる。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 5 (略)

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの(以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。)については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者(以下この条において単に「出資者」という。)に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 5 (略)

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

第五章 人事管理

第一節 中期目標管理法人及び国立研究開発法人

(役員の報酬等)

第五十条の二 中期目標管理法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。

2 中期目標管理法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、当該中期目標管理法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

（役員の兼職禁止）

第五十条の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（他の中期目標管理法人役員についての依頼等の規制）

第五十条の四 中期目標管理法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法人役員」という。）は、密接関係法人等に對し、当該中期目標管理法人の他の中期目標管理法人役員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人の中期目標管理法人役員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の中期目標管理法人役員若しくは当該中期目標管理法人役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の中期目標管理法人役員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人役員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに従事し、若しくは従事していた他の中期目標管理法人役員又はこれらの業務に従事していた中期目標管理法人役員であつた者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

二 退職手当通算予定役員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

三 大学その他の教育研究機関の研究者であつた者であつて任期（十年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の中期目標管理法人役員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

四 第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）の結果に基づき中期目標管理法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該中期目標管理法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として主務大臣が指定したものを以外の地位に就いたことがない他の中期目標管理法人役員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の中期目標管理法人役員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五 第三十五条第一項の規定による措置であつて政令で定める人数以上の中期目標管理法人役員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該中期目標管理法人役員離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受け

ている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

3 前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項において「営利企業」という。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標管理法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が中期目標管理法人の事務又は事業と密接な関連を有するものうち総務大臣が定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、中期目標管理法人役職員が当該中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続き当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となつた場合に、中期目標管理法人役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限る。）をいう。

5 第二項第二号の「退職手当通算予定役職員」とは、中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる中期目標管理法人役職員であつて、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続き採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

6 第一項の規定によるもののほか、中期目標管理法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該中期目標管理法人が定める業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたことが又は当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該中期目標管理法人の役員若しくは職員であつた者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（法令等違反行為に関する在職中の求職の規制）
第五十条の五 中期目標管理法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたことが又は中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十条の六 中期目標管理法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標

管理法人の長にその旨を届け出なければならない。

一 中期目標管理法人役員であった者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標管理法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該中期目標管理法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標管理法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標管理法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該中期目標管理法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該中期目標管理法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該中期目標管理法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

（中期目標管理法人の長への届出）

第五十条の七 中期目標管理法人役員（第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、中期目標管理法人の長に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った中期目標管理法人役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

（中期目標管理法人の長がとるべき措置等）

第五十条の八 中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該中期目標管理法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 中期目標管理法人の長は、毎年度、第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

(政令への委任)

第五十条の九 第五十条の四から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(職員の給与等)

第五十条の十 中期目標管理法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標管理法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

(国立研究開発法人への準用)

第五十条の十一 第五十条の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「第三十五条の六第一項」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、同項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条の七第一項」と読み替えるものとする。

第二節 行政執行法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 行政執行法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 行政執行法人の役員に対する報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 行政執行法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与等を参酌し、かつ、民間企業の役員の報酬等、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の第三十五条の十第三項第三号の person 費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(役員の服務)

第五十三条 行政執行法人の役員(以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。)は、職務上知ることの

できた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

255 (略)

(役員の退職管理)

第五十四条 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項第三号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第百九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。)、並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務(第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。)、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数及び改定に関する事務並びに職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。)」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四第二項及び第四項、第百六条の三第二項及び第四項、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一

項において準用する第六六条の十六」と、同法第六六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前条第一項」と、同法第六九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第六十二条第一号中「第六六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第六六条の二第二項」と、同法第六十三条第一号中「第六六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第六六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 6 (略)

(役員の災害補償)

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、行政執行法人の職員の例による。

(職員の給与)

第五十七条 行政執行法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならぬ。

2 行政執行法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参酌し、かつ、民間企業の従業員の給与、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の第三十五条の十第三項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十八条 行政執行法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、行政執行法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一〇十 (略)

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「行政執行法人」と、同法第三十条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「行政執行法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「行政執行法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「行政執行法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十七条第二項に規定する給与の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人は」と、「同法」とあるのは「国家公務員災害補償法」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定め

る期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることを行う。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間から八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。」に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5・6 (略)

(国会への報告等)

第六十条 行政執行法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、行政執行法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 行政執行法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十一条から第六十三条まで 削除

第六章 雑則

第六十五条 削除

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 第三十五条の九第一項の規定により年度目標を定め、又は変更しようとするとき。

四 第三十条第一項、第三十五条の五第一項、第三十五条の十第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

五〇七 (略)

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫(ほう)助をした者も、同様とする。

一 正当な理由がないのに第五十三条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二 第五十四条第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三 第五十四条第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四 第五十四条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五 第五十四条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者(同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。)

第六十九条の二 第五十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 (略)

一〇四 (略)

五 第十九条第五項若しくは第六項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

六 第三十条第三項、第三十二条第六項、第三十五条の三(第三十五条の八において準用する場合を含む。)、第三十五条の五第三項、第三十五条の六第九項、第三十二条第四項又は第三十五条の十二の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

七 第三十二条第二項、第三十五条の六第三項若しくは第四項又は第三十五条の十一第三項若しくは第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

八 第三十八条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九 (略)

十 第五十条の八第三項（第五十条の十一において準用する場合を含む。）又は第六十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 独立行政法人の子法人の役員が第十九条第七項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。
附 則

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第四項の規定は、適用しない。

2 5 （略）

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定並びに附則第九条、第十二条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為等）

第二条 この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で

定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）」による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

2 この法律による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧法」という。）第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

第三条 独立行政法人評価委員会の委員の任命権者（次項において単に「任命権者」という。）は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。）を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。

2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。

3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

（独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置）

第四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）」とする。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条（国立研究開発法人（新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員等の報告義務に関する経過措置）

第六条 新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

(役員任期に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に独立行政法人(新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)の長又は監事である者の任期(補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。)については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人(新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事(補欠の中期目標管理法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長(補欠の国立研究開発法人の長を除く。)の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)の末日の翌日(以下この項において「起算日」という。)から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間(以下この項において「残期間」という。)が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日(以下この項及び次項において単に「初日」という。)」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事(補欠の国立研究開発法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、

当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期（補欠の行政執行法人の長の任期を含む。）とする。

（中期目標管理法及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法又は国立研究開発法人となる独立行政法人（旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなす。

2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画（附則第十条第二項において「旧中期計画」という。）は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（附則第十条第二項において「新中期計画」という。）又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中期計画（附則第十条第二項において「新中期計画」という。）とみなす。

（行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例）

第九条 施行日前に定められた独立行政法人（施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。）の中期目標の期間（旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）であつて、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

（年度計画及び事業計画に関する経過措置）

第十条 次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の）」とあり、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の）」とあり、新法第三十五条の五第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」とあり、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の

日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

(業績評価等に関する経過措置)

第十一条 新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第十二条 旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第十三条 旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ること

のできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)(抄)

第一章 内閣官房等関係

(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十七号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六六条の二第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項第二号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第六六条の三第二項第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める

第六六条の四第一項、第三項、第四項並びに第五項第二号及び第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第九項中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第六六条の二十四第一項第一号及び第六六条の二十七中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六八条の六第三項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第六九条第十七号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第十八号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第六十二条第三号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第五条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行人」に改める。

第七条第四項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行人の労働関係に関する法律」に改める。

第七条の二第一項、第八条の二第一項並びに第十条第四項及び第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行人」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第十一条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人」を「行政執行人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）第五百五十一条第一項

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十二条第一項

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部改正）

第十二条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十四条第四項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」の下に「（平成十七年法律第一百一号）」を加え、
「六 剰余金
七 その他

の用途
主務省令で定める業務運営に関する事項」を「七 剰余金の用途

主務省令で定める業務運営に関する事項」
八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」
に、「六 その他主務省令で定める

業務運営に関する事項」を「七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」に改める。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に、「から第一項」を「から前項」に改め、同項を同条第二項とし、

同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、

同項を同条第四項とする。

第二十六条第二項を削る。

第二十七条第二項を削る。

第三十三条第五号中「第二十六条第一項又は第二十七条第一項」を「第二十六条又は第二十七条」に改める。

第三十四条中「主務省」及び「総務省」を削る。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「独立行政法人通則法」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法」に改める。

第二章 内閣府関係

(独立行政法人日本医療研究開発機構法の一部改正)

第三十二条 独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十条を次のように改める。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十三条中「独立行政法人日本医療研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構法」に改める。

第十七条第一項中「中期目標の期間」を「通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)」に、「当該中期目標の期間」を「当該中期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十九条を次のように改める。

(日本医療研究開発機構審議会)

第十九条 内閣府に、日本医療研究開発機構審議会(次項及び第三項において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 主務大臣の諮問に応じて機構の行う研究開発の事務及び事業に関する事項を調査審議すること。

二 前号に掲げる事項に関し、主務大臣に意見を述べること。

3 前項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条の見出し中「中期目標等」を「中長期目標等」に改め、同条第一項中「第二十九条第一項」を「第三十五条第一項」を、「第三十五条の七第一項」に、「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十五条の七第一項」に改める。

附則第三条の見出し中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条第一項中「現に独立行政法人医薬基盤研究所」を「現に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に、「基盤研」を「医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条第二項及び第四項中「基盤研」を「医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第三章 総務省関係

(公職選挙法の一部改正)

第三十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「特定独立行政法人(一)」を「行政執行法人(一)」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第三十六条の二第一項第一号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二百二十六条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百三十九条の二第一項各号列記以外の部分中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二百五十一条の四第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(電波法等の一部改正)

第三十八条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

一 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十四条の二第四項第二号イ

二 二六(略)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

一 (略)

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第五条第一号ハ

三・四 (略)

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正)

第四十七条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一条を次のように改める。

(理事の任期)

第十一条 理事の任期は、二年とする。

第十七条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会(債務保証勘定に係る承認については総務省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会)の意見を聴くとともに」を削る。

第十九条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

第二十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第四章 法務省関係

(総合法律支援法の一部改正)

第五十六条 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に、「第四十二条」を「第四十二条の二」に、「第四十七条」を「第四十七条の四」に改める。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第二十三条中第七項を第十一項とし、第四項から第六項までを四項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の四項を加える。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は支援センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、支援センターがこの法律又は準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の法務省令で定める書類を法務大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、支援センターの子法人（支援センターがその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
第二十三条の次に次の一条を加える。

（理事長等への報告義務）

第二十三条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、法務大臣に報告しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。
第二十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第二十五条を次のように改める。

(理事の任期)

第二十五条 理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十六条第一項中「(第四十八条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)をいう。以下同じ。)」を削る。
第三章第二節第一款中第二十八条の次に次の一条を加える。

(日本司法支援センター評価委員会の意見の申出)

第二十八条の二 法務大臣は、準用通則法第五十条の二第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬及び退職手当(次項において「報酬等」という。)の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、法務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第二十九条第四項を次のように改める。

4 第二十五条ただし書、第二十六条第二項、第二十七条及び第二十八条並びに準用通則法第二十一条第四項の規定は、委員について準用する。

第三十四条第二項に次の一号を加える。

五 役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律又は他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

第四十条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 業務運営の効率化に関する事項

第四十一条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

第四十一条第二項第六号中「この号において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第四十一条の二 支援センターは、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる

中期目標の期間における業務の実績

- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 支援センターは、前項の評価を受けようとするときは、法務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、支援センター（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあつては、支援センター及び独立行政法人評価制度委員会（第六項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、支援センターに対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 6 評価制度委員会は、第四項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。
- 第四十二条第一項中「法務大臣は」の下に、「前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価が行われたときは」を加え、「において」を「までに」に改め、同条第四項を次のように改める。
- 4 法務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 第四十二条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。
- 5 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、支援センターの中期目標の期間の終了時まで、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。
- 第四十二条に次の一項を加える。
- 7 評価制度委員会は、第五項の勧告をしたときは、法務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

第三章第三節第二款中第四十二条の次に次の一条を加える。

(違法行為等の是正)

第四十二条の二 法務大臣は、支援センター又はその役員若しくは職員が、この法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、支援センターに対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 支援センターは、前項の規定による法務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を法務大臣に報告しなければならない。

第四十四条第二項中「これに」の下に「法務省令で定めるところにより作成した」を加え、「を添え、」を削り、「監事及び会計監査人の意見を付けなければ」を「監査報告及び会計監査報告を添付しなければ」に改め、同条第四項中「監事及び会計監査人の意見を記載した書面」を「監査報告及び会計監査報告」に改め、同条に次の二項を加える。

5 支援センターは、第一項の附属明細書その他法務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

6 支援センターが前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第四項の法務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

第三章第四節中第四十七条の次に次の三条を加える。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十七条の二 支援センターは、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、法務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

2 支援センターは、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、法務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という）

。がある場合には、その額を除く。）の範囲内で法務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

3 支援センターは、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて法務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 支援センターが第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、支援センターの資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として法務大臣が定める金額については、支援センターに対する政府からの出資はなかつたものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。

5 法務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(不要財産に係る地方公共団体出資の払戻し)

第四十七条の三 支援センターは、不要財産であつて、地方公共団体からの出資に係るもの（以下この条において「地方公共団体出資に係る不要財産」という。）については、法務大臣の認可を受けて、当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、法務省令で定めるところにより、当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、支援センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 支援センターは、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る地方公共団体出資に係る不要財産又は当該請求に係る地方公共団体出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で法務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち法務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払

い戻すものとする。

4 支援センターが前項の規定による払戻しをしたときは、支援センターの資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、支援センターに対する出資者からの出資はなかったものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による地方公共団体出資に係る不要財産に係る持分の一部を払戻しの請求をしたときは、支援センターは、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

6 法務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
(財産の処分等の制限)

第四十七条の四 支援センターは、不要財産以外の重要な財産であつて法務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第四十一条第二項第七号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときには、この限りでない。

2 法務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四十八条の表以外の部分中「第二十二條、第二十四條から第二十六條まで、第三十一條から第三十四條まで」を「第二十一條第一項、第二項及び第四項、第二十一條の四から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十五條の二第一項及び第二項、第二十六條、第二十八條の四、第三十一條」に、「から第五十條まで、第五十二條、第五十三條、第六十一條並びに第六十三條から第六十六條まで」を「、第四十七條、第四十九條から第五十條の十まで、第六十四條並びに第六十六條」に改め、「いう」の下に「。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする」を加え、「評価委員会」とあり、及び「当該中期目標管理法の」とあるのは「日本司法支援センター」とあり、「中期目標管理法を」とあり、「中期目標管理法の」とあり、及び「当該中期目標管理法の」とあるのは「日本司法支援センターの」と、「中期目標管理法は」とあるのは「日本司法支援センターは」と、「当該中期目標管理法」とあるのは「日本司法支援センター」と、「当該中期目標管理法が」とあるのは「日本司法支援センターが」と、「当該中期目標管理法に」とあるのは「日本司法支援センターに」と、「中期目標管理法役員」とあるのは「支援センター役員」に改め、同条の表第三条第三項の項の次に次のように加える。

第八條第三項	第四十六條の二又は第四十六條の三	總合法律支援法第四十七條の二又は第四十七條の三
--------	------------------	-------------------------

第四十八條の表第十六條の項の次に次のように加える。

第二十一条第一項	第二十九条第二項第一号	総合法律支援法第四十条第二項第一号
第二十一条第二項	第三十八条第一項	総合法律支援法第四十四条第一項

第四十八条の表第二十四条から第二十六条までの項中「第二十四条から第二十六条まで」を「第二十四条、第二十五条及び第二十六条」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十八条の四	第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項	総合法律支援法第四十一条の二第一項
	第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画	同法第四十一条第一項に規定する中期計画及び同法第四十八条において読み替えて準用する第三十一条第一項に規定する年度計画

第四十八条の表第三十一条第一項の項中「（以下「中期計画」という。）」を削り、同表第三十三条の項を削り、同表第三十九条の項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条第二項第二号	総務省令	法務省令
第三十九条第三項	子法人に	総合法律支援法第二十三条第六項に規定する子法人（以下「子法人」という。）に
第三十九条の二第一項	この法律、個別法	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）

第四十八条の表第四十二条の項を次のように改める。

第四十六条第二項

中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画

総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画

第四十八条の表第四十六条の二第一項ただし書の項から第四十八条第一項ただし書の項まで及び第五十二条第三項の項を削る。
 第四十八条の表第六十四条第一項の項中「総合法律支援法」の下に「（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）」を加え、同項の前に次のように加える。

第五十条の四第二項第一号	政令	政令	法務省令
第五十条の四第二項第四号	第三十二条第一項	第三十二条第一項	総合法律支援法第四十一条の二第一項
第五十条の四第二項第五号	第三十五条第一項	第三十五条第一項	総合法律支援法第四十二条第一項
	政令	政令	法務省令
第五十条の四第三項	政令	政令	法務省令
第五十条の四第四項	総務大臣	総務大臣	法務大臣
第五十条の四第五項	政令	政令	法務省令
第五十条の四第六項	この法律、個別法	この法律、個別法	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）

<p>第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項及び第五十条の九</p>	<p>政令</p>	<p>法務省令</p>
---	-----------	-------------

第四十八条の表第六十五条第一項の項を削る。

第四十九条第一号中「又は準用通則法第四十六条の二第一項」を、「第四十七条の二第一項」に、「第四十六条の三第一項若しくは第四十八条第一項」を「第四十七条の三第一項又は第四十七条の四第一項」に改める。

第五十条中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「独立行政法人と」を「中期目標管理法人と」に改める。

第五十四条中第十号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を削り、第七号を第十号とし、同条第六号中「若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面」を「監査報告又は会計監査報告」に改め、同号を同条第九号とし、同号の前に次の二号を加える。

七 第四十一条の二第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

八 第四十二条の二第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十三条第四項若しくは第五項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

第五十四条に次の一項を加える。

2 支援センターの子法人の役員が第二十三条第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第五章 外務省関係

(独立行政法人国際協力機構法の一部改正)

第六十条 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十六条中「第六号」を「第七号」に改める。

第二十八条第一項中「監事の意見を付して」を「監査報告を添付して」に改め、同条第二項中「監事の意見を記載した書面」を「監査報告」に改める。

第三十条第一項中「監事の意見を付し」を「監査報告を添付し」に改め、同条第四項中「監事の意見を記載した書面」を「監査報告」に改める。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に、「補てん」を「補填」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

第三十三条第一項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第四項」に改める。

第四十二条第四項第二号中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第六章 財務省関係

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第三条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」を削る。

第八条第一項、第十二条第一項及び第三十七条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九十九条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項中「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」を「若しくは独立行政法人国立印刷局」に改め、同条第五項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「(特定独立行政法人)」を「(行政執行法人)」に改め、同条第六項及び第七項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二百二条第一項及び第四項、第二百二十二条並びに第二百二十四条の二第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二百二十四条の三の見出し中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「」を「国立ハンセン病療養所」とあるのは「国立ハンセン病療養所」に、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第

「第四条第一項」を「第三条の二」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「同条第五項から」を「同条第三項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」とあるのは、「独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第五項から」に改める。

附則第十四条の三第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項及び第三十七条第一項の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同表第九十九条第三項の項中「独立行政法人国立病院機構」を「独立行政法人国立印刷局」に改め、同表第二百二条第一項及び第四項の項及び第二百二条の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別表第三独立行政法人産業技術総合研究所の項及び独立行政法人情報通信研究機構の項を次のように改める。

国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）
国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）

別表第三独立行政法人物質・材料研究機構の項、独立行政法人防災科学技術研究所の項及び独立行政法人放射線医学総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）

別表第三独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の項、独立行政法人農業生物資源研究所の項、独立行政法人農業環境技術研究所の項、独立行政法人国際農林水産業研究センターの項、独立行政法人森林総合研究所の項及び独立行政法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

--	--

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）
国立研究開発法人農業生物資源研究所	国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）
国立研究開発法人農業環境技術研究所	国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）
国立研究開発法人水産総合研究センター	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）
別表第三独立行政法人土木研究所の項及び独立行政法人建築研究所の項を次のように改める。	
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）
別表第三独立行政法人海上技術安全研究所の項、独立行政法人港湾空港技術研究所の項及び独立行政法人電子航法研究所の項を次のように改める。	
国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）

国立研究開発法人電子航法研究所

国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）

別表第三独立行政法人国立環境研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）

別表第三中

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律 （第九十三号）
独立行政法人国立循環器病研究センター	
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	
独立行政法人国立国際医療研究センター	
独立行政法人国立成育医療研究センター	
独立行政法人国立長寿医療研究センター	

（平成二十年法

国立研究開発法人国立がん研究センター

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

法律（平成二十年法律第九十三号）

十一号)

に関する

に改める。

を

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
独立行政法人国立病院機構	

（独立行政法人造幣局法の一部改正）

第六十七条 独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（行政執行法人）」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

（理事長及び理事の任期等）

第九条 通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、二年とする。

2 理事の任期は、二年とする。

第十三条中「以下」を「次条において」に、「第十九条第一項」を「第十八条」に改める。

第十五条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る」を「毎事業年度、」に改め、同項第一号中「当該中期目標の期間（以下この項及び次項において「当該期間」という。）の直前の中期目標の期間（次号において「前期間」という。）の最後の事業年度」を「当該事業年度（以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）の直前の事業年度（次号において「前事業年度」という。）」に、「当該期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同項第二号中「前期間の最後の事業年度」を「前事業年度」に、「当該期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同条第二項中「当該期間」を「対象事業年度」に、「中期目標の期間」を「事業年度」に、「第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条第二項を削る。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

（緊急の必要がある場合の財務大臣の命令）

第十八条 財務大臣は、貨幣の偽造に対処するため必要があるときその他貨幣の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があるとき認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第三号及び第七号の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条 削除

第二十条中「主務省」及び「財務省」を削る。

第二十二條に次の一号を加える。

三 第十八条の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正)

第六十八条 独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(行政執行法人)」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

(理事長及び理事の任期等)

第九条 通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、二年とする。

2 理事の任期は、二年とする。

第十三条中「以下」を「次条において」に改める。

第十五条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。))の最後の事業年度に係る」を「毎事業年度、」に改め、同項第一号中「当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。))の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。))の最後の事業年度」を「当該事業年度(以下この項及び次項において「対象事業年度」という。))の直前の事業年度(次号において「前事業年度」という。))」に、「当該期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同項第二号中「前期間の最後の事業年度」を「前事業年度」に、「当該期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同条第二項中「当該期間」を「対象事業年度」に、「中期目標の期間」を「事業年度」に、「第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条第二項を削る。

第十八条中「第二十九条第一項」を「第三十五条の九第一項」に、「中期目標」を「年度目標」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条の見出し中「要請」を「命令等」に改め、同条第一項中「実施すべきことを要請する」を「とるべきことを命ずる」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「財務大臣の要請又は」を削る。

第二十一条中「主務省」及び「財務省」を削る。

第二十三条に次の一号を加える。

三 第二十条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第二号口及び同条第三項第一号イ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同号ハ及び同項第二号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条第五項第一号イ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同号口中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第八十八条第一項第一号ホ中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改め、同条第二項第一号ホ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改め、同条第二項第一号ホ中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に、「第二十一条第三項」を「第二十一条第二項」に改める。

第九十九条第一項第一号ホ中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に、「第十三条第三項の」を「第十三条第二項の」に改め、同条第二項第一号リ中「第七十五条第三項」を「第七十五条第二項」に、「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

第一百十一条第三項第一号リ及び同条第四項第一号ホ中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改め、同条第六項第一号へ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項」を「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項」に、「独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項」を「独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第二項」に改める。

第一百四十四条第九項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

附則第十六条中「第十九条第三項」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十九条中「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

附則第五十八条第一号二中「第十五条第三項」を「第十五条第二項」に改める。

第七章 文部科学省関係

(教育公務員特例法の一部改正)

第七十条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「及び特定独立行政法人」を「及び行政執行法人」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「指定特定独立行政法人(特定独立行政法人)」を「指定行政執行法人(行政執行法人)」に、「指定特定独立行政法人の」を「指定行政執行法人の」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第七十二条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

第十一条第四項を第八項とし、第三項の次に次の四項を加える。

4 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、事業団がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人(事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
第十一条の次に次の一条を加える。

(理事長等への報告義務)

第十一条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

第十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 文部科学大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三条第一項中「役員」を「理事長及び理事」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条の次に次の二条を加える。

（役員等の忠実義務）

第十三条の二 事業団の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び事業団が定める助成業務方法書、共済規程、共済運営規則その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員等の報告義務）

第十三条の三 事業団の役員（監事を除く。）は、事業団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

（役員等の損害賠償責任）

第十七条の二 事業団の役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、事業団に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、文部科学大臣の承認がなければ、免除することができない。

第十八条第六項中「第十三条」を「第十三条第一項及び第三項」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（他の役員及び職員についての依頼等の規制等）

第二十一条の二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の四から第五十条の九までの規定は、事業団について準用する。この場合において、これらの規定中「中期目標管理法人の」とあり、及び「当該中期目標管理法人の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の」と、「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団が」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団が」と、「当該中期目標管理法人に」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団

に」と、「中期目標管理法役員」とあるのは「事業団役員」と読み替えるほか、同法第五十条の四第二項第一号及び第五号、第三項並びに第五項、第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項並びに第五十条の九中「政令」とあり、並びに同法第五十条の六第一号及び第二号中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十二条第一項」と、同号及び同項第五号並びに同法第五十条の八第三項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十条の四第二項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十五条第一項」と、同条第四項中「総務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、「業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務方法書、同法第二十四条に規定する共済規程、同法第二十五条第二項に規定する共済運営規則その他の規則」と読み替えるものとする。

4 助成業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 助成業務の方法

二 理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の助成業務の適正を確保するための体制

三 その他文部科学省令で定める事項

5 前項の規定は、共済運営規則について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「助成業務」とあるのは、「共済業務」と読み替えるものとする。

第二十六条を次のように改める。

(評価等の指針の策定、中期目標、中期計画、年度計画及び評価等)

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十八条の四、第二十九条、第三十条(第二項第七号を除く。)、第三十一条第一項、第三十二条、第三十五条及び第三十五条の二の規定を準用する。この場合において、同法第十二条の二第二項中「前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第五項若しくは第三十五条第三項の規定により文部科学大臣に」と、同法第二十八条の二第一項中「、第三十五条の四第一項の中期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに」とあるのは「の策定及び」と、同項及び同条第三項中「第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、同条第一項及び第三項並びに同法第二十九条第一項、第二項第一号及び第三項、第

三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）並びに第三十五条（第五項を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十八条の二第二項中「ときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに」とあるのは「ときは」と、同条第三項中「中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標」とあるのは「中期目標」と、同法第二十八条の四中「独立行政法人」とあり、同法第二十九条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条第四項中「中期目標管理法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第四項及び第六項並びに第三十五条第一項中「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十八条の四中「第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、「年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画」とあるのは「年度計画」と、同法第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項並びに第三十二条第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第五号中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と、同法第三十五条第一項中「の継続又は組織の存続の必要性」とあるのは「を継続させる必要性、組織の在り方」と、「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に関し」と読み替えるものとする。

第三十二条第一項中「これに」の下に「文部科学省令で定めるところにより作成した」を加え、「を添え、監事の意見を付けて」を「並びに監査報告書及び会計監査報告書を添付して」に、「次条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改め、同条第二項中「監事の意見を付けて」を「監査報告書及び会計監査報告書を添付して」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「同項の監事の意見を記載した書面」を「監査報告書及び会計監査報告書」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 事業団は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいづれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部

科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて文部科学省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

5 事業団が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならぬ。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(会計監査人の監査)

第三十二条の二 独立行政法人通則法第三十九条から第四十三条までの規定は、事業団について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「財務諸表」とあるのは「財務諸表(日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。)」と、「事業報告書」とあるのは「業務報告書」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「会計監査報告」とあるのは「会計監査報告書」と、同条第二項第二号中「総務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「子法人」とあるのは「子法人(日本私立学校振興・共済事業団法第三十一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。)」に」と、同法第三十九条の二第一項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、同法第四十条及び第四十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第四十二条中「財務諸表承認日」とあるのは「財務諸表承認日(日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。)」と読み替えるものとする。

第三十七条第七項を削り、同条中第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十八条第二項を削る。

第三十八条の二中「をいう」の下に「。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする」を加え、「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「第二項ただし書中」の下に「中期目標管理法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「を」を加え、「第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」に、「同条第五項中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」を「」、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画」とあるのは「であつて、その計画」に改める。

第四十条第一項中「第五十二条及び第五十三条」を「第五十条の二」に、「同法第五十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」を「同条第一項及び第二項中「中期目標管理法」に、「当該特定独立行政法人」を「当該中期目標管理法」に、「同条第二項及び同法第五十三条」を「同条第二項」に改め、「同法第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り」とあるのは「実績」と、同法第五十三条中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」とを削り、同条第二項中「第六十三条」を「第五十条の十」に、「特定独立行政法人以外の独立行政法人」を「中期目標管理法」に改め、「とあり、並びに同条第三項中「当該独立行政法人」を削り、「同条第二項」を「同項」に改め、「文部科学大臣」との下に「、同条第三項中「一般

職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように」とを加える。

第四十四条中「第六十五条」を「第三十五条の三」に、「「独立行政法人」を「「中期目標管理法」に、「同条第一項中「当該独立行政法人」を「「当該中期目標管理法」に改め、「同項中」を削る。

第四十六条第一号中「第十項」を「第九項」に、「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

第四十八条第十一号中「第六十五条第二項」を「第三十五条の三」に、「報告をせず、又は虚偽の報告をした」を「文部科学大臣の命令に違反した」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「第三十二条第四項」を「第三十二条第三項」に、「若しくは監事の意見を記載した書面」を「監査報告書又は会計監査報告書」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第三十三条」を「第三十二条第二項」に、「事業報告書」を「報告書」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第三十条第四項」を「第三十条第三項又は第三十二条第六項」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第十一条第四項若しくは第五項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

六 第二十一条の二において準用する独立行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
第四十八条に次の一項を加える。

2 事業団の子法人の役員が第十一条第六項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

（独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正）

第八十一条 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十一条中「独立行政法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）」に改める。

第十五条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

（独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正）

第八十五条 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国立研究開発法人科学技術振興機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十二条を次のように改める。

（理事の任期）

第十二条 理事の任期は、二年とする。

第十五条中「独立行政法人科学技術振興機構法」を「国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）」に改める。

第二十条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十三条中「主務省」及び「文部科学省」を削る。

附則第五条の二第三項中「第四号」を「第七号」に改める。

附則第五条の四の見出しを「(中長期目標及び中長期計画)」に改め、同条第一項中「第二十九条第一項」を「第三十五条の四第一項」に、「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

(独立行政法人理化学研究所法の一部改正)

第八十七条 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人理化学研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一条を次のように改める。

(理事の任期)

第十一条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十三条中「独立行政法人理化学研究所法」を「国立研究開発法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)」に改める。

第十七条第一項中「中期目標の期間」を「通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)」に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条第三項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十条中「主務省」及び「文部科学省」を削る。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正)

第八十八条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十二条を次のように改める。

(副理事長及び理事の任期)

第十二条 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

第十五条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)」に改める。

第十九条第一項中「中期目標(」を「通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標(次項及び次条において「中長期目標」とい、」に改め、同条第二項中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第二十条中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第二十三条第一項中「、中期目標の期間」を「、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)」に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十六条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

(独立行政法人海洋研究開発機構法の一部改正)

第九十二条 独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国立研究開発法人海洋研究開発機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十二条を次のように改める。

(理事の任期)

第十二条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十四条中「独立行政法人海洋研究開発機構法」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）」に改める。

第十八条第一項中「中期目標の期間」を「通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）」に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十一条中「主務省」及び「文部科学省」を削る。

(国立大学法人法の一部改正)

第九十三条 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十一条」を「―第三十一条の四」に、「第三十五条」を「第三十四条の二」に改める。

第七条第八項中「第四十八条第一項本文」を「第四十八条本文」に改める。

第十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第十一条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
第十一条の次に次の一条を加える。

（学長等への報告義務）

第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

第十五条第三項中「二年」を「その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時まで」に改める。

第二十二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第二十五条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、大学共同利用機関法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人（大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
第二十五条の次に次の一条を加える。

（機構長等への報告義務）

第二十五条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長に報告するとともに、

文部科学大臣に報告しなければならない。

第二十九条第三項を削る。

第三章中第三十一条の次に次の三条を加える。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあつては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価にあつては、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行わなければならない。

2 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等(同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあつては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会(第四項及び次条において「評価制度委員会」という。))に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。3 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあ

つては、その通知に係る事項及びその勧告の内容を公表しなければならない。

4 評価制度委員会は、第二項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならぬ。

4 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

5 評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

第三十二条第一項中「前条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十三条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十四条第二項を削る。

第五章中第三十五条の前に次の一条を加える。

(違法行為等の是正)

第三十四条の二 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をしておそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 国立大学法人等は、前項の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

第三十五条の表以外の部分中「第十七条まで」の下に、「第二十一条の四、第二十一条の五」を加え、「から第二十六条まで」を、「第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十六条」に改め、「第二十八条」の下に、「第二十八条の四」を加え、「から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条まで」を、「第三十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条」に改め、「これらの規定」の下に「（同法第三十一条第一項の規定を除く。）」を加え、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」を、「中期目標管理法の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標管理法役員」とあるのは「国立大学法人等役員」に改め、同条の表第十五条第二項、第十六条及び第二十四条から第二十六条までの項中「及び第二十四条から第二十六条まで」を、「第二十四条、第二十五条及び第二十六条」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十八条第二項	個別法	国立大学法人法
第二十八条の四	第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項 第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の人において読み替えて準用する第三十条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画	国立大学法人法第三十一条の二第一項 同法第三十一条第一項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）及び第三十一条第一項の年度計画

第三十五条の表第三十一条第一項の項を次のように改める。

第三十一条第一項			
中期目標管理法			
前条第一項			
主務省令			
主務大臣			
国立大学法人等（国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）			
同法第三十一条第一項			
文部科学省令			
文部科学大臣			

第三十五条の表第三十三条の項及び第三十四条第二項の項を削り、同表第三十八条第二項の項を次のように改める。

第三十八条第二項	（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）	及び会計監査報告
----------	--	----------

第三十五条の表第三十八条第四項の項中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に、「及び監事」を「及び監査報告」に、「監事及び会計監査人」を「監査報告及び会計監査報告」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十八条第四項第二号	総務省令	文部科学省令
-------------	------	--------

第三十五条の表第三十九条の項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条第二項第二号	総務省令	文部科学省令
第三十九条第三項	子法人に	子法人（国立大学法人法第十一条第七項に規定す

		国立大学法人の子法人及び同法第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人をいう。以下同じ。）に
第三十九条の二第一項	個別法	国立大学法人法

第三十五条の表第四十一条第一項の項を削り、同表第四十四条第三項の項の前に次のように加える。

第四十二条	財務諸表承認日	財務諸表承認日（国立大学法人法第三十五条において準用する第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。）
-------	---------	---

第三十五条の表第四十四条第三項の項を次のように改める。

第四十四条第三項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="689 645 782 1350"> 中期目標管理法人及び国立研究開発法人 </td> <td data-bbox="595 645 689 1350"> 第三十条第一項 </td> <td data-bbox="501 645 595 1350"> 同項の中期計画 </td> <td data-bbox="217 645 501 1350"> 同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号 </td> </tr> </table>	中期目標管理法人及び国立研究開発法人	第三十条第一項	同項の中期計画	同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="689 1350 782 2022"> 国立大学法人等 </td> <td data-bbox="595 1350 689 2022"> 国立大学法人法第三十一条第一項 </td> <td data-bbox="501 1350 595 2022"> 中期計画 </td> <td data-bbox="217 1350 501 2022"> 同条第二項第六号 </td> </tr> </table>	国立大学法人等	国立大学法人法第三十一条第一項	中期計画	同条第二項第六号
中期目標管理法人及び国立研究開発法人	第三十条第一項	同項の中期計画	同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号							
国立大学法人等	国立大学法人法第三十一条第一項	中期計画	同条第二項第六号							

第三十五条の表第四十四条第五項の項中「第四十四条第五項」を「第四十四条第四項」に改め、同表第四十五条第一項の項を次のように改める。

第四十五条第一項	第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号	国立大学法人法第三十一条第二項第四号
----------	--	--------------------

第三十五条の表第四十五条第五項の項中「第四十五条第五項」を「第四十五条第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十六条第二項	中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画	中期計画
----------	----------------------------------	------

第三十五条の表第四十八条第一項の項を次のように改める。

第四十八条	<p>不要財産以外の重要な財産</p> <p>第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号の計画を定めた場合であって、これらの</p>	<p>重要な財産</p> <p>国立大学法人法第三十一条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その</p>
-------	---	--

第三十五条の表第五十条の項の次に次のように加える。

第五十条の四第二項第一号	政令	文部科学省令
第五十条の四第二項第三号	の研究者 研究に	において専ら研究又は教育に従事する者 研究又は教育に
第五十条の四第二項第四号	第三十二条第一項	国立大学法人法第三十一条の二第一項
第五十条の四第二項第五号	第三十五条第一項	国立大学法人法第三十一条の四第一項
第五十条の四第三項	政令	文部科学省令
第五十条の四第四項	総務大臣	文部科学大臣
第五十条の四第五項	政令	文部科学省令
第五十条の四第六項	個別法	国立大学法人法
第五十条の六、第五十条の七 第一項、第五十条の八第三項 及び第五十条の九	政令	文部科学省令

第三十五条の表第五十二条第三項の項及び第六十五条第一項の項を削る。

第三十六条第二号中「第六項」を「第五項」に、「第三十四条第一項」を「第三十四条」に、「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第四十条中第十一号を削り、第十号を第十二号とし、同条第九号中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に、「若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面」を「監査報告又は会計監査報告」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第八号を削り、第七号を第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

八 第三十一条の第二第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

九 第三十四条の第二第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十一条第五項若しくは第六項若しくは第二十五条第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

第四十条に次の一項を加える。

2 第十一条第七項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一条第七項若しくは第二十五条第七項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

附則第十四条第一項中「同条の表第四十五条第五項の項」を「同条の表第四十五条第四項の項」に改める。

別表第一の備考第二号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正)

第九十七条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十三条を次のように改める。

(副理事長及び理事の任期)

第十三条 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十四条第二項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）」に改める。

第二十一条第一項中「、中期目標の期間」を「、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）」に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十五条の見出し中「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条中「第二十九条第一項」を「第三十五条の四第一項」に、「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第二十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十条第一号中「第五項又は第二十四条第一項」を「第四項又は第二十四条」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）

第九十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第十一項第三号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十七条第一項及び第十八条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
別表第一一号及び第二号を次のように改める。

一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 別表第一第五号から第八号までを次のように改める。
- 五 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 六 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 七 国立研究開発法人放射線医学総合研究所
- 八 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 別表第一第十号から第十三号までを次のように改める。
- 十 国立研究開発法人理化学研究所
- 十一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 十二 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 別表第一第十六号から第二十九号までを次のように改める。
- 十六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 十七 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 十八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 十九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 二十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 二十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 二十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 二十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 二十四 国立研究開発法人農業生物資源研究所
- 二十五 国立研究開発法人農業環境技術研究所
- 二十六 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 二十七 国立研究開発法人森林総合研究所
- 二十八 国立研究開発法人水産総合研究センター
- 二十九 国立研究開発法人産業技術総合研究所

別表第一第三十一号から第三十三号までを次のように改める。

三十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

三十二 国立研究開発法人土木研究所

三十三 国立研究開発法人建築研究所

別表第一第三十五号から第三十八号までを次のように改める。

三十五 国立研究開発法人海上技術安全研究所

三十六 国立研究開発法人港湾空港技術研究所

三十七 国立研究開発法人電子航法研究所

三十八 国立研究開発法人国立環境研究所

別表第二各号を次のように改める。

一 国立研究開発法人科学技術振興機構

二 国立研究開発法人産業技術総合研究所

三 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第八章 厚生労働省関係

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第四百四条 特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政執行法人の労働関係に関する法律

第一条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二条第一号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第三条第一項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第四条第四項、第七条第一項ただし書及び第二項、第八条ただし書、第九条、第十条、第十二条第一項並びに第十七条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二十五条の見出しを「(行政執行法人担当委員)」に改め、同条中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に、「特定独立行政法人の」を「行政執行法人の」に、「特定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法人担当使用者委員」に、

「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」に改める。

第二十六条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員、特定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法人担当公益委員、行政執行法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」に改める。

第二十九条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に、「特定独立行政法人を」を「行政執行法人を」に、「特定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」に改める。

第三十四条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改める。

第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び附則第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第二百五条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

第十九条の四第二項第二号中「特定独立行政法人の」を「行政執行法人の」に、「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

第十九条の十第一項中「特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員」を「行政執行法人とその行政執行法人職員」に改める。

第二十四条第二項及び第二十五条第一項中「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第七十七条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第五十八条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第六十二条を次のように改める。

（理事の任期）

第六十二条 理事の任期は、二年とする。

第六十九条第三項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

第七十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十五条の二中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七十五条の三第二項を削る。

第七十九条第一項第二号中「第七十五条第三項」を「第七十五条第二項」に改め、同項第三号中「第三項若しくは第六項又は第七十五条の三第一項」を「第二項若しくは第五項又は第七十五条の三」に改める。

第八十条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第二条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第三項中「を削り、適用する第一項」を「適用する前項」に、「第七十五条第三項」を「第七十五条第二項」に、「第三項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」に、「第三項、第七十五条の二第六項」を「第二項、第七十五条の二第五項」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第一百条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第七十五条の二第三項」を「第七十五条の二第二項」に改める。

(健康増進法の一部改正)

第一百六条 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)

第一百七十七条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十三条第四項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

第十七条第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十三条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第五条第八項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「を削り、読み替えられた第一項」を「読み替えられた前項」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第一百八条 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

第九条中「第六十一条」を「第五十条の三」に改める。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十二条第二項を削る。

第二十六条第一号中「第五項」を「第四項」に、「第二十二条第一項」を「第二十三条」に改め、同条第四号中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

第二十七条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第四条第二項中「第十七条第三項及び第四項」を「第十七条第二項及び第三項」に改める。

附則第五条の第二十一項の表第十六条第三項の項及び同条第十三項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

(独立行政法人国立病院機構法の一部改正)

第二百二十二条 独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「役員(第七条―第十二条)」を「役員及び職員(第七条―第十四条)」に、「第十三条―第十八条」を「第十五条―第二十条」に、「第十九条―第二十二条」を「第二十一条―第二十四条」に、「第二十三条」を「第二十五条・第二十六条」に改める。

第四条の見出しを「(中期目標管理法)」に改め、同条中「特定独立行政法人」を「中期目標管理法」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第二十三条第一号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三号中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に、「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第二十条」に改め、第五章中同条を第二十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第二十二条を第二十四条とする。

第二十一条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削り、同条を第二十三条とする。

第二十条第一号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に、「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第二十条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条第一項中「第十三条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条第二項を削り、第三章中同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第十八条とする。

第十五条第一項中「第十三条」を「第十五条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十七条とする。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十六条とし、第十三条を第十五条とする。

第二章中第十二条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十三条 機構の役員及び職員は、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(役員及び職員の地位)

第十四条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第二百二十三条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条(見出しを含む。)中「役員」を「理事」に改める。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条第二項を削る。

第三十八条第一号中「第三十三条第一項」を「第三十三条」に改める。

第三十九条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第十五条第五項及び第十七条第三項中「第三十一条第四項及び第五項」を「第三十一条第三項及び第四項」に改める。

(独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第二百二十六条 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第九条を次のように改める。

(理事の任期)

第九条 理事の任期は、二年とする。

第十二条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

第十六条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第十八条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、厚生労働省

の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正)

第二百二十七条 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十八条第二項を削る。

第十九条中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

第二十二條第二号中「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第十八条」に改める。

第二十三条中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

第二十七条第三号中「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第十八条」に改める。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正）

第三百三十条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律

第二条第一号中「独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター」に改め、同条第二号中「独立行政法人国立循環器病研究センター」を「国立研究開発法人国立循環器病研究センター」に改め、同条第三号中「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」に改め、同条第四号中「独立行政法人国立国際医療研究センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」に改め、同条第五号中「独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に改め、同条第六号中「独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

第三条第一項中「独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター」に改め、同条第二項中「独立行政法人国立循環器病研究センター」を「国立研究開発法人国立循環器病研究センター」に改め、同条第三項中「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」に改め、同条第四項中「独立行政法人国立国際医療研究センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」に改め、同条第五項中「独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に改め、同条第六項中「独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二 第二条各号に掲げる国立研究開発法人（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第四条第一項中「第二条各号に掲げる独立行政法人（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）」を「国立高度専門医療研究センター」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十条第一項中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に改め、同条第二項中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する

る研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）に改める。

第二十条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十三条第二項を削る。

第二十五条第二号中「第六項又は第二十三条第一項」を「第五項又は第二十三条」に改める。

第二十七条中「主務省」及び「厚生労働省」を削る。

第三十条第三号中「第六項又は第二十三条第一項」を「第五項又は第二十三条」に改める。

第九章 農林水産省関係

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第百四十八条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法

第一条、第三条及び第四条第一項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二 研究機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十六条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四項」を、「第三項」に改め、「第二項中「主務省（前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」とを削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十一条第一項第二号中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第二十二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正)

第五十二条 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所法

第一条、第二条及び第三条第一項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中期目標の期間」に、「第五項」を「第四項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「中期目標の期間」を「中期目標の期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十五条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条第二項を削る。

第二十条第二号中「第六項又は第十七条第一項」を「第五項又は第十七条」に改める。

第二十一条中「主務省」及び「農林水産省」を削る。

附則第六条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所

法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）」に改める。

附則第七条第三項及び第八条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附則第九条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第四項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）」に改める。

附則第十一条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第四項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）」に改める。

附則第十三条第六項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第五百五十七条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「独立行政法人水産総合研究センターの」を「国立研究開発法人水産総合研究センターの」に、「独立行政法人農業生物資源研究所の」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所の」に、「独立行政法人国際農林水産業研究センターの」を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの」に、「独立行政法人森林総合研究所の」を「国立研究開発法人森林総合研究所の」に改める。

附則第十二条の見出しを「（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例）」に改め、同条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「として、新研究機構法」を「として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）」に、「は、新研究機構法」を「は、同法」に改める。

附則第十三条の前の見出しを「（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等）」に改め、同条第一項及び第二項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「新研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同条第三項及び第四項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条第六項中「新研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「第四項」を「第三項」に改め、「同条第二項中「主務省（前条第二号に掲げる業務に係るもの）」については、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」とあるのは「農林水産省、財務省及

び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」とを削り、同条第七項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「新研究機構法第十六条第六項」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十六条第五項」に、「第四項まで」を「第三項まで」に、「と、新研究機構法」を「と、同法」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

附則第十四条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。
(国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第五十九条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「附則第二十九条の規定による改正後の」を削り、「新特労法」を「行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）」に改め、同条第三項中「附則第五十一条の規定による改正後の」を削る。

附則第八条第四項中「新特労法」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人又は」を「行政執行法人又は」に、「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

附則第二十五条中「（以下この条において「新給与法」という。）」を削り、「として前条」を「として同条」に、「対する新給与法」を「対する一般職の職員の給与に関する法律」に、「新給与法」を「同法」に、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

（森林国営保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十条 森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附則第九条中「研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「国が有する」を「研究所が承継した国が有していた」に、「を承継したときは、」を「であつて」に改め、「現に」を削り、「預託している」を「預託していた」に改める。

附則第十条中「第二条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（以下この条において「新研究所法」という。）」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）」に、「新研究所法」を「同法」に改める。

第十章 経済産業省関係

（電気用品安全法及び計量法の一部改正）

第六十二条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

一 （略）

二 計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第二項第二号

（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第六百六十四条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

一 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条（見出しを含む。）

二 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第十条（見出しを含む。）

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第六百六十六条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「第十九条第五項」を「第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）」に、「第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項」を「第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項」に、「第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四項」を「第三十二条（第三項を除く。）」、第三十五条（第五項を除く。）、「第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで」に改め、「及び第二項ただし書」の下に、「第四十六条の二（第五項を除く。）」を加え、「第六十五条第一項及び第二項」を削り、「同条第二号」を「同条第四号」に、「第七十一条第一号」を「第七十一条第一項第一号」に、「第五号」を「第六号」に、「第二十八条第二項」を「第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項」に、「第二項第七号」を「第二項第八号」に、「第三十三条、第三十八条第一項及び第四項」を「第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項」に改める。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正）

第七百七十二条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法）

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第七項」を「第六項」に、「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から

第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十六条第二項を削る。

第十九条第一項中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改め、同条第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改める。

第二十一条第二号中「第五項又は第十六条第一項」を「第四項又は第十六条」に改める。

第二十二条中「、主務省」及び「、経済産業省」を削る。

附則第七条第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第七十三条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

第一条、第三条及び第四条第一項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十二条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)」に改める。

第十八条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第十九条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十条第一項中「、主務省」及び「、経済産業省」を削る。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第七十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十七条第一号中「第五項又は第二十四条第一項」を「第四項又は第二十四条」に改める。

第二十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

附則第十三条の二第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十一章 国土交通省関係

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第八十一条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第二十条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第二十五条を次のように改める。

(理事の任期)

第二十五条 理事の任期は、二年とする。

第二十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」

に改め、同項を同条第三項とする。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二条第二項を削る。

第三十四条第一号中「第五項又は第三十二条第一項」を「第四項又は第三十二条」に改める。

第三十五条中「主務省」及び「国土交通省」を削る。

(独立行政法人土木研究所法の一部改正)

第百八十四条 独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国立研究開発法人土木研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第九条第二項中「独立行政法人土木研究所法」を「国立研究開発法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)」に改める。

第十四条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改める。

(独立行政法人建築研究所法の一部改正)

第百八十五条 独立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人建築研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人建築研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

第九条第二項中「独立行政法人建築研究所法」を「国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）」に改める。

第十三条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十五条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第九十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十三条第三項中「第三十条第二項第五号及び第四十八条第一項」を「第三十条第二項第六号及び第四十八条」に改める。

第十八条第三項を削り、同条第四項中「同項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十一条第二項を削る。

第二十三条第一項中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条第一号中「第五項、第二十一条第一項」を「第四項、第二十一条」に改める。

第二十七条中「主務省」及び「国土交通省」を削る。

附則第六条第二項中「第十九条第三項及び第四項」を「第十九条第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に、「同項」を「同条」に改める。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第九十六条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十四条第二項を削る。

第三十七条第一項及び第二項中「第十九条第五項」を「第十九条第九項」に、「第六十四条第一項及び第六十五条」を「及び第六十四条第一項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三十八条第一号中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条第三号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十九条第二号中「第三十条第四項」を「第三十条第三項又は第三十五条の三」に改め、同条第三号を削る。

第四十条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第三号中「第五項又は第三十四条第一項」を「第四項又は第三十四条」に改める。

第四十一条第四号中「第三十三条」を「第三十二条第二項」に改め、同条第五号中「第二号」を「第四号」に改める。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 削除

附則第三条第二項中「第三十二条第三項及び第四項」を「第三十二条第二項及び第三項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第九十九条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第三十三条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十九条第二項を削る。

第四十条第一項第一号中「第五項」を「第四項」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第四十一条中「主務省」及び「国土交通省」を削る。

附則第九条中「第三十四条第三項及び第四項」を「第三十四条第二項及び第三項」に改める。

附則第十二条第三項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第六項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

附則第十五条第一項中「同条第一項」を「同条」に改め、同条第二項中「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第二百一条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(中期目標管理法)

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

第十条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十八条第三項を削り、同条第四項中「同項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十九条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十九条第一項中「、主務省」及び「、国土交通省及び財務省」を削る。

附則第七条第七項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「第九項」を「前項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とする。

附則第八条中「第十九条第五項から第九項まで」を「第十九条第四項から第八項まで」に、「第十九条第五項中」を「第十九条第四項中」に、「第三項」を「前項」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条」に改める。

附則第十一条中「第十九条第五項及び第六項」を「第十九条第四項及び第五項」に改める。

第十三章 防衛省関係

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第二百七条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第五項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二百九条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第六十三条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
- 二 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人日本医療研究開発機構法の公布の日のいずれか遅い日

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)が食品表示法の施行の日以後である場合においては、第三十一条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第七項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。
附則第十二条の二(見出しを含む。)中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

第八条第七項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四百四条の規定による改正前の特定独立行政法人の労働関係に関する法律(以下「旧特労法」という。)第七条第一項ただし書の規定により旧特労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間は、第二条の規定による改正後の国家公務員法第八十条の六の規定の適用については、第四百四条の規定による改正後の行政執行法人の労働関係に関する法律(以下「新行労法」という。)第七条第一項ただし書の規定により新行労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日の前日において特定独立行政法人(通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「旧通則法」という。))第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員であった者であつて引き続き施行日に第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この条において「新給与法」という。)に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に特定独立行政法人の職員であつた者として第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の国家公務員災害補償法(以下この条において「新補償法」という。)第一条第一項に規定する被災職員(新補償法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員を除く。以下この条において「被災職員」という。)の新補償法第四条第一項に

規定する平均給与額を計算する場合において、当該被災職員について同項に規定する期間中に第四条の規定による改正前の国家公務員災害補償法第四条第三項第五号に該当する日があるときは、新補償法第四条第三項の規定の適用については、同項第五号中「当該行政執行法人」とあるのは、「当該行政執行法人、職員が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人」とする。

2 特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた被災職員に関する新補償法第五条第一項の規定の適用については、同項中「行政執行法人に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日において行政執行法人となつた特定独立行政法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）に」と、「当該行政執行法人」とあるのは「当該特定独立行政法人であつた行政執行法人」とする。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 旧特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間は、第五条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（次項において「新退手法」という。）第七条第四項の規定の適用については、新行労法第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間とみなす。

2 この法律の施行前に特定独立行政法人を退職した職員に対する新退手法第十条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項及び第五項中「行政執行法人の事務又は事業」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の事務又は事業」とする。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 施行日の属する年の前年一月一日から施行日の前日までの間において特定独立行政法人の職員であつたことのある者であつて施行日の属する年中に第七条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七条第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、特定独立行政法人の職員であつた間は、同項第三号に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により旧特労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間は、第十五条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律第三条第三項の規定の適用については、新行労法第七条第一項ただし書の規定により新行労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(独立行政法人日本医療研究開発機構法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中長期目標(通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法(以下「新通則法」という。))第三十五条の四第一項に規定する中長期目標をいう。以下同じ。)の策定に関する通則法改正法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「の規定の」とあるのは、「並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)第三十二条の規定による改正後の国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第二十条第一項の規定の」とする。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第三十七条の規定による改正後の公職選挙法第二百五十一条の四第一項の規定の適用については、同項に規定する行政執行法人には、特定独立行政法人を含むものとする。

(行政書士法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第四十一条の規定による改正後の行政書士法(次項において「新行政書士法」という。))第二条第六号の規定の適用については、特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間は、同号に規定する行政執行法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間とみなす。

2 特定独立行政法人の役員又は職員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者は、新行政書士法第二条の二第五号に該当する者とみなす。

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第五十六条の規定による改正後の総合法律支援法(以下この条において「新支援法」という。))第二十三条第三項、第四項、第六項及び第七項並びに第二十三条の二並びに新支援法第四十八条において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に日本司法支援センター(以下この条において「支援センター」という。))の理事長又は監事である者の任期(補欠の支援センターの理事長又は監事の任期を含む。))については、新支援法第四十八条において読み替えて準用する新通則法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日において支援センターの監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される支援センターの監事(補欠の支援センターの監事を除く。))の任期に係る新支援法第四十八条において読み替えて準用する新通則法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるもの」とし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む日本司法支援センターの」とする。

4 新支援法第四十一条の二の規定は、支援センターの施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

(独立行政法人造幣局法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行日の前日を含む中期目標の期間(旧通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次条第一項において同じ。)に係る積立金(旧通則法第四十四条第一項に規定する積立金をいう。次条第一項において同じ。)の処分については、第六十七条の規定による改正前の独立行政法人造幣局法第十五条第一項、第二項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「中期目標の期間」とあるのは「事業年度」と、「通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正後の通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」とする。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日の前日を含む中期目標の期間に係る積立金の処分については、第六十八条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局法第十五条第一項、第二項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「中期目標の期間」とあるのは「事業年度」と、「通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正後の通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」とする。

2 独立行政法人国立印刷局の年度目標(新通則法第三十五条の九第一項に規定する年度目標をいう。)の策定に関する通則法改正法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「の規定の」とあるのは、「並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)第六十八条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号)第十八条の規定の」とする。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に第七十条の規定による改正前の教育公務員特例法(以下この条において「旧教育公務員特例法」という。)第三十四条第一項に規定する共同研究等であつて同項に規定する指定特定独立行政法人に係るものに従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた研究施設研究教育職員(旧教育公務員特例法第三十四条第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。)の当該休職に係る期間で、旧教育公務員特例法第三十四条第一項の規定に基づき国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなされていたものに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第七十二条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法(以下この条において「新事業団法」という。)第十一条第

三項、第四項、第六項及び第七項、第十一条の二並びに第十三条の三並びに新事業団法第三十二条の二において準用する新通則法第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）の監事である者の任期（補欠の事業団の監事の任期を含む。）については、新事業団法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に文部科学大臣が第七十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（次項において「旧事業団法」という。）第二十六条において準用する旧通則法第二十九条第一項の規定により事業団に指示している同項の中期目標は、文部科学大臣が新事業団法第二十六条において準用する新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなす。

4 この法律の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十六条において準用する旧通則法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画は、新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十条第一項の規定により認可を受けた同項の中期計画とみなす。

5 施行日を含む事業年度に係る新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第十六条第四項の規定により日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

6 新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十二条の規定は、事業団の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

（国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第九十三条の規定による改正後の国立大学法人法（以下この条において「新大学法人法」という。）第十一条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十一条の二、第二十五条第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第二十五条の二並びに新大学法人法第三十五条において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に国立大学法人等（新大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）の監事である者の任期（補欠の国立大学法人等の監事の任期を含む。）については、新大学法人法第十五条第三項（新大学法人法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新大学法人法第三十一条の二及び第三十一条の三の規定は、国立大学法人等の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

4 国立大学法人等の施行日の前日を含む中期目標（第九十三条の規定による改正前の国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標

をいう。)の期間の終了時の検討に関する新大学法人法第三十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標」とあるのは、「中期目標」とする。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標の策定に関する通則法改正法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「の規定の」とあるのは、「並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)第九十七条の規定による改正後の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第五十五号)第二十五条の規定の」とする。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前に第九十九条の規定による改正前の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(以下この条において「旧研究開発能力強化法」という。)第十七条第一項に規定する共同研究等であつて特定独立行政法人に係るものに従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法第四十三条の規定により休職にされた旧研究開発能力強化法第二条第十一項に規定する研究公務員の当該休職に係る期間で、旧研究開発能力強化法第十七条第一項の規定に基づき国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなされていたものに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により旧特労法第四条第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間は、新行労法第七条の規定の適用については、同条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(労働組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、第二百五条の規定による改正前の労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は同項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる日の前日までは、新行労法第二十五条の規定の適用については、第二百五条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人又は同項に規定する行政執行法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命された委員とみなす。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 特定独立行政法人の役員又は職員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者は、第百八条の規定

による改正後の社会保険労務士法（次項において「新社会保険労務士法」という。）第五条第八号に該当する者とみなす。

2 新社会保険労務士法第八条第五号及び別表第二第八号の規定の適用については、特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間は、同条第五号及び同表第八号の行政執行法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間とみなす。

（独立行政法人国立病院機構法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立病院機構の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続き独立行政法人国立病院機構の職員となるものとする。

第二十四条 前条の規定により独立行政法人国立病院機構（以下「施行日後の国立病院機構」という。）の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、施行日後の国立病院機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第二十五条 附則第二十三条の規定により施行日後の国立病院機構の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の国立病院機構は、前項の規定の適用を受けた施行日後の国立病院機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き在職期間を施行日後の国立病院機構の職員とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人国立病院機構（以下「施行日前の国立病院機構」という。）に職員として在職する者が、附則第二十三条の規定により引き続き施行日後の国立病院機構の職員となり、かつ、引き続き施行日後の国立病院機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の国立病院機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の国立病院機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の国立病院機構は、施行日の前日に施行日前の国立病院機構の職員として在職し、附則第二十三条の規定により引き続き施行日後の国立病院機構の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の国立病院機構を退職したものであって、その退職した日まで施行日前の国立病院機構の職員として在職したものとすれば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例によ

り算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第二十六条 施行日前に旧特労法第十八条の規定に基づき施行日前の国立病院機構がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の国立病院機構とその職員に係る旧特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する旧特労法第三章（第十二条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（課税の特例）

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受ける名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。